

	7年 社会保険の改正・・・・・・・・ 3	1 一般的な例(昇給があったとき)	
	料に関する改正 · · · · · · · · · · · · · · · · · 3	2 昇給が続いたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・4	3 昇給分がさかのぼって支給されたとき	
	:に関する改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	4 勤務体系(契約時間)が変更になったとき	
	:保険に関する改正····································	5 転居に伴う通勤手当変更の申請が遅れた場合の	
	報酬月額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	起算月	
標準	報酬月額は等級で区分されています・・・・・ 10	6 報酬月額で随時改定したいとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
標準	報酬月額を決める時期と適用期間・・・・・・ 11	月額変更届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	は標準報酬月額決定のもとになります・・・・・11	月額変更届に関する通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	で支給されるものの取り扱い・・・・・・・12	月額変更届Q&A·····	
極强	に関する通達・・・・・・・・・・・・・・ 13	⑤ 産前産後休業・育児休業等終了時改定 · · · · · · · ·	56
	Q&A · · · · · · · · 13	●産前産後休業・育児休業等終了時改定とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
3 定時	決定(算定基礎届) · · · · · · · · · · · · · · · · · 14	育児休業等終了時月額変更届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
●算	定基礎届とは · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 賞与支払届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
●算	定基礎届の記入例・・・・・・・・・・・17	●標準賞与額とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
1	一般的な例:4·5·6月とも支払基礎日数が17日以	賞与支払届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	上のとき・・・・・・・・・・・・17	賞与不支給報告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
2	支払基礎日数に17日未満の月があるとき・・・ 18	②電子申請・電子媒体申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
3	給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき	■電子申請による届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
		■電子媒体による届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
4	現物給与があるとき・・・・・・・・・20		
5	賞与が年4回以上支給されたとき・・・・・・21	- 保険料とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	産前産後休業や育児休業等に入ったとき・・・・22	産前産後休業・育児休業等期間中の保険料免除	73
●特	別な算定方法が行われます(保険者算定) 23	保険料の控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	験者算定の場合の算定基礎届の記入例・・・・・24	保険料の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	育児休業中等で報酬を受けていないとき・・・・ 24	賞与にかかる保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		保険料に関する通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	4月・5月・6月の給与の一部が7月以降に遅配された	保険料Q&A····································	
J	とき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	9 知っておきたい社会保険の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	低額の休職給を受けたとき・・・・・・・・・・・27	適用事業所と任意適用事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	給与の締日が変更になり支払基礎日数が増加した	被保険者となる人・ならない人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
5	とき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	被保険者の資格取得日	84
6	3ヵ月平均額と年平均額の間に2等級以上の差が生	標準報酬月額の資格取得時決定	
O	じるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	健康保険に加入する家族(被扶養者)	
7		国民年金第3号被保険者の届出	
,	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・· 30	被保険者資格の喪失	
A 15	パートタイム労働者の算定基礎届と記入例・・・・・32	退職後の健康保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	定方法······32	らの歳以上の退職後継続再雇用の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ルフス 32 パートタイム労働者の算定基礎届の記入例 33	70歳以上の虚職後極利円雇用の場合 70歳に到達した時の届出	
	ディスカ働省の昇足基礎届い記入例 33 時間労働者の算定基礎届と記入例 34		92
		付録 社会保険の適用に関する主な事務手続き一覧・・・・・・・	7
	定方法 34 35 35 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37		
	時間労働者の算定基礎届の記入例・・・・・・・35	パートタイム労働者と短時間労働者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(基礎届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・ 36 mg/st 20 m	全国の事務センター一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	'基礎届に関する <u>通達 38</u> 38 38 38 38 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	全国の年金事務所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	O歳以上被用者の算定基礎届と記入について・・・39	健康保険・厚生年金保険の保険料額表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(基礎届Q&A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都道府県別現物給与の標準価額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	定基礎届のまとめ(届出用紙送付~提出まで) 42	・本冊子は、令和7年4月1日現在の情報等に基づいて作成しています。	
	改定(月額変更届) · · · · · · · · · · · · 44	・本冊子の届書記入例等で使用している氏名・住所・事業所名・代表者名等は、事例として用いるものです。実在の人物・事業所とは何ら関係ありません。	いて
	額変更届とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	・本冊子の記入例は、協会けんぽおよび日本年金機構の標準的な記入方法に合わせてあり	ます。
	額変更届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・47	健康保険組合や原生在会甚会においては、記入方法が異なる場合があります。	

保険料に関する改正

令和7年 社会保険の改正

厚生年金の保険料率は、平成 29 年 9 月から一般・坑内員・船員ともに 183/1000 に統一されています。平成 27 年 10 月から厚生年金保険に加入することになった公務員、私学教職員のうち、公務員は平成 30 年 9 月から保険料率が統一され、私学教職員の厚生年金保険料率は段階的に引き上げられます。

また食事にかかる現物給与の価額が改定され、本年4月から適用されました。

平成29年9月~

厚生年金保険料は、183/1000で固定

厚生年金保険の一般被保険者の保険料率は段階的に引き上げられていましたが、平成29年9月から183/1000で固定されています。坑内員・船員の保険料率も平成29年9月から183/1000となりました。

なお、平成27年10月から厚生年金保険に加入することとなった公務員、私学教職員のうち、公務員の保険料率は、平成30年9月から183/1000となり統一されています。私学教職員の保険料率は段階的に引き上げられ、最終的に厚生年金の保険料率(183/1000)に統一されます(71頁参照)。

平成29年9月~

一般、坑内員·船員 183/1000

●子ども・子育て拠出金率は0.36%を維持 令和7年4月~

子ども・子育て拠出金にかかる子ども・子育て拠出金率は、令和7年4月分からも令和7年3月分までと変わらず3.6/1000となりました。

●国民年金保険料は、17,510円になりました 令和7年4月~

国民年金保険料は法定額に年度ごと改定率を乗じた額となりますが、令和7年度の国民年金保険料は、昨年度より530円引き上げの17,510円となりました。令和8年度はここから410円引き上げられ、17,920円となることが決まっています。

■保険料額

令和7年度	17,510円
令和8年度	17,920円

令和7年4月~

現物給与の価額が改定

食事や住宅の貸与など現物で支給される報酬の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。この額が厚生労働省告示により改定され、令和7年4月より適用されています。

令和7年度は多くの都道府県で食事で支払われる報酬価額が改定され、東京都でも変更されています。全国の現物給与の価額については、98頁に掲載しています。また、住宅で支払われる報酬価額は改定されず、昨年度から変更ありません。

※現物給与の価額は、12頁のとおり、勤務地の価額が用いられます。

※健康保険組合では現物給与の価額について、規約により別段の定めをすることができます。

適用に関する改正

令和7年1月~

延滞金の割合は据え置き

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料および子ども・子育て拠出金等にかかる延滞金の割合は、令和7年1月からも「年8.7%(納期限の翌日から3月を経過するまでの期間は年2.4%)」で据え置きとなりました。

令和9年10月~など(予定)

短時間労働者等の適用拡大の今後の方向性

短時間労働者への被用者保険の適用要件は、令和6年10月に企業規模要件が「従業員50人超」に引き下げられ、下表のようになっています。今後の適用拡大の方向性が厚生労働省で検討されています。企業規模要件と賃金要件の撤廃が検討されており、実現すると、すべての企業等で、年収にかかわらず、週20時間以上働くと被用者保険が適用されることとなります。

■短時間労働者等の社会保険適用の要件

	事業所の規模	労働時間	賃金	勤務期間	学生除外
令和6年10月~	常時50人超	週所定労働時間 20時間以上	月額88,000円以上	2ヵ月超見込み	学生ではない
見直しの方向性	撤廃* ※必要な配慮措置や 支援策を講じる	見直さない	撤廃 ※最低賃金の動向を踏まえ つつ、撤廃の時期に配慮	変更なし	見直さない

*企業規模要件は段階的に撤廃

令和 9年10月~ 35人超

令和11年10月~ 20人超

令和11年10月~ 20人超 令和14年10月~ 10人超

令和17年10月~ 規模要件なし

非適用業種の個人事業所

現在は従業員数に関わらず任意適用

→【見直しの方向性】5人以上事業所:強制適用、5人未満事業所:任意適用

※令和11年10月以降に新設の事業所が対象。既存事業所は対象とすることを見送り。

年金に関する改正

令和7年4月~

令和7年度の年金額はプラス1.9%

令和7年度の年金額を決める根拠となるのは、対前年の物価変動率や名目手取り賃金変動率です。物価変動率はプラス2.7%、名目手取り賃金変動率はプラス2.3%でした。

「賃金変動率・物価変動率ともにプラスで、物価変動率 が賃金変動率を上回る」ときには、年齢に関わらず賃金変 動率 (プラス2.3%) を基準に改定されます。

令和7年度は、マクロ経済スライドの調整率マイナス0.4%が差し引かれ、その結果、プラス1.9%の改定となりました。

■令和7年度の主な年金額等(新規裁定者の額)

項目	年金額等
老齢基礎年金(満額)	831,700円
障害基礎年金(1級)	1,039,625円
障害基礎年金(2級)	831,700円
遺族基礎年金	831,700円
子の加算額(1人目・2人目)	239,300円
子の加算額(3人目以降)	79,800円
配偶者加給年金額	239,300円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額	623,800円

時期未定

20歳代~50歳代に死別した配偶者の遺族厚生年金の改正

20歳代~50歳代に死別した18歳未満の子がない配偶者の遺族厚生年金の改正が検討されています。現行制度では、子がない夫は、妻の死亡時に55歳以上だった場合に60歳から支給される一方、子がない妻は、夫の死亡時に30歳以上であれば終身で支給され、30歳未満でも5年間の有期給付があります。改正案では、夫・妻いずれの場合も5年間の有期給付となります。

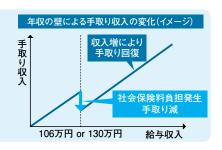
有期給付となる配慮措置として、年金額の増額も検討されています。子のない60歳未満の夫は施行日から有期給付の対象となり、子のない妻は、経過措置として、有期給付の対象年齢は30歳未満から段階的に引き上げるとされています。施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金は、改正前の給付内容が維持されます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

パート・アルバイトなどで働く短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、 「年収の壁・支援強化パッケージ」が令和5年10月から開始されています。

「年収の壁」とは

会社員・公務員の配偶者で健康保険(共済組合)の被扶養者や国民年金の第3号被保険者となっている短時間労働者が、年収が一定水準を超えると扶養や3号被保険者からはずれ保険料負担が発生して手取り収入が減ってしまうことから、就業調整してしまうこと。



■「106万円の壁」への支援策

106万円の壁

従業員101人以上の企業で働く短時間労働者が年収106万円以上になるなどすると、健康保険・厚生年金に加入し保険料負担が発生するため、これを避けて就業調整してしまうこと。

<支援策>

短時間労働者が新たに健康保険・厚生年金に加入することで手取り収入を減らさない取り組みを実施する企業に対し、労働者1人あたり最大50万円のキャリアアップ助成金が支給されます(令和7年度末までの適用が対象)。また、社会保険適用に伴い、保険料負担を軽減するための手当を支給した場合、その手当分は保険料の算定対象としないことで(本人負担分まで)、手当を支給しやすくします。

《取り組み内容》

- ・賃上げによる基本給の増額
- ・所定労働時間の延長
- ·社会保険適用促進手当の支給
- ※社会保険適用促進手当は、本人負担分の保険 料相当額を上限として標準報酬月額の算定に 考慮されません(標準報酬月額10.4万円以下 の人が対象、最大2年間)。 在職老年金の支給 停止額の算定にも考慮されません。

■「130万円の壁 | への支援策

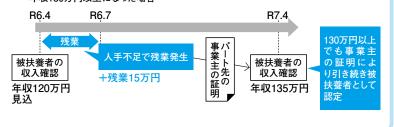
130万円の壁

主に従業員100人以下の企業で働く短時間労働者が年収130万円以上となると、国民健康保険・国民年金に加入し保険料負担が発生するため、これを避けて就業調整してしまうこと。

<支援策>

一時的に年収が130万円以上となる場合、被扶養者認定の際に「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を添付することで、引き続き被扶養者として認定される場合があります(総合的に判断されます)。連続して2回までの認定が上限となります。

例 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、 年収130万円以上になった場合



健康保険に関する改正

令和7年4月~

入院時食事療養費・生活療養費(食費分)の標準負担額の引き上げ

入院時食事療養費、および入院時生活療養費(食費分)の標準負担額が、昨年6月に続き引き上げられました。

■入院時食事療養費 標準負担額

区分	令和6年6月~	令和7年4月~
一般	490円	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者 の方(住民税非課税世帯を除く)	280円	300円
住民税非課税世帯の方	230円	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間 の入院日数が90日を超えている場合	180円	190円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	110円	110円

■入院時生活療養費(食費分)標準負担額

	区分	令和6年6月~	令和7年4月~
課	医療区分I (II・II以外の方)	490円 (450円)*	510円 (470円)*
課税世帯	医療区分II・III (医療の必要性の高い方)	490円	510円
	難病患者等	280円	300円
	· f得者Ⅱ 民税非課税世帯)	230円	240円
低所得者I (年金収入80万円以下等)		140円	140円

*()内は管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合。

健康保険証廃止に伴うマイナ保険証への移行について

令和6年12月をもって健康保険証の新規発行は終了し、病院等を受診する際は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を提示して資格確認を行うことが基本となっています。

■マイナ保険証の使い方

- ①窓口に設置されたカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②顔認証または暗証番号(4ケタ)で本人確認を行う
- ③過去の医療情報等を提供することに同意するかを選択する

・マイナ保険証未対応の医療機関等では…

マイナ保険証に加えて、健康保険組合や協会けんぽから交付される「資格情報のお知らせ」を提示することで、保険診療が受けられます。

※資格情報のお知らせの代わりにマイナポータルの資格情報画面の提示でも可。 ※資格情報のお知らせには、健康保険の記号・番号などが記載されています。

■マイナ保険証を持っていない場合

健康保険組合等が発行する「資格確認書」を提示することで、保険診療が受けられます。

マイナ保険証を紛失して一時的に「資格確認書」が必要な方や、マイナ保険証での受診等が困難な方(ご高齢の方や障害をお持ちの方など)は、健康保険組合等へ申請してください。 ※従来の健康保険証も、令和7年12月1日までは使用できます。



マイナンバーカード

資格情報のお知らせ



※協会けんぽの見本

資格確認書



※協会けんぽの見本

手続きを 忘れずに

- ●新たに健康保険組合等に加入したときや、家族を扶養に入れたときは、会社に本人や家族のマイナンバーを届け出てください。
- ●会社を退職するときは、有効期限内の健康保険証や資格確認書を持っている場合は、本人・ 家族分ともに健康保険組合等に返却してください。

社会保険の適用に関する主な事務手続き一覧

項目	届け出るとき	届書・申請書	提出期限	頁参照
	従業員を雇用したとき	被保険者資格取得届 被扶養者がいる場合: 被扶養者(異動)届	5日以内	84頁
	被保険者が退職または死亡したとき	被保険者資格喪失届	5日以内	89頁
	退職後、健康保険に加入を続けるとき	健康保険任意継続被保険者資格取得 申出書	20日以内	90頁
	被保険者が70歳になったとき	70歳到達届*1	5日以内	92頁
被保険者 について	70歳以降も老齢給付の資格期間を満 たすまで厚生年金保険に加入するとき	高齢任意加入被保険者資格取得申出· 申請書	すみやかに	91頁
	被保険者が産前産後休業を取得したとき 産前産後休業期間が変更・終了となったとき	産前産後休業取得者申出書 産前産後休業取得者変更(終了)届	産前産後休業 期間中	73頁
	被保険者が育児休業等を取得したとき 育児休業終了予定日前に育児休業を終 了したとき	育児休業等取得者申出書(新規·延長) 育児休業等取得者終了届	すみやかに	73頁
	被保険者の氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更(訂正)届*2	すみやかに	85頁
	被保険者の住所に変更があったとき	被保険者住所変更届(第3号被保険者 住所変更届と複写式)*2	すみやかに	85頁
	7月1日現在の報酬を届けるとき (定時決定)	被保険者報酬月額算定基礎届	7月1日から 10日まで	14~ 43頁
	給与が大幅に変わったとき (随時改定)	被保険者報酬月額変更届	すみやかに	44~ 55頁
標準報酬 月額	産休終了後報酬が変動したとき (産前産後休業終了時改定)	産前産後休業終了時報酬月額変更届	すみやかに	56~ 59頁
	育休等終了後報酬が変動したとき (育児休業等終了時改定)	育児休業等終了時報酬月額変更届	すみやかに	56~ 59頁
	3歳未満の子を養育しながら働き、報酬 が養育開始前の報酬を下回るとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額 特例申出書	子の養育開始のとき	57頁
標準賞与額	賞与等を支払ったとき	被保険者賞与支払届	5日以内	60~ 63頁
被保険者証	被保険者証を失くしたり、き損したとき	健康保険被保険者証再交付申請書	すみやかに	85頁
被扶養者 (健保)	雇用した従業員に被扶養者がいるとき 被扶養者に異動があったとき	被扶養者(異動)届	5日以内	86~ 87頁
国民年金 (第3号)	被扶養配偶者が第3号被保険者に該当 したときなど			88頁

^{*1} 条件により省略可(92頁参照)

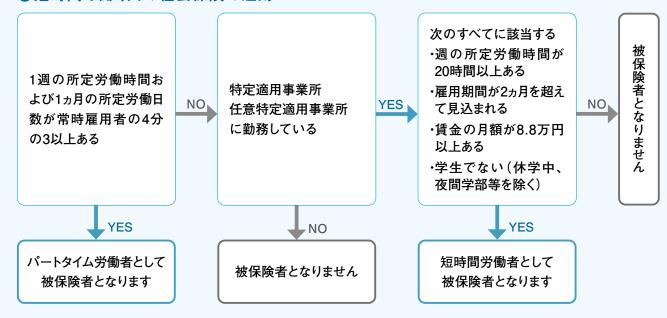
^{*2} マイナンバーの利用により日本年金機構への届出を省略可

パートタイム労働者と短時間労働者

「パートタイム労働者」と「特定適用事業所等に勤務する短時間労働者」は、一定の条件のもと、社会保 険の適用対象となります。

パートタイム労働者と短時間労働者の届出については、算定基礎届や月額変更届などで一般被保険者とは支払基礎日数の基準が異なることがありますので、ご注意ください。

●短時間で働く人の社会保険の適用



特定適用事業所と任意特定適用事業所

平成28年10月から短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象者となり、平成29年4月、令和4年10月、令和6年10月に対象が拡大されました。対象になるのは次の事業所となります。

●特定適用事業所

- ・事業主が同一(法人番号が同じ法人事業所または個人事業所)である1または2以上の適用事業所であって、当該事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が1年のうち6ヵ月以上50人を超える事業所。
- ・国または地方公共団体に属する事業所。

●任意特定適用事業所

・労使合意(働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること)に基づき日本年金機構に申出をした事業所。

パートタイム労働者 算定基礎届の記入例→ 33頁

「1週間の所定労働時間」および「1ヵ月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の4分の3以上(「4分の3基準」といいます)であるパートタイム労働者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

本誌では、パートタイム労働者と表記しています。※一部、短時間就労者(パート)としています。

●パートタイム労働者の支払基礎日数の基準

定時決定 (算定基礎届)

17日以上の月があればその月。 なければ15日以上の月。いずれ も15日未満であれば従前の額

届出上の注意点

「7.パート」に○をつけてください

随時改定 (月額変更届)

継続した3ヵ月とも17日以上。

産前産後・ 育児休業等終了時改定

17日以上の月があればその月。なければ15日以上の月。

届出上の注意点

「4.パート」に○をつけてください



短時間労働者

~特定適用事業所等に勤務する方のみ対象~

算定基礎届の記入例→ 35頁

上記4分の3基準を満たさない場合であっても、特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、34 頁の要件に該当した場合は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

本誌では、短時間労働者と表記しています。

●短時間労働者の支払基礎日数の基準

定時決定 (算定基礎届)

11日以上の月。

届出上の注意点

「6.短時間労働者(特定適用事業所等)」 に○をつけてください

随時改定 (月額変更届)

継続した3ヵ月とも11日以上。

届出上の注意点

「3.短時間労働者(特定適用事業所等)」 に○をつけてください

産前産後・ 育児休業等終了時改定

11日以上の月。

届出上の注意点

「3.短時間労働者(特定適用事業所等)」 に○をつけてください

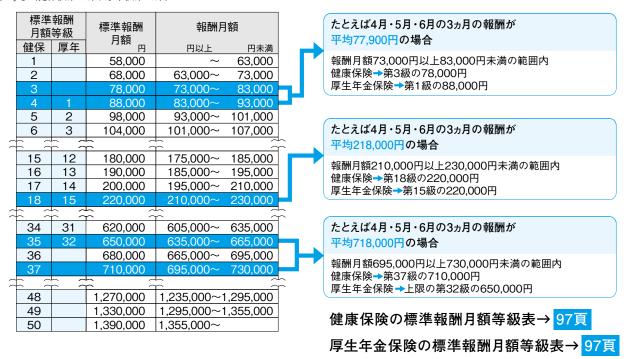
2 標準報酬月額

標準報酬月額とは

毎月の保険料や保険給付の計算をするときに用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬をいくつかの幅(等級)に区分した仮の報酬月額(標準報酬月額等級区分表)に当てはめて決められます。

標準報酬月額は等級で区分されています

健康保険の標準報酬月額は、第1級の58,000円から第50級の1,390,000円までの全50等級に区分されています。厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級の88,000円から第32級の650,000円の32等級に区分されています。(健保法第40条、厚年法第20条)



任意継続被保険者の標準報酬月額

資格喪失時の標準報酬月額を上限として各健康保険組合が規約で定めた額を標準報酬月額とします。各健康保険組合にお問い合わせください。なお、任意継続被保険者については、保険料の事業主負担はなく、全額自己負担となります。(健保法第47条、161条)

2以上の事業所に勤務する人の標準報酬月額

各事業所で受けた報酬を合算して、標準報酬月額が決められ(標準賞与額も同様)、保険料は、それぞれの事業所の報酬月額に按分して計算されます。(健保法第44条③、厚年法第24条②)

等級の上限は変わることがあります

健康保険では、毎年3月31日現在で、標準報酬月額の上限該当者が全被保険者の1.5%を超え、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から政令で上限額を改定することができます。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならないこととされています。(健保法第40条②)

厚生年金保険では、毎年3月31日現在で、全被保険者の標準報酬月額の平均額の2倍相当額が上限額を超え、その状態が継続すると認められるときは、健康保険の等級区分を参考にして、その年の9月1日から政令で上限額を改定することができます。(厚年法第20条②)

※上記のしくみとは別に、厚生年金保険の標準報酬月額の上限は、令和9年9月より現在の65万円から75万円に引き上げることが検討されています。

標準報酬月額を決める時期と適用期間

標準報酬月額は、①入社時に決められる「資格取得時決定」、②毎年決まった時期に見直される「定時決定」、③報酬が大幅に変動した場合に改定される「随時改定」、④産前産後休業者・育児休業者が職場復帰し報酬に変動があったときなどに改定される「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」によって、決められた標準報酬月額と現在の報酬額との間に大きなズレが生じないよう、見直しや改定が行われます。

■標準報酬月額の決定方法・届出時期・適用期間



※随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定に該当する場合は、8月を待たずに改定されます。



全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 ➡ 事務センター(年金事務所)へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 ➡ 事務センター(年金事務所)および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

※算定基礎届・月額変更届については、資本金が1億円を超えるなど特定の法人は、電子申請での提出が義務づけられています。

報酬は標準報酬月額決定のもとになります

報酬とは、標準報酬月額の算定のもととなるもので、その名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるものをいいます。金銭(通貨)に限らず、現物で支給される食事や住宅、通勤定期券も報酬に含まれます。臨時に受けるものは報酬の対象となりません。年3回以下支給される賞与は標準賞与額の対象となります。

※年4回以上支給される賞与や手当については21頁もご覧ください。

■報酬となるもの・ならないもの (支給名称にかかわらず、恩恵的なものか、臨時的なものか等で判断されます)

	報酬となるもの	報酬とならないもの	
通貨で支給 されるもの	基本給(月給・週給・日給等)、能率給、奨励給、役付 手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、 日直手当、宿直手当、家族手当、扶養手当、休職手当、 通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、継続 支給する見舞金、年4回以上の賞与 など	当、 健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年3回以下の賞 当、 与 など	
現物で支給 されるもの	通勤定期券、回数券、食事、食券、社宅、寮、被服(勤 務服でないもの)、自社製品 など	制服、作業着 (業務に要するもの)、見舞品、食事 (本人の負担額が、厚生労働大臣が定める価額により算定した額の2/3以上の場合) など	

現物で支給されるものの取り扱い

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅 (社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期 券などで支給するものを現物給与といいます。

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)の価額は、厚生労働大臣が告示で定め、この価額に基づき通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額が決められます。

都道府県別現物給与の価額一覧→ 98頁

■現物給与の価額(東京都)

令和7年4月1日適用

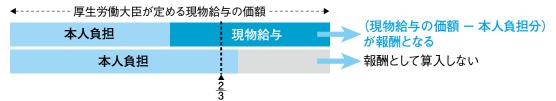
			四十十八八口巡九	
	1人1ヵ月		24,300 円	
	1人1日		810円	
食事の給与		朝食	200 円	
	内訳	昼食	280 円	
		夕食	330 円	
住宅の給与(*	人1ヵ月畳1畳	につき)	2,830 円	
その他の給与		時 価		

(R7.2.28厚生労働省告示第46号)

※健康保険組合の場合は、規約で別段の定めをすることができます。

事業主が被保険者に社員食堂などで食事を支給した場合などは、都道府県ごとに厚生労働大臣が 定める価額で通貨に換算して報酬に算入します。被保険者からその一部を徴収する場合は、上記価額 から本人負担分を差し引いた額が報酬となります。ただし、被保険者が当該価額の2/3以上を負担す る場合は、現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

食事が 支給される 場合



例

昼食を21日分支給した場合

現物給与の価額

昼食280円×21日=5,880円

現物給与の価額の2/3

5,880円×2/3=3,920円

被保険者の負担額が3,920円未満→現物給与の価額から負担額を引いた額が報酬 被保険者の負担額が3,920円以上→現物給与とならず、報酬に算入されない

住宅が 提供される 場合

事業主が被保険者に社宅や寮を提供している場合は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額で通貨に換算して報酬に算入します。算出には、居住用の室を対象とし、玄関・台所・トイレ・浴室・廊下など居住用以外の室、営業用の室は含めません。畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算します。被保険者からその一部を徴収する場合は、上記価額から本人負担分を差し引いた額を算入します。月の途中からの入居の場合、日割計算を行います。

◆------厚生労働大臣が定める現物給与の価額 ------------

本人負担

現物給与 =

→ 報酬として算入する

通勤定期券

通勤費を定期券や回数券で支給した場合は、現物給与として取り扱われますので、その全額を報酬として算入します。3ヵ月または6ヵ月単位でまとめて支給する通勤定期券は、1ヵ月あたりの額を算出して報酬とします。

現物給与は勤務地の価額で計算

1 勤務地がA県、社宅がB県にある場合

被保険者の人事労務・給与管理がされている事業所が所在する地域の価額で算定するため、勤務地である A県による価額で計算します。

2 本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合

現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額が望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額によります。

派遣労働者の場合は、派遣先の事業所ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

通達 抜粋

報酬の範囲

(1)通勤手当

定期券を購入し支給することは、被保険者が事業主から受ける利益の一つであり、金銭で支払われるもののほか現物で支払われるものも労働の対償となり得る。(S32.2.21保文発第1515号)

3ヵ月または6ヵ月ごとに支給される通勤手当は、支給の実態は、原則として毎月の通勤に対し支給され、被保険者の通常の生計費の一部に充てられているため、報酬となる。この場合、月額に換算して報酬に含めることになる。(S27.12.4保文発第7241号)

(2)休職手当

傷病による休職期間中に支給する休職手当、退職予定者に対し一定期間支給される待命手当等は報酬である。(S25.1.12保文発第44号)

(3)私傷病手当金

労働協約により私傷病手当金を支給することとした場合、この手当金は報酬の範囲に含まれる。(S39.12.21庁保険発第46号)

(4)報酬と傷病手当金の差額支給

労働協約で労務不能となったとき事業主が報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合、これは名目的に見舞金でもいわゆる御見舞いではなく、事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が病気中報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものであり、報酬の中に含まれる。(S32.8.6保文発第6737号)

賞与にかかる報酬の範囲

- (1)毎年7月1日現在における賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに 準ずべきもので毎月支給されるもの(以下「通常の報酬」という。)以外 のもの(以下「賞与」という。)の支給実態が次のいずれかに該当する場 合は、当該賞与は報酬に該当する。
 - ①賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定(以下「諸規定」という。)によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているとき。
 - ②賞与の支給が7月1日前の1年間を通じ4回以上行われているとき。 したがって、賞与の支給回数が、当該年の7月2日以降新たに年間 を通じて4回以上又は4回未満に変更された場合においても、次期 標準報酬月額の定時決定(7月、8月または9月の随時改定を含む)に よる標準報酬月額が適用されるまでの間は、報酬に係る当該賞与の 取扱いは変わらない。
- (2) 賞与の支給回数の算定は、名称は異なっても同一性質を有すると認められるものごとに判別する。例外的に賞与が分割支給された場合は、分割分をまとめて1回として算定する。当該年に限り支給されたことが明らかな賞与については、支給回数に算入しない。

(\$53.6.20保発第47号·庁保発第21号、改正:H15.2.25保発第0225004号·庁保発第2号)

(3) 1ヵ月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されることとなる場合は、通常の報酬には含めず、賞与にかかる報酬として取り扱う。(H27.9.18保保発0918第5号・年管管発0918第2号)

「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」は、名称の如何にかかわらず、二以上の異なる性質を有するものであることが諸規定又は賃金台帳等から明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別するものであること。

「賞与」について、7月2日以降新たにその支給が諸規定に定められた場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっ

ても、次期標準報酬月額の定時決定(7月、8月又は9月の随時改定を含む) による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬に該当しないものとすること。(H30.7.30保保発0730第1号・年管管発0730第1号)

賞与にかかる報酬額の算定

賞与にかかる報酬額は、標準報酬月額の定時決定又は7月、8月、もしくは9月の随時改定の際、次により算定する。

- ①7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除して得た額
- ②7月1日以前1年以内に諸規定により賞与の支給回数が変更され、新たに当該賞与が報酬に該当したときは、変更後の諸規定による賞与の支給回数等の支給条件であったとすれば同日前1年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を12で除して得た額(S53.6.20保発第47号・庁保発第21号、改正:H15.2.25保発第0225004号・庁保発第2号)

前払いで支払われる退職金

被保険者の在職時に、退職金相当額の全部または一部を給与や賞与に 上乗せするなど前払いされる場合は、労働の対償としての性格が明確であ り、被保険者の通常の生計に充てられる経常的な収入としての意義を有す ることから、原則として、法第3条第5項または第6項に規定する報酬または 賞与に該当する。この前払い退職金の支給時期が不定期である場合は賞 与として取扱い、これが年間4回以上支払われているものであれば、報酬と して通常の報酬月額に加算して取り扱われる。

また、退職を事由に支払われる退職金であって、退職時に支払われるものまたは事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては、従来どおり、健康保険法第3条第5項または第6項に規定される報酬または賞与には該当しないものと取り扱う。(H15.10.1保保発1001002号・庁保険発1001001号)

在宅勤務・テレワークにおける交通費及び在宅勤務手当の取扱い(事例集より)

問1 在宅勤務・テレワークを導入し、被保険者が一時的に出社する際に要する交通費を事業主が負担する場合、当該交通費は「報酬等」に含まれるのか。

- (答)①当該労働日における労働契約上の労務の提供地が自宅の場合、移動にかかる実費を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、「報酬等」には含まれない。
 - ②当該労働日における労働契約上の労務の提供地が事業所とされている場合、当該費用は原則として通勤手当として「報酬等」に含まれる。

問2 在宅勤務・テレワークの実施に際し、在宅勤務手当が支給される場合、当該手当は「報酬等」に含まれるのか。

- (答)基本的な考えは以下の通り。
 - ①在宅勤務手当が労働の対償として支払われる性質のもの(実費弁償に当たらないもの)である場合

在宅勤務手当が、被保険者が在宅勤務に通常必要な費用として 使用しなかった場合でも、その金銭を事業主に返還する必要がない ものであれば、「報酬等」に含まれる。

(例)事業主が被保険者に対して毎月5,000円を渡し切りで支給するもの ②在宅勤務手当が実費弁償に当たるようなものである場合

在宅勤務手当が、テレワークを実施するに当たり、業務に使用するパソコンの購入や通信に要する費用を事業主が被保険者に支払うようなものの場合、その手当が、業務遂行に必要な費用にかかる実費分に対応するものと認められるのであれば、当該手当は実費弁償に当たるものとして、「報酬等」に含まれない。

(R3.4.1 厚生労働省保険局保険課事務連絡)

報酬②&



6ヵ月単位で購入した定期券を 従業員に支給した場合は報酬 に含める?



<u>定期券を購入して支給した場合</u>は、その額をそれぞれの月数で割って、1ヵ月当たりの額を算出し、<u>報酬に含めます</u>。 (20頁参照)

夏·冬の賞与の他に、決算手当、 期末手当を合わせて年4回支給 される場合は報酬に含める?



いずれも同様の性格のものとされ、年4回以上の賞与として標準報酬月額の対象となる報酬に含まれます。1ヵ月分を計算し、各月の報酬に算入します。(21頁参照)

3 定時決定(算定基礎届)

算定基礎届とは

健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。(健保法第41条、厚年法第21条)

算定基礎届の提出時期と適用期間

算定基礎届は、原則として7月1日~7月10日までに提出します。 決められた標準報酬月額は、その年の9月~翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となります。



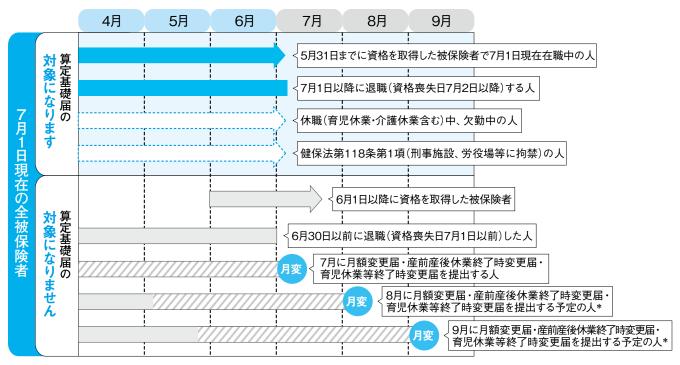


全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 → 事務センター(年金事務所)へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 → 事務センター(年金事務所)および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

※資本金が1億円を超えるなど特定の法人は、電子申請(64頁参照)での提出が義務づけられています。

算定基礎届の対象となる人・ならない人

算定基礎届は、同年7月1日現在、被保険者である人全員が対象になります。



○7月・8月・9月改定の月額変更届を届出用紙で提出する場合は、備考欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでください。

- ○算定基礎届を提出後に、8月改定または9月改定の月額変更に該当した方については、月額変更が優先されるため、別途「月額変更届」の提出が必要となります。
- *実際に月額変更届等に該当しなかった場合には、その時点で算定基礎届を提出する必要があります。

報酬月額の算定方法

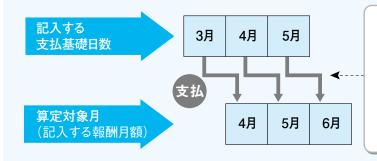
算定基礎届に記入する報酬は、毎年4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が対象となります。その際に、その月の報酬を計算する基礎となった日数(「支払基礎日数」といいます)に17日未満の月がある場合は、その月を除外して計算します。

4月・5月・6月の報酬が対象

算定基礎届に記入する報酬は、4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が対象となります。各人の給与の支払形態には、月給制や日給制などがあり、支払対象期間(給与の締切日)もまちまちです。このため、算定基礎届においては、その報酬が「実際に支払われた日の属する月」をその対象とすることにしています。



3月1日から3月31日までの給料を4月5日に支払うなど、給料の支払いが翌月になる場合は、その事業所の給料は3月分であったとしても、翌4月に受けた報酬として取り扱います。



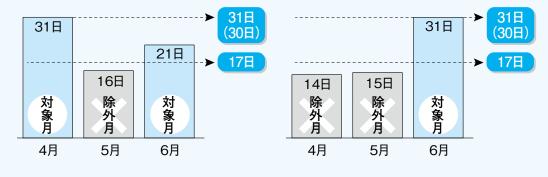
3月・4月・5月分の給料が4月・5月・6月に支払われる場合は、支払基礎日数の内訳を3月・4月・5月とし、報酬額は4月・5月・6月に支払われた額を記入します。たとえば3月1日から3月31日までの給料を翌月5日に支払う場合、給料は3月分であったとしても、翌4月に受けた報酬を記入します。

支払基礎日数17日以上の月が対象

対象となる4月・5月・6月の3ヵ月間は、いずれも支払基礎日数が17日(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日)以上あることが必要とされています。したがって、17日(短時間労働者は11日)未満の月があれば、その月は、報酬月額算定の対象から除外して平均額を出します。

なお、パートタイム労働者については、支払基礎日数が17日以上であれば、上記の方法で算定しますが、4月・5月・6月とも支払基礎日数が17日未満の場合は、支払基礎日数15日以上の月で算定することとされています。(パートタイム労働者・短時間労働者の算定方法は32頁・34頁参照)

■支払基礎日数



支払基礎日数

支払基礎日数とは、報酬を計算する基礎となる日数をいいます。

月給制の場合

休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるため、出勤日数に関係なく、支払対象期間の暦日数が支払基礎日数になります。ただし、欠勤日数分に応じ給料が差し引かれる場合は、欠勤減額の規定(就業規則や給与規程等)に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。支払基礎日数は、給与計算の締切日と支払日の関係によって異なります。

(例) 月給制の場合

和于不口称 3万不口払				
月	暦日	支払基 礎日数		
4月	4月1日~30日	30		
5月	5月1日~31日	31		
6月	6月1日~30日	30		

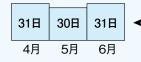
松片士口统 业日士口扎

給与25日締 当月末日払				
月	暦日	支払基 礎日数		
4月	3月26日~4月25日	31		
5月	4月26日~5月25日	30		
68	5日26日~6日25日	31		

和サネロ神 笠月10日仏			
月	暦日	支払基 礎日数	
4月	3月1日~31日	31	
5月	4月1日~30日	30	
6月	5月1日~31日	31	

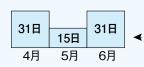
松片士口統 羽月10日北

■支払基礎日数が3ヵ月とも17日以上の場合 → 3ヵ月が対象となります



4月・5月・6月の報酬合計額を、その月数[3]で割った額が報酬月額になります。

■支払基礎日数に17日未満の月がある場合 ➡ 17日未満の月を除きます



17日未満の月を除いた4月と6月の報酬の合計を、その月数「2」で割って報酬月額を 算出します。17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残り1ヵ月のみの報酬で算出します。

ワンポイント

支払基礎日数のかぞえ方 (欠勤控除がある場合)

月給制の場合は、就業規則や給与規程等に基づき事業所が定めた欠勤控除の計算の基になる日数から欠勤日数を差し引いて計算します。

(例1) 事業所の定めた所定労働日数22日 欠勤3日の場合

支払基礎日数=22日-3日=19日

(例2) 事業所の定めた日数が暦日数30日 欠勤7日の場合

支払基礎日数=30日-7日=23日

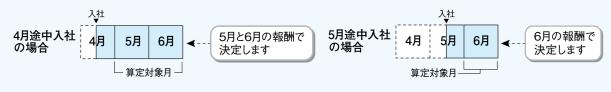
日給制の場合

出勤 (稼働) 日数が支払基礎日数となります。有給休暇を取得したときは、その日数を支払基礎日数に含めます。

途中入社の場合

■4月または5月の途中入社の場合 → 入社月の翌月以降が対象となります

(途中入社月に1月分の給与が支給されない場合)



●算定基礎届の記入例

■ 一般的な例:4月・5月・6月とも支払基礎日数が17日以上のとき

→4月・5月・6月の合計額を3で割って計算します

一般的な事例として、3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上のときは、4月・5月・6月の報酬の合計額を その月数 [3] で割って平均した額を記入します。基本給、家族手当などの諸手当、残業手当など名目に かかわらず、報酬となるものはすべて含みます。ただし、年3回以下支給される賞与は除きます。

従前の標準報酬月額 健保260,000円、厚年260,000円

月	支払基礎日数		基本給	家族手当	住宅手当	通勤手当	残業手当	合計
4 月	31	日	250,000 円	10,000 円	8,000円	9,200 円	5,000円	282,200 円
5月	30	日	250,000円	10,000 円	8,000円	9,200円	7,000円	284,200 円
6月	31	日	250,000 円	10,000 円	8,000円	9,200円	8,000円	285,200 円
							総計	851,600 円

4月分 — 5月分 — 6月分 — 報酬月額 =(282,200 + 284,200 + 285,200 + 3 = 283,866 + 285,200 + 3 = 283,866 + 3851,600円

算出した平均額に1円未満の端数が生じ た場合は、1円未満は切り捨てます。

新しい標準報酬月額 健保280,000円、厚年280,000円 標準報酬月額等級表で確認

算定基礎届記入例

4月・5月・6月の3ヵ月分の合計額を記入

4月・5月・6月の1ヵ月当たりの平均額を記入

① 被保険者整理番号		收保険者氏名	③生年月日	④ 適用年月	① 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
⑤ 従前の標 ⑨ ⑩ 給与 給与計算の 支給月 基礎日数	準報酬月額 ④ 通貨によるものの額	⑥ 従前改定月 報酬月額 ② 現物によるものの額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額†(一定の基礎日数以上の月のみ)⑤ 平均額⑥ 修正平均額	逐備考
© 27 © 260 S	260	太郎 6 9	3 5-461025 ②昇(降)給 1. 昇給 (8)	7 9 年	月 1 70歳以上被用者算定 2 二以上勤務 (算定基礎月: 月 月)
9支給月 等日数 31 g 4 月 30 g	282,200 284,200		282,200 g (1983)	851,600 _H 283,866 •	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休·育休·休職等

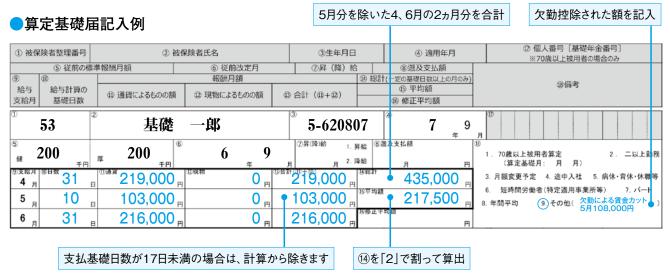
2 一般被保険者の支払基礎日数に17日未満の月があるとき

▶ 17日未満の月を除いた月数の平均を算出します

月給者であっても欠勤日数分だけ給料が差し引かれるような場合、給与規程等により事業所が定めた日数から欠勤日数を引いた日数が支払基礎日数となり、その日数が17日未満となる場合は、その月を除いて計算します。

たとえば、給与規程で欠勤1日につき、基本給の22分の1を控除する規定がある会社で、5月に12日欠勤した場合は、規定の日数22日から12日を控除した10日が支払基礎日数となります。この場合、5月を除き、4月と6月の2ヵ月間の報酬の合計額をその月数「2」で割って算出します。





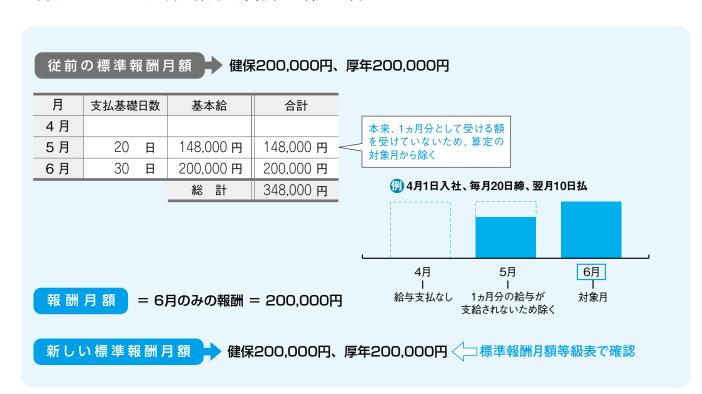
3 給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

→ 1ヵ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月を 対象とします

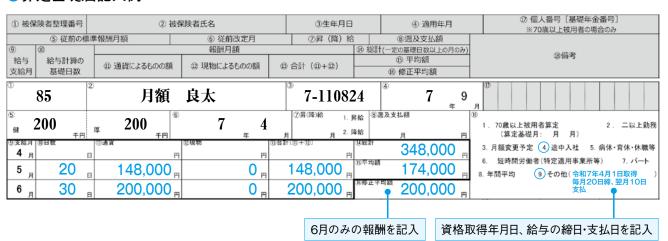
給与の支払対象となる期間の途中に入社し資格取得した場合、入社月分の給与が日割りで計算され、 1_{η} 月分の給与が支給されないことがあります。

4月の途中入社で、入社月の給与が1ヵ月分支給されなかった場合は、支払基礎日数が17日以上あってもその月は算定対象月から除きます。

たとえば、4月1日入社の場合に、その会社の給与が20日締、翌月10日払であると、初回の給与支払日 (5月10日) には4月1日から4月20日までの20日分しか支給されません。本来、1ヵ月分として受ける額を 受けていないため、5月は算定の対象月から除きます。



●算定基礎届記入例



4 現物給与(昼食代(一部本人負担)・通勤定期券)があるとき

▶都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額で計算して算入します

食事の現物支給があった場合に、その一部を本人が負担していれば、厚生労働大臣が告示で定める 現物給与の価額から本人負担額を差し引いた額を記入します。本人が当該価額の2/3以上を負担して いるときは、現物給与はないものとします。

なお、住宅の現物給与については、本人負担が2/3以上であっても、その額を差し引いた額を記入し ます。通勤定期券は現物を購入し支給した場合、現物によるものの額として計算します。(現物給与に ついては12頁・98頁参照)

従前の標準報酬月額 健保220,000円、厚年220,000円

			通貨支給	現物)給与		
月	支払基礎日数	基本給	家族手当	残業手当	昼食(現物)	通勤定期券	合計
4 月	31 日	220,000円	5,000円	7,500 円	4,000 円	9,200 円	245,700円
5月	30 日	220,000円	5,000円	6,800 円	4,000円	9,200円	245,000円
6月	31 日	220,000円	5,000円	10,800 円	4,000円	9,200円	249,000円
						総計	739,700 円

現物給与

昼食

昼食の価額(東京都)280円・1食につき80円本人負担

現物給与の価額: 280円 × 20日 = 5,600円

本人負担:80円×20日 = 1,600円(負担は3分の2未満)

会社負担: 200円 × 20日 = 4,000円 二 報酬として算入

通勤定期券

3月に通勤定期券(6ヵ月分)55,200円分を現物支給

55,200円 ÷ 6ヵ月 = 9,200円 二 報酬として算入

- 5月分 -(245,700円+245,000円+249,000円) ÷ 3 ≒ 246,566円 報酬月額

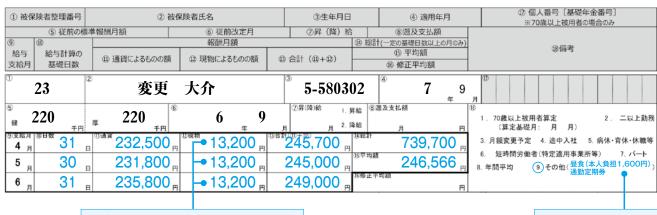
739,700円

1円未満の端数は切り捨て

新しい標準報酬月額

▶ 健保240,000円、厚年240,000円 ⟨ □ 標準報酬月額等級表で確認

算定基礎届記入例



昼食+通勤定期券(4,000円+9,200円)

現物給与の種類を記入

5 賞与が年4回以上支給されたとき

→賞与を通常の報酬に含めて算定します

賞与が、年に4回以上支給されるときは、通常の「報酬」に含まれます。

7月1日を基準として、前1年間に4回以上の支給実績がある場合は、賞与の額の合計額を「12」で割っ て、1ヵ月分を計算し、この額を各月の報酬に算入します。

年4回以上の賞与を報酬に含めるのは、給与規定などによって年4回以上支給されることが定められている賞与に ついてとなります。通常は年3回以下の支給で既に賞与支払届を提出していたものの、その年に限り臨時に支給した り、本来の賞与を分割して支給した場合など、結果的に前年7月1日から当年6月30日までの賞与の支給回数が4回に なったような場合は報酬には含めず、通常の賞与と同様に「賞与支払届」の対象となります。



月	支払基礎日数	基本給	家族手当	通勤手当	残業手当	賞与	合計
4 月	31 日	240,000 円	5,000円	10,000円	0円	70,000 円	325,000 円
5月	30 日	240,000円	5,000円	10,000円	4,000円	70,000 円	329,000 円
6月	31 日	240,000円	5,000 円	10,000円	2,000円	70,000 円	327,000 円
						総計	981,000 円

賞与の計算



賞与支給額=(9月:100,000円)+(12月:350,000円)+(3月:150,000円)

+(6月:240,000円)=840,000円

各月に算入する賞与の額=840,000円÷12=70,000円

報酬月額

 $=(325.000円+329.000円+327.000円) \div 3 = 327.000円$ 981,000円

新しい標準報酬月額 健保320,000円、厚年320,000円 二標準報酬月額等級表で確認

■算定基礎届記入例

# 1	① 被保険者整理番号	② 被	保険者氏名	③生年月日 ④ 適用年月		④ 適用年月	① 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
超与		準報酬月額				(i)	
53 算定 和夫 5-520723 7 9 月 1. 79歳以上被用者算定 2. 二以上動形 (第2 基礎月 月 月) 1. 70歳以上被用者算定 2. 二以上動形 (第2 基礎月 月 月) 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 5 月 30 日 329,000円 0 329,000円 327,000円 327,000円 8 乗上平均額 9 € 70,000円 9		⑪ 通貨によるものの額	② 現物によるものの額 ④	3合計 (①+②)	(5) 平均額		₩W-5
300 1 70歳以上被用者算定 2 三以上勤利 1 70歳以上被用者算定 2 三以上勤利 1 70歳以上被用者算定 2 三以上勤利 1 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 3 70歳以上被用者算定 2 三以上勤利 1 70歳以上被用者算定 (第定基礎月: 月 月) 3 70歳以上被用者算定 2 三以上勤利 3 70歳以上被用者算定 2 70歳以上裁判 7 70歳以上被用者算定 2 70歳以上裁判 7 70kx 7	53	算定	和夫		23	7 9	
4 月 31 日本 325,000 円 0 円 325,000 円 981,000 円 5 月 30 日本 329,000 円 329,000 円 327,000 円 6 31 日本 327,000 円 327,000 円 381,000 円 327,000 円 327,000 円 327,000 円	300	300	6 9	1. 9	1-10	悪及支払額 月 F	
	4 _я 31 _в 30 _в	325,000 g	д О _н	325,000 _m	05平均額	327,000 Bail	9 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8. 年間平均 (9. その他(賞与・期末手当 9月・12月・3月・6月 70.000円

前年7月から当年6月までに支払われた年4回の賞与等支給総額(この場合 は840,000円)を「12」で割って1ヵ月分を出し、各月の報酬月額に算入する

賞与支給月と1ヵ月分の額を記入

■名称にかかわらず客観的に異なる性質と区別できるかどうかで 「賞与に係る報酬 | として取扱うかが決まります

次の例は、業績に応じて支給される手当として、毎月定額により支給される手当(手当A1)と、半年毎に支給される手当(手当A2)が支給されており、給与規程上は「手当A」とされているが、賃金台帳上では「手当A1」「手当A2」と区分されている例です。

この場合は、「手当A1」と「手当A2」は客観的に区分できるものとして、「手当A1」を「通常の報酬」として報酬月額算定の際に組み入れ、「手当A2」を「賞与」として賞与支払届の対象とします。

●給与規程上「手当 A」と規定、賃金台帳上で「手当 A1」「手当 A2」に区分。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12F]	1月	2月	3月
通常の 報酬	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,0	00	300,000	300,000	300,000
手当A1 •	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,0	00	10,000	10,000	10,000
手当A2			100,000						100,0	00			
「通常の報酬」 として取り扱う													

毎月定額で支給される手当と半年毎に支給される手当が一体で支給されていると考えられている場合で、給与規程や賃金台帳のいずれにおいても客観的に区分できない場合には、その手当は1ヵ月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されるものとして、「賞与に係る報酬」(年4回以上支給される賞与)として取り扱います。(H30.7,30保保発0730第1号:年管管発0730第1号)

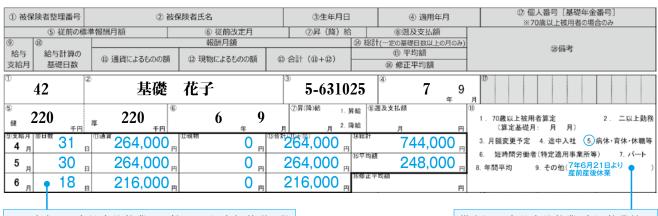
6 一般被保険者が産前産後休業や育児休業等に入ったとき

→ 支払基礎日数が17日以上あり通常の算定方法に 該当の場合は、通常どおりに算定します

産前産後休業や育児休業等に入った場合でも、産休中に給与が支払われる等により、3ヵ月とも支払 基礎日数が17日以上となり、通常の算定方法に該当する被保険者については、通常の算定方法で算出 します。

たとえば、6月の途中から産前産後休業に入った場合でも、6月の支払基礎日数が17日以上あれば、4月・5月・6月の報酬の合計額を、その月数「3」で割って平均した額を記入します。

●算定基礎届記入例



月の途中から産前産後休業を開始したが、支払基礎日数 は17日以上のため6月も報酬月額に含める 備考欄に産前産後休業・育児休業等に 入った旨および日付を記入

●特別な算定方法が行われます(保険者算定)

一般的な方法によって報酬月額が算定できない場合や算定結果が著しく不当になる場合は、保険者等 (日本年金機構または健康保険組合)が特別な算定方法により、報酬月額を決定することとしています。この算定方法を「保険者算定 | といいます。(健保法第44条、厚年法第24条)

保険者算定を行う場合

一般的な算定方法が困難な場合

- ●4月・5月・6月の3ヵ月とも、支払基礎日数が17日未満のとき(パートタイム労働者・短時間労働者を除く)
- ②病気等による欠勤で4月・5月・6月の3ヵ月間に全く報酬を受けないとき
- ③産前産後休業・育児休業等や介護休業で4月・5月・6 月の3ヵ月間に報酬の全部を受けないとき

従前の標準報酬月額が引き続き ▶ 適用されます

24頁 記入例1

一般的な方法で算定すると著しく不当になる場合

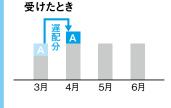
- ①3月以前にさかのぼった昇給の差額分を4月・5月・6月 のいずれかの月に受けたとき
- ②4月・5月・6月のいずれかの月に3月以前の月の給与の■ 支払を受けたとき
- ③4月・5月・6月のいずれかの月の給与が7月以降に支払■ われるとき
- ④低額の休職給を受けたとき(病気などによる休職の場■合)
- ⑤給与の締日が変更になり支払基礎日数が増加したとき。
- ⑥当年4月~6月の平均報酬と、前年7月~当年6月の平均報酬の差が2等級以上生じる場合であって、業務の ■性質上例年発生することが見込まれる場合
- 7一時帰休による低額な休職給を受けたが、7月1日時点■ で一時帰休の状況が解消しているとき

算定基礎月以前の昇給差額分を ▶ 除いて計算します

25頁 記入例 2

- ▶3月以前の遅配分を除いて計算します
- 遅配となった月を除いて計算します 26頁 記入例3
- ▶超過分の報酬を除いて計算します 27頁 記入例5
- ⇒申立てにより年間報酬の平均額で 計算します
 - 28頁 記入例 6
- → 休職給を受けた月を除いて計算します 30頁 記入例7

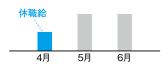
■4月に3月の給与の遅配分を ■4月に休職給の支払いを ■



単純平均 =(4月分+5月分+6月分)÷3 **修正平均** =(4月分- A+5月分+6月分)÷3

←この額が報酬月額となります

●4月に休職給の支払いを 受けたとき



単純平均 = (4月分+5月分+6月分)÷3 **修正平均** = (5月分+6月分)÷2

←この額が報酬月額となります



この額が報酬月額となります

保険者算定の場合の算定基礎届の記入例

看見休業中等で報酬を受けていないとき

→算定基礎届を提出し従前の標準報酬月額で決定されます

算定基礎届の対象となる4月・5月・6月より前の月から育児休業制度による育児休業等に入り、結果と して4月・5月・6月の各月とも報酬の支払いがない場合は、休業直前の標準報酬月額で決定されます。

なお、育児休業中に事業所より育児休業手当等の支払いがある場合も、3ヵ月の支払基礎日数が17日 (短時間労働者の場合は11日) 未満のため、従前の標準報酬月額で決定されます。

また、病気休業中で、3ヵ月間に報酬の支払いがない場合も、同様に休業直前の標準報酬月額で決定 します。

これらの場合であっても、算定基礎届を提出します。

従前の標準報酬月額 健保240.000円、厚年240.000円

月	支払基礎日数	基本給	合計	
4月	0 日	0円	0 円	
5月	0 日	0円	0 円	
6月	0 日	0円	0 円	
			0 円	

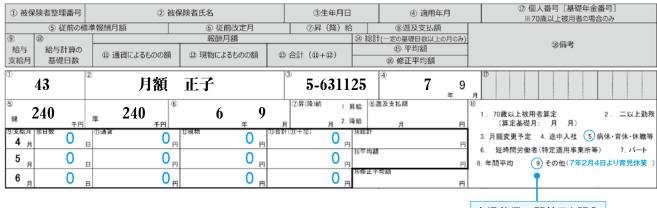
報酬月額 = 0

新しい標準報酬月額

健保240,000円、厚年240,000円

従前の標準報酬月額で決定されます

算定基礎届記入例



2 昇給の差額分が支給されたとき

▶算定基礎月以前の昇給差額分を除いて計算します

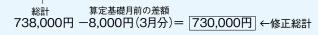
さかのぼり昇給があり、4月・5月・6月の3ヵ月のいずれかの月に、その差額支給があったときは、算定 基礎月前の分の昇給差額分を差し引いて算定します。

たとえば、次の例のように、昇給が2ヵ月分さかのぼって3月・4月分の差額(8,000円×2ヵ月分)が5月 に支払われたときは算定基礎月前の差額(3月分)を差し引いて計算します。

月	支払基礎日数	支払基礎日数 基本給 諸手当·残業 3		3月昇給差額分	合 計
4 月	31 日	224,000 円	12,000円	円	236,000 円
5月	30 日	232,000円	10,000円	16,000 円	258,000 円
6月	31 日	232,000 円	12,000円	円	244,000 円
				\$ 公 ≣∔	738 000 m

たとえば5月に3、4月分の 昇給の差額(8,000円×2 ヵ月分)が支払われたとき は算定基礎月前の差額(3 月分)を差し引いて算定し ます

この額を「⑮平均額」欄へ記入

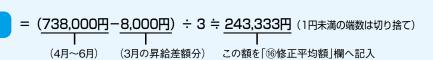




738,000円

単純平均した報酬月額

修正平均した報酬月額



 $=(236,000円+258,000円+244,000円) \div 3 = 246,000円$

新しい標準報酬月額

➡ 健保240,000円、厚年240,000円 🦾 標準報酬月額等級表で確認

算定基礎届記入例

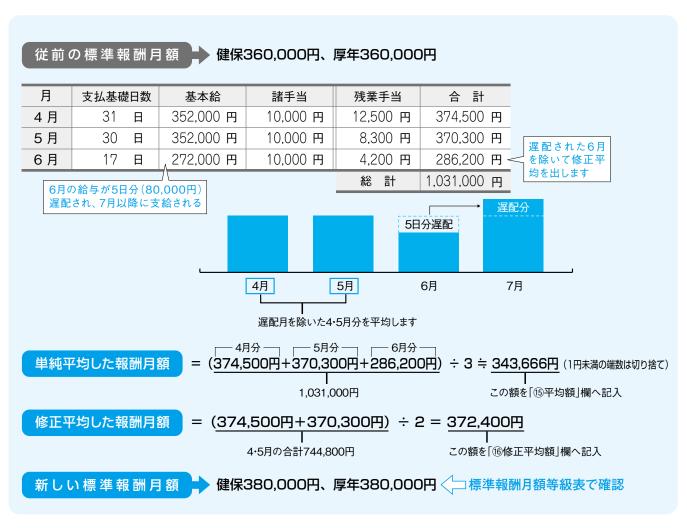
⑤ 従前の標準報酬月額 ⑨ ⑩ ※与計算の	幸辰副州 月 倉貢		④ 適用年月⑧遡及支払額†(一定の基礎日数以上の月のみ)⑤ 平均額	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ ®備考
文紹月 基礎日数 2 変 見	〔 良子 ⑥ (3 合計 (⑪+⑫) 3 5-541018 「⑦昇(降)給 ① 昇給 [83]	(6) 修正平均額	n D
240		5 _{月 2 降給} 236,000 円 ^{(1) (1) (1)} 258,000 円 ^{(1) (1)}	5 _n 8,000 _m 738,000 _m 246,000 _m	1.70歳以上統用者算定 2. 二以上勤務 (算定基礎月: 月 月) 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート
6 _A 31 _B 244,00		244,000 m	243,333 _m	B. 年間平均 9. その他()) 差額・差額支給月

图 4月・5月・6月の給与の一部が7月以降に遅配されたとき

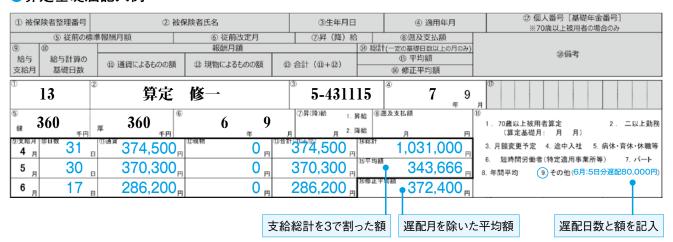
→遅配月を除いて計算します

4月・5月・6月の 3π 月の給与のうちの一部が遅配になり、7月以降にずれ込み支払われる予定の場合は、遅配となった月を除いた残りの月の報酬の合計額を平均した額を記入します。

たとえば、6月の給与の一部(5日分80,000円)が遅配となり、7月以降に支払われる予定の場合は、 遅配となった6月を除いた4月・5月の 2_{10} 月間の報酬の合計額をその月数 [2] で割って算出します。



●算定基礎届記入例



4 低額の休職給を受けたとき

→休職給を受けた月を除いて計算します(-時帰休の例は30頁参照)

休職給を受けた4・5月分を除き、6月分のみで算定します。(下記は基本給21万円の6割の休職給を受けた例)

算定基礎届記入例

① 被保険者整理番号	② 被	保険者氏名	③生年月日 ④ 適用年月		① 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
⑤ 従前の標	準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	
⑨給与給与計算の	韓國州月額		必総	計(一定の基礎日数以上の月のみ) ⑤ 平均額	®備考
支給月基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	② 現物によるものの額 ③	合計 (⑪+⑫)	⑯ 修正平均額	
29	基礎	二郎	5-571125	⁴ 7 _# 9	A H
© 200 _{∓⊟}	厚 200 千円	6 9 ₄	⑦昇(降)給 1. 昇給 (8) 月 2. 降給	3 遊及支払額 月 円	 70歳以上被用者算定 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)
4 月 31	126,000	四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	126,000 _m	470,000 🖪	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
5 _月 30 _日	126,000	, O _m _	126,000 _m	156,666 _m	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9 その他(休職給 4·5月(60%))
6 _A 31	218,000	, O _m	218,000 _m	***** 218,000 _m	•

5 給与の締日が変更になり支払基礎日数が増加したとき

→超過分の報酬を除いて計算します

4月に給与締日が20日から25日に変更された場合、4月のみ給与計算が3月21日~4月25日となるため、 **3月21日~3月25日の給与を除外**し、3月26日~4月25日で算出された報酬を4月分の報酬とします。

従前の標準報酬月額 健保280,000円、厚年280,000円

	月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合 計	
3/21~3/25	4月	_ 36 日	323,000 円	12,000 円	335,000 円 -	3/21~3/25分の 38,000円を除いて
38,000円 3/26~4/25	5月	30 日	285,000 円	13,000 円	298,000 円	修正平均を出します
285,000円	6月	31 ⊟	285,000 円	14,000 円	299,000 円	
				総計	932,000 円	

単純平均した報酬月額

- 4月分 - 5月分 - 6月分 - 6月分 - 70 額を「⑮平均額」欄へ記え = (335,000円+298,000円+299,000円) ÷ 3 ≒ 310,666円 (1円未満の端数は切り捨て)

修正平均した報酬月額

= (932,000円-38,000円) ÷ 3 = 298,000円 この額を「⑥修正平均額」欄へ記入

→ 健保300,000円、厚年300,000円 ⟨□標準報酬月額等級表で確認 新しい標準報酬月額

算定基礎届記入例

給与締日変更と超過額を記入

① 被保険者整理番号		被保険者氏名		③生年月日 ④ 適用年月			
⑤ 従前の標⑥ 郷給与計算の支給月 基礎日数	建報酬月額 ① 通貨によるものの額	⑥ 従前改定月 報酬月額 ② 現物によるものの額	⑦昇 (降) 約 (1) 合計 ((1)+(2))		⑧遡及支払額†(一定の基礎日数以上の月のみ)⑤ 平均額⑥ 修正平均額	逐備考	
33 5 280	月額 _库 280	英司 6 9				1 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務
9 支給月 第日数 36 4 月 30 6 31	335,000 298,000 299,000	0 _m	298,000 _m 299,000 _m	10総計 15平均額 15停止平	932,000 _m	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5 6. 短時間労働者(特定適用事業所 8. 年間平均 9)その他(締日変	更(20日→25日)

6 3ヵ月平均額と年平均額の間に2等級以上の差が生じるとき

→年平均の額で計算することができます

業務の性質上、4月・5月・6月の3ヵ月間の報酬をもとに算出した標準報酬月額と、前年7月~当年6月 までの1年間の報酬の月平均額(支払基礎日数17日未満の月を除きます)によって算出した標準報酬月 額の間に2等級以上の差があり、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、申 立てにより過去1年間の月平均報酬月額により標準報酬月額を算定します。

従前の標準報酬月額 建全健保220,000円、厚年220,000円

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4 月	31 日	215,000円	55,200 円	270,200円
5月	30 日	215,000円	62,500 円	277,500円
6月	31 日	215,000 円	68,500 円	283,500円
				004 000

例年4~6月は繁忙期で残 業代が増加する事業所の例

831,200円 総計

固定的賃金の変動なしで月額 変更にはあてはまらない

令和6年	令和6年7月~令和7年6月											単位:千円	
	令和6年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	√ 4月	5月	6月	年間合計
基本給	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	2,580
残業手当	12	0	0.4	0.4	0.5	1.2	0.4	1.2	30.2	55.2	62.5	68.5	232.5
合 計	227	215	215.4	215.4	215.5	216.2	215.4	216.2	245.2	270.2	277.5	283.5	2,812.5

単純平均した報酬月額

- 5月分 -(270,200円+277,500円+283,500円 $)\div 3 = 277,066$ 円

831,200円 この額を「⑮平均額」欄へ記入

修正平均した報酬月額

= 令和6年7月~令和7年6月の報酬月額の合計 ÷ 12

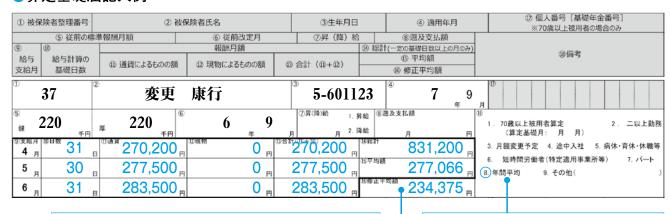
⇒ 234,375円 (1円未満の端数は切り捨て)

┗ この額を「⑯修正平均額 | 欄へ記入

新しい標準報酬月額

▶健保240,000円、厚年240,000円 ⟨□標準報酬月額等級表で確認

算定基礎届記入例



年間報酬の平均で算定することの申立てを行う場合に添付する 「(様式2)保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の 比較及び被保険者の同意等」に記入した【標準報酬月額の比較 欄】の「修正平均額」を記入してください。(29頁参照)

年間報酬の平均で算定することの申立てを行う 場合は、「年間平均」を記入してください。この 場合、「(様式1)年間報酬の平均で算定するこ との申立書」を添付してください。(29頁参照)

○年間平均の手続に関する添付書類の記入例



7 一時帰休により「低額な休業手当等」が支給されたとき

→7月1日時点の状態で判断します

一時帰休 (使用者の責に帰すべき事由による休業) により4・5・6月のいずれかまたはいずれも低額な休業手当等が支払われた場合の標準報酬月額の決定については、7月1日時点で一時帰休の状況が解消しているかどうかで取扱いが異なります。

7月1日時点の

一時帰休の解消とは…

定時決定(算定基礎届) 時における7月1日時点の一時帰休の解消とは、7月1日の 時点で、現に低額な休業手当等の支払いが行われておらず、その後も低額な休業手 当等が支払われる見込みがない場合をいいます。

●7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

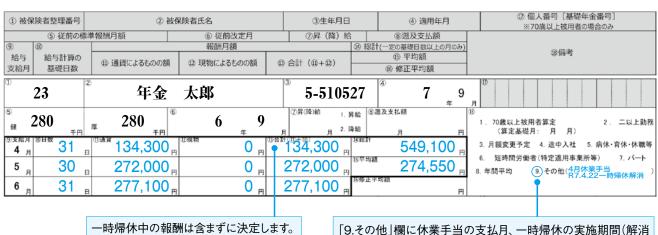
休業手当等が支払われた月を含む4月・5月・6月の平均額により決定します。

(一時帰休解消後に随時改定に該当する場合は月額変更届を提出します)



●7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

4・5・6月のうち、通常の給与が支払われた月における報酬月額の平均額により決定します。 (4~6月の全ての月で通常の給与が支払われなかったときは従前の額で決定します)



「9.その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間(解消したときは「○年○月○日から一時帰休解消」等)を記入します。

月額変更届は固定的賃金の減額が3ヵ月を超えた場合に提出します

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われる場合には、これを固定的賃金の変動とみなし、固定的賃金の減額が3ヵ月を超えて続く場合には、2等級以上の差が生じていれば随時改定(月額変更届)の対象となります。また、一時帰休解消後も随時改定の対象となります。

■一時帰休による休業手当等が支給された場合の定時決定等の例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	定時決定の算定対象月	随時改定月
•	0	0	☆	0	0	5・6月	
•	•	•	☆	0	0	従前等級で決定	
•	•	•	*	0	0		7月改定
0	•	•	*	0	0	4・5・6月	
0	•	•	*	•	0		8月改定
0	0	•	*	•	0	4・5・6月	
0	0	•	*	•	•		9月改定

- ○:通常の報酬が支給された月
- ●:一時帰休による休業手当等が支給された月

◇·一時県休解消

★:一時帰休未解消

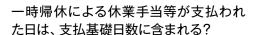
-時帰休に関する〇。日



低額な休業手当等とは、基本給がカット された場合のみでしょうか?



基本給がカットされない場合でも該当することがあります。基本給が100%支払われるような場合でも、役職手当や通勤手当などの、所定労働時間就労していたならば受けられるべき報酬がカットされる場合には、低額な休業手当等に該当します。残業手当については、実際の時間外労働を行った場合に初めて受けられる報酬であるため、残業手当のカットのみをもって低額な休業手当等には該当しません。





含まれます。

給与が月末締め、翌月5日支払いで、6月末まで一時帰休を実施、7月1日からは一時帰休を実施していないが、7月5日の給与には休業手当が含まれている。算定基礎届の「一時帰休が解消している」状態になる?



算定基礎届(定時決定)の一時帰休解消の判断については、7月に実際に支払われる給与(どの月の分の給与か問わず)に休業手当等が含まれておらず、8月以降も通常の給与支払が見込まれる場合に「解消」となります。

一時帰休時に2等級以上の差がなかったため、一時帰休による月額変更に該当しなかった者が、一時帰休解消により給与が上がり(固定的賃金の変動はなく)、2等級以上の差が生じた場合には、月額変更に該当しますか?



一時帰休解消時に行う随時改定は、あくまでも 「休業手当等をもって標準報酬月額の決定又は改 定を行った後に一時帰休の状態が解消したとき」 のみに限定されます。そのため、随時改定には該当 しません。

随時改定の場合、1ヵ月のうち、休業手当と、通常の報酬の日がある場合には?



1ヵ月のうち、一時帰休に伴って固定的賃金が減額 支給される日が1日でもあれば、随時改定の対象となります。

●パートタイム労働者の算定基礎届と記入例

パートタイム労働者と短時間労働者については8頁をご覧ください

パートタイム労働者の定時決定については、一般の被保険者とは別に、支払基礎日数によって算定の方法が異なります。

パートタイム労働者である被保険者

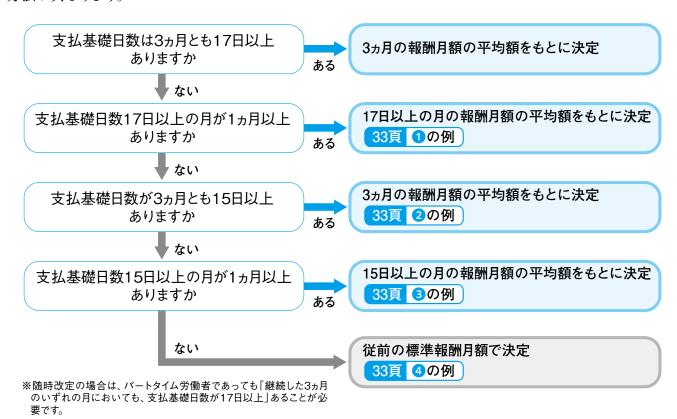
「1週間の所定労働時間」および「1ヵ月間の所定労働日数」が同一の事業所に使用される通常の労働者の 所定労働時間および所定労働日数の4分の3以上(以下「4分の3基準」といいます)である短時間就労を行う 人は被保険者となります。(本誌において「パートタイム労働者」と表記しています。)

■パートタイム労働者の算定

4月・5月・6月の支払基礎日数に**17日以上**の月がある場合は、その月の報酬を対象に算定します。 3ヵ月とも**17日未満**の場合には、**15日以上**の月の報酬を対象に算定します。

パートタイム労働者の算定方法

パートタイム労働者の算定基礎届については、 3_{7} 月(4月・5月・6月)の支払基礎日数の状況により、算定方法が異なります。



パートタイム労働者の算定基礎届の記入例

● 1 支払基礎日数17日以上が1ヵ月でもある場合

4月・5月・6月のうち、いずれかの月の支払基礎日数が17日以上ある場合は、**17日以上の月の報酬で決定**します。したがって、下記の事例は、6月の報酬のみで決定することになります。

●算定基礎	届記入例				パートタイム労働者の算定
① 被保険者整理番	3	被保険者氏名	③生年月日	④ 適用年月	基礎届は、備考の「パート」
	D標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	♪ に必ず○をしてください <i>/</i> ̄
9 00		報酬月額	(4) 和	結計(一定の基礎日数以上の月のみ)	
給与 給与計算 支給月 基礎日数	(11) 油質によるものの2	頭 ② 現物によるものの額	(1) 合計 (1)+(2)	⑤ 平均額⑥ 修正平均額	
23	算定	カオリ	³ 5-520825	⁴ 7 _# 9	Я
	, I26		月 月 2. 降給	⑧	1.70歳以上被用者算定 (算定基礎月:月月)
9支給月 90日数 15	₁ 108,600) _円 世現物	108,600 🗝	130,300 _m	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
5 _月 16	115,800	0 m	115,800 _m	† 130,300 _m	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) (7.パート 8. 年間平均 9. その他()
6 18	130,300	0 ,	130,300 📶	平均割 円	
71					

6月の報酬のみで決定

②支払基礎日数が3ヵ月とも15日以上17日未満の場合

4月・5月・6月の3ヵ月の報酬の合計額を、その月数 [3] で割って算定します。

パートタイム労働者の場合、支払基礎日数がすべて17日未満のときは、15日以上の月の総計を記入します。

1	25	基礎 穂波		³ 5-561023	4	7 ₌ 9	9	T
(5) (dt	104 ₊₌	_щ 104 [©] 6	9	⑦昇(降)給 1. 昇給 1. 昇給	⑧邇及支払額 月	F	18 F	1.70歳以上被用者算定 2.二以上勤務 (算定基礎月:月月)
4	月 15	日 105,000 円 世現物	0円 四部	105,000 -	3	22,000	H	 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 短時間労働者(特定適用事業所等) (7.パート
5	16	112,000 _{Pl}	0 円	112,000 _{PI}	1	07,333	H	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8. 年間平均 9. その他()
6	15	105,000 _m	O _m	105,000 _{FI}	正平均額	F	7	

③支払基礎日数15日以上17日未満が2ヵ月、15日未満が1ヵ月の場合

15日未満の月を除き、15日以上の2ヵ月の合計額を「2」で割って算定します。

1	30	月額 杏子		5-580610	4	7 _# 9)	
(5) (dt	098 ₊₌	■ 098	9 # 9	⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給	⑧遡及支払額 月	F	9 18	1.70歳以上被用者算定 2.二以上勤務 (算定基礎月:月月)
9支線	月 12	78,000 円 世現物	O _円 (3)合新	78,000 _m	20	08,000	7	 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート
5	я 16	104,000 _m	O _{Pl}	104,000 _{FI}	10	04,000	9	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) (7.)パート 8. 年間平均 9. その他()
6	д 16	104,000 _m	O _m	104,000 _m	上平均額	F	9	

4支払基礎日数が3ヵ月とも15日未満の場合

3ヵ月とも15日未満であるときは、従前の標準報酬月額で決定します。

1	33	変更 達哉	³ 5-601121 ⁴	7 9 ⁽¹⁾
(5) (df	078 _{FF}	088 _{FFI} 6	9 月 (7)昇(時)給 1. 昇給 (8)遡及支払額 2. 降給 月	1 70歳以上被用者算定 2 二以上勤務 円 (算定基礎月: 月 月)
9支給月 4 月	- " 1') -	78,000 p	0 円 で 18,000円 で 19時	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 円 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) ⑦ パート
5 月 6 _月	12 =	71,500 _m 78,000 _m	O _用 71,500 _円 ^{15年以前} 78,000 _円	円 8. 年間平均 9. その他() 円

● (特定適用事業所等) 短時間労働者の算定基礎届と記入例

パートタイム労働者と短時間労働者については8頁をご覧ください

特定適用事業所等に勤務し、4分の3基準を満たさない短時間労働者の定時決定については、一般の被保 険者やパートタイム労働者とは別に、支払基礎日数によって算定の方法が異なります。

(特定適用事業所等の) 短時間労働者である被保険者

32頁の4分の3基準を満たさない場合であっても、特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、次の全ての要件に該当した場合は、短時間労働者として被保険者となります。(本誌において「短時間労働者」と表記しています。)

特定適用事業所 任意特定適用事業所

- ●被保険者が常時51人以上の事業所
- ●50人以下で労使合意に基づき申出をした事業所
- ■国・地方公共団体に属するすべての事業所

週労働時間20時間以上

雇用期間2ヵ月を超える見込み

月額賃金8.8万円以上

学生でない

■短時間労働者の算定

4月・5月・6月の支払基礎日数に11日以上の月がある場合は、その月の報酬を対象に算定します。 ※算定期間中の区分変更などは、38頁の「短時間労働者の標準報酬月額の決定・改定について」をご覧ください。

短時間労働者の算定方法

短時間労働者の算定基礎届については、 3_{π} 月(4月・5月・6月)の支払基礎日数が「11日以上」である月を 算定の対象にします。



社会保険適用促進手当を支給しているとき

事業主が「社会保険適用促進手当」*を支給しているときは、新たに発生した保険料の本人負担分を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外されます。標準報酬月額が10.4万円以下の人が対象で、期間は最大2年間です。

*社会保険適用促進手当…短時間労働者への社会保険適用を促進する観点から、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の 保険料負担を軽減するために支給するもの。

●標準報酬月額の算定から除外できる限度額の例

- ・標準報酬月額 10.4万円 ・介護保険第2号被保険者(40~64歳)に該当
- ・令和7年度 厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率11.5%(介護保険料率含む、協会けんぽ東京支部の場合)

(厚生年金本人負担額)₊(健康保険本人負担額)₌(算定から除外できる限度額) 9.516円 5.980円 15.496円

34

短時間労働者の算定基礎届の記入例

◆ 4月・5月・6月とも支払基礎日数が11日以上のとき

短時間労働者の支払基礎日数が3ヵ月とも11日以上のときは、4月・5月・6月の報酬の合計額をその月数 [3]で割って平均した額を記入します。

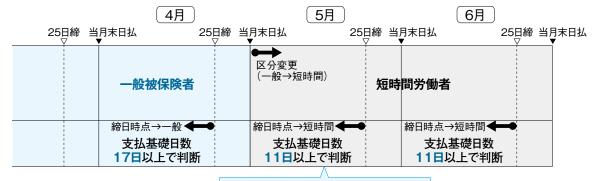
●算定基礎届記入例

① 被保険者整理番号		收保険者氏名	③生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標 ⑨ ⑩ 給与 給与計算の 支給月 基礎日数	準報酬月額	⑥ 従前改定月 報酬月額 ② 現物によるものの額 ④	⑦昇 (降) 給 ⑧ 総 ③ 合計 (⑪+⑫)	⑧遡及支払額計(一定の基礎日数以上の月のみ)⑤ 平均額⑥ 修正平均額	够備考	
33 5 088	算定	加代 6 9	7-030318 ②昇(降)給 1. 昇給 8 2. 降給	多年 9月 選及支払額 8	1.70歳以上被用者算定 (算定基礎月:月月)	
9 支給月 等日数 13 F 4 月 11 F 6 月 12 F	109,200 92,400	., ., .,	109,200 _用 (取計 92,400 _用 (取中的 100,800 _用	302,400 _H	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 (6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()	

②算定対象期間の途中に正社員から短時間労働者に変更になったとき

算定の対象となる期間の月の途中に、正社員から短時間労働者になるなど区分変更があった場合は、それぞれの被保険者区分に応じた支払基礎日数により、当該月を算定の対象とします。被保険者区分は、当該月の給与計算期間の末日における被保険者区分で見ます。

たとえば、その会社の給与が25日締、当月末日払であるとき、5月1日に一般被保険者から短時間に区分変更した場合、給与締日の4月25日時点で一般、5月25日時点で短時間のため、4月は支払基礎日数17日以上、5月・6月は支払基礎日数11日以上あるかどうかで対象とするかを判断します。



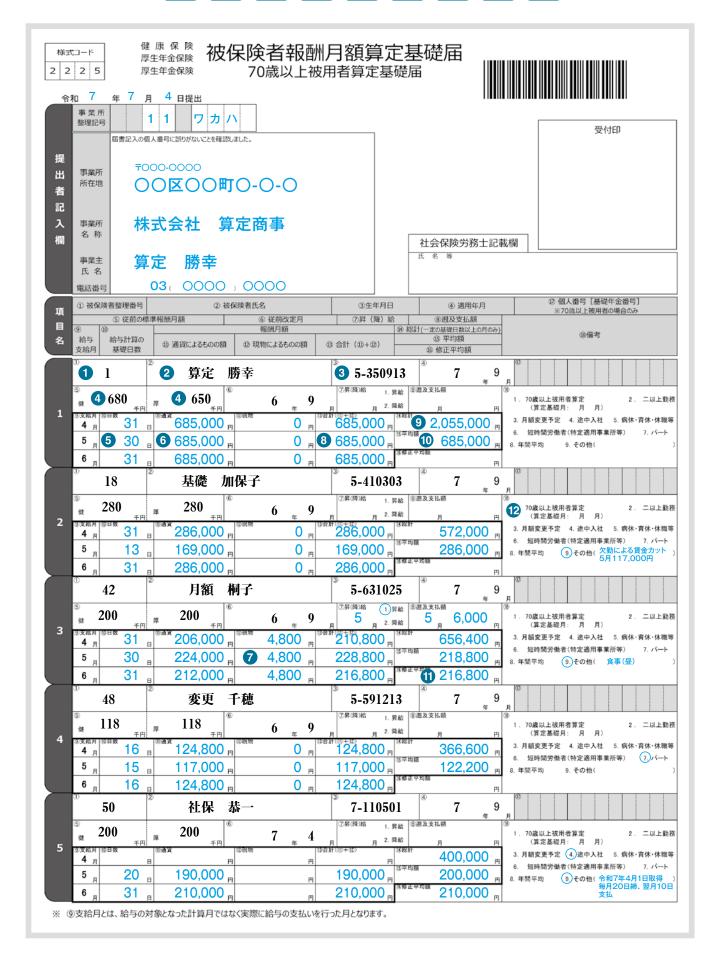
給与の締日時点の被保険者区分で判断

算定基礎届記入例

① 被保険者整理番	-	③生年月E		④ 適用年月	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前(標準報酬月額	⑥ 従前改定月 報酬月額	⑦昇(降)約		⑧遡及支払額 †(一定の基礎日数以上の月のみ)	G III da
給与 給与計算 支給月 基礎日委	(1) 油油によるものの窓	② 現物によるものの額	(11)+(12)		⑤ 平均額⑥ 修正平均額	⑧備考
38	基礎	正樹	³ 7-07082	26	⁴ 7 9	Я
	月 220 千円	6 9		降給	選及支払額 月 円	① 1.70歳以上被用者算定 2.二以上勤務 (算定基礎月:月月)
4月 16	144,600	円円円円	144,600 ,		224,400 _円	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート
5 _月 11	108,600	н н	108,600 μ	15平均割	112,200 _m	(6.) 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 (9.) その他(5月から短時間)
6 _A 12	115,800	m m	115,800 "	10條正平	·均額 円	-

算定基礎届は支払基礎日数を超えた全ての月を対象とします。区分変更により給与が変わるなどして7~9月の随時改定の対象となる場合には算定 基礎届の対象とはせず、月額変更届により標準報酬月額を改定することになります。

算定基礎届の記入例



算定基礎届は、5月19日現在の情報に基づき入力処理されている被保険者については、届書に被保険者の氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等があらかじめ印字されています。所定の箇所に記入のうえ、7月1日から**7月10日まで**(指定日がある場合はその日)に管轄の事務センター(年金事務所)に郵送で、健康保険組合に加入する事業所は指定の方法で提出してください。

- ※ 欄は70歳未満の被保険者分は記入不要です。
- ※ 記入の際はボールペン等を使用し、標準字体でわかりやすく記入してください。

1 ①被保険者整理番号」欄

被保険者整理番号の若い順に印字してあります。 この被保険者の順で記入してください。

2 [②被保険者氏名]欄

氏名はカタカナで印字される場合もあります。

3 [③生年月日]欄

昭和生まれの人は「5」、平成生まれの人は「7」を付して印字されています。生年月日の数字が1桁の場合は、「03」というように、その数字の前に0をつけて印字されています。確認のうえ違っている場合は、「生年月日訂正届」(用紙は日本年金機構のホームページに掲載してあります)を提出してください。

4 [⑤従前の標準報酬月額]欄

算定基礎届を提出する時点で定められている標準報酬月額が千円単位で印字されています。(例えば、380,000円の人は「380」と印字されています。)

標準報酬月額は、健康保険と厚生年金保険では上・下限が異なるため、2つに分かれています。

5 「⑩給与計算の基礎日数」欄

算定基礎月である4月·5月·6月の各月に受けた報酬の支払いの基礎となった日数を、それぞれ該当月の箇所に記入してください。

月給制の場合は、出勤日数に関係なく1ヵ月分の給与が支払われるため、給与計算の前月の締切日の翌日からその月の締切日までの暦日数を記入します。[たとえば20日締切25日支払いの場合は、4月(31日)、5月(30日)、6月(31日)とします。]

欠勤日数分の給料が差し引かれる欠勤控除がある場合は、就業規則等で定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数となります。

日給制の場合は、出勤日数および有給日数が支払 基礎日数となります。

6 「⑪通貨によるものの額 | 欄

4月·5月·6月に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入します。銀行振り込み等による場合も同様です。給与だけでなく通勤手当などの諸手当も報酬に含まれます。

昇給がさかのぼったため昇給分の差額が支給されたときには、その額も合わせて記入し、「⑦昇(降)給」欄と「⑧遡及支払額」欄を記入してください。

7 「②現物によるものの額」欄

4月・5月・6月に現物で支給されたものを通貨に換算して記入します。食事・住宅については、厚生労働大臣または健康保険組合が定める価額によって算定した額を記入してください。

8 [13合計]欄

各月の報酬の合計額を記入してください。パートタイム労働者の場合は、支払基礎日数が15日以上の月の合計額を記入してください。短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上の月の合計額を記入してください。

9 [4総計]欄

支払基礎日数が17日以上の月の報酬の総計を記入してください。パートタイム労働者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の月の報酬の総計を記入してください。

10 [15平均額]欄

⑭欄の総計を支払基礎日数17日以上の月数で割った額を記入してください。支払基礎日数17日未満の月があれば、その月を除いた月数で平均額を出します。パートタイム労働者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の月の報酬総計をその月数で割った額を記入してください。

11 「16修正平均額」欄

3月以前に昇給がさかのぼったため、算定基礎の対象月に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた3ヵ月の平均額を記入してください。

年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の平均額を記入してください。

期間の途中入社により1ヵ月分の給与が支給されない場合は、支払基礎日数17日以上の場合でもその月を除いた月の平均額を記入してください。

12 [18備考]欄

「1.70歳以上被用者算定」は、70歳以上被用者の方について提出する場合に○で囲んでください。()内は、算定期間中に70歳に到達する等で、健康保険と厚生年金保険の算定基礎月が異なる方のみ記入します。健康保険組合への届出には記入は不要です。

「4.途中入社」は、給与の支払い対象となる期間の途中から入社し、1ヵ月分の給与が支給されない場合に○で囲み、「9.その他」に入社(資格取得)年月日と給与の締日・支払日をご記入ください。

「5.病休·育休·休職等」に該当する場合は○で囲み、その期間を「9.その他」に記入してください。

※日本年金機構に提出する「算定基礎届総括表」は 令和3年4月より廃止されましたが、健康保険組合 で総括表またはそれに類する書類の提出を求めら れた場合には、記入・提出してください。

通達 抜粋

支払基礎日数の算定について

4月、5月、6月における支払基礎日数の算定に当たっては、次によること。

- (1)月給者については、各月の暦日数によること。
- (2)月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合にあっては、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数によること。
- (3)日給者については、各月の出勤日数によること。
- (H18.5.12庁保険発第0512001号)

賞与にかかる報酬額の算定

賞与にかかる報酬額は、標準報酬月額の定時決定または7月、8月もしくは9月の随時改定の際、次により算定する。

- (1)7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除して得た額
- (2)7月1日以前1年内に諸規定により賞与の支給回数が変更され、新たに当該賞与が報酬に該当したときは、変更後の諸規定による賞与の支給回数等の支給条件であったとすれば、同日前1年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を12で除して得た額

(\$53.6.20保発第47号·庁保発第21号、H15.2.25保発第0225004号·庁保発第2号)

定時決定時の保険者算定

標準報酬月額の定時決定に際し、保険者算定を行う場合は、算定困難な場合を除き、次に掲げる場合とする。

- (1)4月、5月、6月の3ヵ月間において3月分以前の給料の遅配分を受け、または遡った昇給によって数月分の差額を一括して受ける等、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- (2)4月、5月、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- (3)4月、5月、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- (4)当年の4、5、6月の3ヵ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

(S36.1.26保発第4号、H15.2.25保発第0225004号·庁保発第2号、H23.3.31保発0331第17号·年発0331第9号)

一時帰休の休業手当が支払われた場合

標準報酬月額の定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。ただし、標準報酬月額の決定の際、既に一時帰休の状況が解消している場合は、当該定時決定を行う年の9月以後において受けるべき報酬をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。(H15.2.25保保発0225004号・庁保険発3号)

短時間就労者(パート)にかかる定時決定

短時間就労者にかかる定時決定時の標準報酬月額の算定については、次のいずれかにより算定すること。

- (1)4月、5月、6月の3ヵ月間のうち、支払基礎日数が17日以上の月の報酬月額の平均により算定された額とすること。
- (2)4月、5月、6月の3ヵ月間のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、その3ヵ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算定された額をもって保険者算定による額とすること。
- (3)4月、5月、6月の3ヵ月間のうち、支払基礎日数がいずれの月についても15日未満の場合は、従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とすること。

(H18.5.12庁保発0512001号)

休職期間中の標準報酬月額

被保険者の休職期間中、給与の支給がなされる場合、標準報酬月額 は休職前の標準報酬月額による。

(S27.1.25保文発第420号)

育児休業に準じた休業期間中の標準報酬月額

育児休業に準じた休業期間における標準報酬月額については、育児 休業開始直前の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に基づき算定し た額として取り扱う。

(H15.2.25保保発0225004号·庁保険発第3号)

介護休業期間中の標準報酬月額

介護休業期間中の標準報酬月額は、休業直前の標準報酬月額の算 定の基礎となった報酬に基づき算定した額として取り扱われる。

(H11.3.31保険発第46号·庁保険発第9号)

短時間労働者の標準報酬月額の決定・改定について

問1 標準報酬月額の決定・改定の算定の対象となる期間に、短時間労働者である月と短時間労働者でない月が混在している場合、各月の支払基礎日数はどのように取り扱うのか。

- (答)各月の被保険者の区分(短時間労働者であるかないか)に応じた支払基礎日数により、各月が算定の対象月となるかならないかを判断する。
- 問2 標準報酬月額の決定・改定の算定の対象となる期間の月の途中に、被保険者の区分(短時間労働者であるかないか)の変更があった場合、当該月の支払基礎日数はどのように取り扱うのか。
- (答)当該月の報酬の給与計算期間の末日における被保険者区分に 応じた支払基礎日数により、当該月が算定の対象月となるかなら ないかを判断する。

標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集より

●70歳以上被用者の算定基礎届と記入について

平成19年4月より、適用事業所に就労して稼得能力のある70歳以上の年金受給者については、60歳台後半の在職老齢年金と同様のしくみが適用されています。このため、70歳以上の方が、厚生年金保険の適用事業所に使用される場合、事業主は、70歳以上の従業員(被用者)の雇用・退職・報酬額についての届出が必要となります。

届出により、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止となる場合があります。

※平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、平成19年4月において70歳に達していた(昭和12年4月1日以前生まれ)方についても、在職老齢年金の支給停止の適用対象となったため、70歳以上被用者の届出が必要です。

70歳以上被用者とは

70歳以上の被用者は、70歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに雇用される方、または被保 険者が70歳到達後も継続して使用される場合で次のすべてに該当する人をいいます。

なお、70歳以上の被用者は、70歳になると厚生年金保険の資格を喪失するため、在職中であっても、厚生年金保険の保険料を納付する必要はありません。

対象者

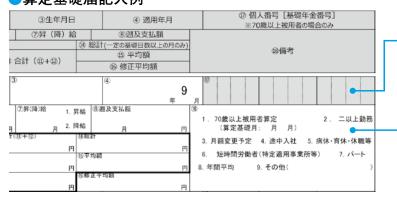
- 170歳以 トの方
- ❷過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- ③厚生年金保険適用事業所に使用され*、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が一般従業員の4分の3以上の方(特定適用事業所・任意特定適用事業所の場合、短時間労働者を含みます) **

 **法人事業所の事業主を含みます。

70歳以上被用者の算定基礎届の記入

70歳以上の被用者の標準報酬月額相当額は、実際に4月・5月・6月に受けた報酬の平均月額にあわせて毎年改定されます。事業主は、「算定基礎届」に各被用者の報酬を記入し、69歳以下の被保険者の算定基礎届とともに提出してください。

●算定基礎届記入例



個人番号は70歳以上被用者の方のみ記入してください。

健康保険組合への届出には記入不要です。

「1.70歳以上被用者算定」は、70歳以上被用者の方について提出する場合に〇で囲んでください。()内は、算定期間中に70歳に到達する等で、健康保険と厚生年金保険の算定基礎月が異なる方のみ記入します。健康保険組合への届出には記入不要です。

70歳以上被用者の老齢厚生年金の支給調整のしくみ

70歳以上被用者の老齢厚生年金の支給調整は、60歳台の在職老齢年金と同じ仕組みです。基本月額と総報酬月額相当額の合計額が51万円以下の場合は、年金の全額が支給されますが、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が51万円を超える場合は、超えた額の2分の1が支給停止されます。さらに支給停止額が基本月額を超えるときは、加給年金額も停止されます。

算定基礎届 Q&A



対象者について

7月1日に退職した人の算定基 礎届は必要?



算定基礎届は、7月1日現在の被保険者が対象です。したがって、7月1日以降に退職した人(7月1日に退職した人の資格喪失日は7月2日)についても、算定基礎届の提出は必要です。

病気療養中のため無給の被保険 者の場合、算定基礎届は必要?



算定基礎届は、4月·5月·6月の3ヵ月間病気欠勤し無給となっている被保険者であっても、9月以降の標準報酬月額が実情に合わないものとすることはできません。そこで、この場合も算定基礎届は提出します。ただし、保険者において従前の標準報酬月額と同じ月額として決定されます。

4月に定期昇給があり、現在の 標準報酬等級より2等級上がり ますが、昇給分については5月 に差額を含めて支給しまし た。この場合、算定基礎届は 必要?



差額支給があった5月を固定的賃金に変動のあった月として 以後3ヵ月間(5月・6月・7月)が計算の基礎となり、8月から随 時改定により標準報酬月額が変更されます。7月~9月に月額 変更届の対象となる方は、算定基礎届の提出は不要です。

直前の月額変更届による標準 報酬月額と等級が同じ場合に 算定基礎届は必要?



昇給等により随時改定が行われ、その年の定時決定において標準報酬月額に変更が生じない場合でも、算定基礎届の提出は必要です。算定基礎届に氏名等が印字されていますので、その被保険者を除くことなく、所定の事項を記入します。

報酬月額について

基本給が当月締めの当月払い、 残業代が当月締めの翌月払い のため、4月入社の人には、4月 に基本給のみ支給しました。こ の場合、4月も算定の対象月に なる?



通常の基本給が全額支払われているので、4月も算定の対象月となり、4月・5月・6月の平均額で標準報酬月額を決定します。

4月の途中入社の月給制の被保険者に、4月は日割で18日分の給与を支給しました。4月の支払基礎日数が17日以上あるため、3ヵ月間の平均を報酬月額として算定する?



4月は、月の途中採用で、報酬も日割によるものなので、本来受ける額ではありません。このような場合は、被保険者が9月以降に受けるべき報酬月額を保険者において算定することになります。結果として5月と6月の2ヵ月の平均で標準報酬月額が決定されます。

支払基礎日数について

算定基礎届の中に記入する支 払基礎日数に有給休暇は含ま れる?



A

有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているわけですか ら、支払基礎日数の中に含まれます。有給休暇日数を含めて、 支払った報酬の支払基礎日数が17日以上の月を算定の対象 とします。

月給制だが、6月に10日間欠勤 し、勤務日数は12日だったた め、6月は算定の対象からはず す?



欠勤による減額の規定がある場合は、「支払基礎日数=欠勤 控除の計算の基になる日数一欠勤日数 | のため、6月は算定 の対象からはずれる可能性があります。欠勤による減額の 規定がない場合、何日休んでも支払基礎日数は変わらない ため、6月は算定の対象となります。

夜勤労働者で日をまたいで労 務に就いている場合の支払基 礎日数の扱いは?



- ①月給者の場合→各月の暦日数を支払基礎日数とします。
- ②日給者の場合→給与支払の基礎となる出勤回数を支払 基礎日数とします。変形労働時間制を導入している場合 は、③に準じて扱います。
- ③時給者の場合→各月の総労働時間を事業所の所定労働 時間で割って得た日数を支払基礎日数とします。

給与の締め日が変更となった 場合の変更月の扱いは?



①支払基礎日数が増加した場合

超過分の報酬を除外したうえで、その他の月の報酬との平 均を算出します。

例 給与締日が20日から25日に変更された場合 締日を変更した月のみ給与計算期間が前月21日~当月 25日となるため、前月21日~前月25日の給与を除外し、 締日変更後の給与制度で計算すべき期間(前月26日~当 月25日)で算出された報酬をその月の報酬とする。

②支払基礎日数が減少した場合

支払基礎日数が17日以上あれば、通常の定時決定の方法 によります。17日未満となった場合は、その月を除外したう えで、報酬の平均を算出します。

給与や諸手当の支払月が変更 になった場合の扱いは?



①翌月払いの給与や手当が当月払いに変更された場合

制度変更後の給与等がその月に受けるべき給与であるとみ なし、変更前の給与は除外したうえで、4月、5月、6月の平均 を算出します。

②当月払いの手当が翌月払いに変更された場合

変更月に手当が支給されないことになりますが、その月は算 定の対象から除き、残りの月の報酬で定時決定を行います。

算定基礎届のまとめ(届出用紙送付~提出まで)

6月中旬 1. 算定基礎届を届出用紙で提出する事業所 届出用紙送付 · 算定基礎届(届出用紙) 2. 算定基礎届を電子媒体で提出する事業所 ・被保険者データを「オンライン事業所年金情報サービス」により受け取ることが 日本年金機構 (事務センター) できます。 から送付 ※利用申し込みが必要です(69頁参照)。 ※被保険者データを収録したターンアラウンドCDの提供は、令和7年3月までで終了しました。 ※電子申請については64頁参照 6月中旬まで 対象者を確認 7月1日現在の全被保険者が対象となります **■**14頁参照 6月中旬~6月下旬 4月・5月・6月の3ヵ月間に実際に支払われた報酬が対象 ➡15頁参照 報酬月額の計算 支払基礎日数が17日以上の月を対象。17日未満の月を除く ■ 15頁参照 支払基礎日数の記入。月給制・日給制により異なる ➡16頁参照 賞与や臨時的なものがあれば、報酬から除く ➡11頁参照 現物給与があれば金銭に換算 ■12頁参照 差額支給などがある場合は、修正平均を計算 ■25頁参照 各月の報酬を合計し、その月数で割って平均額を計算 この額が報酬月額 7月上旬 ■提出書類等 提 出 算定基礎届 ◆CDやDVDで提出される場合 · 電子媒体届書総括票 ※日本年金機構の「算定基礎届総括表」は廃止されましたが、加入する健康保険組合において総括表に 類する書類の提出指示がある場合には、健康保険組合の指示に従い書類を作成・提出してください。

算定基礎届は、届出用紙によるご提出のほかに、電子申請や電子媒体(CD·DVD)申請が可能で す。詳しくは、日本年金機構ホームページの「電子申請」「電子媒体申請」コーナーをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

雷子申請

電子媒体申請

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

日本年金機構 電子申請 (検索)

│日本年金機構 電子媒体申請 │(検索)

労働者名簿のチェック

算定基礎届の記入漏れを防ぐため、労働者名簿を点検し、算定基礎届の対象と なる7月1日現在の被保険者を確認します。

6月1日以降に被保険者資格を取得した人は、資格取得届によって標準報酬月額が決められるため、 算定基礎届は必要ありませんので、別区分します。

長期休職者や長期海外出張者など、出勤していなくても被保険者資格が継続している人も算定基礎 届の対象です。

6月30日までに入社・退社した人の資格取得・喪失届に漏れがないかを確認します。漏れがある場 合は、提出してください。届出漏れや遅れがあった場合等は、その年の算定基礎届の用紙に被保険 者の印字が正しく反映しない場合があります。

賃金台帳等のチェック 賃金台帳、所得税源泉徴収簿、出勤簿などを整理しておきます。

4月・5月・6月に支払った報酬を確認。年3回以下支給される賞与などは報酬に含まれず、標準賞与額 の対象となります。

4月・5月・6月の支払基礎日数を確認。17日未満の月は除いて算定基礎届を記入しますので、17日未満

の月があるかどうかを確認しておきます。 現物給与を確認。食事や住宅を現物で支給している場合は、定められた価額で金銭に換算しておきます。

月額変更届の対象となる被保険者を確認します。

昇給・降給による差額支給や給与の遅配分がないかを確認します。

■提出先

- ・全国健康保険協会管掌の事業所は、管轄の事務センター(年金事務所)へ提出してください。
- ·組合管掌の事業所は、事務センター(年金事務所)および健康保険組合へ提出してください。
- ・厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出してください。

算定基礎届のほか月額変更届、賞与支払届および適用にかかる諸届についても同様です。

4

随時改定(月額変更届)

月額変更届とは

毎年1回の定時決定により決定された各自の標準報酬月額は、原則として1年間使用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに報酬月額の変更を行います。これを「随時改定」といい、その届出を「月額変更届」といいます。(健保法第43条、厚年法第23条)

月額変更届が必要となるとき

月額変更届は、次の3つのすべてに該当したときに行われます。1つでも欠ければ届出は必要ありません。

Yes

1

昇給や降給等の固定的賃金の変動、または賃金(給与)体系の変更がありましたか?

Yes

2

変動月以後引き続く3ヵ月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ですか?

[3

変動月から3ヵ月間 の報酬の平均額と 現在の標準報酬月 額に2等級以上の 差がありますか? Yes

月額変更届の 提出が 必要です







月額変更届を提出する**必要**はありません



全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 → 事務センター (年金事務所) へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 → 事務センター (年金事務所) および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

※資本金が1億円を超えるなど特定の法人は、電子申請(64頁参照)での提出が義務づけられています。

固定的賃金の変動・賃金(給与)体系の変更が必要です

随時改定は、固定的な賃金が変動した場合に行われることを条件としています。固定的賃金とは、稼働 や能率に関係なく、支給額や支給率が決まっているものです。

固定的賃金

支給額・支給率が 決まっているもの

基本給(月給、週給、日給)、 家族手当、通勤手当、住宅手当、 役付手当、勤務地手当など

固定的賃金に変動があった場合とは

- ・昇給(ベースアップ) ・降給(ベースダウン)
- ・固定的な手当(たとえば家族手当や役付手当など)の支給額の 変更
- ・基礎単価(日給や時間給)の変更
- ・請負給、歩合給などの単価や歩合率の変更
- ・一時帰休(レイオフ)による通常の報酬よりも低額な休業手当の支給
- ※病気休職等による休職給の支給は、固定的賃金の変動には該当 しません

賃金(給与)体系の変更とは

- ・日給制から月給制への変更、月給制から歩合制への変更など
- ・固定的な手当の新規支給

非固定的賃金

稼働実績などによって 支給されるもの

残業手当、能率手当、日直手当、 勤務手当、精勤手当など

非固定的賃金の変動のみでは、 随時改定は行いません

※非固定的な手当が新設された場合、その新設された月を起算月として、以後の継続した3ヵ月間のいずれかの月において、新設された手当の支給実績が生じていれば随時改定の対象となります。

変動月以後引き続く3ヵ月とは

変動月とは、実際に昇給や降給により固定給に変動があった月をいいます。

たとえば、1月に昇給があっても、その昇給による差額が実際に支払われたのが3月だった場合は、変動月が3月となり、3月・4月・5月の引き続く3ヵ月で随時改定に該当するかどうかを判断します。

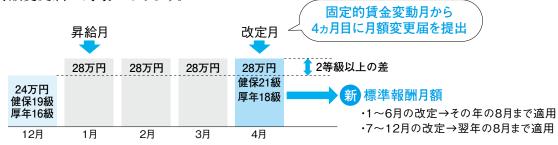
随時改定が行われる条件として、固定的賃金に変動のあった月以後継続した3ヵ月の支払基礎日数はいずれも17日 (特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日) 以上あることが必要です。この3ヵ月に、支払基礎日数17日 (特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日) 未満の月が1ヵ月でもあれば、たとえ2等級以上の差が生じても随時改定は行われません。

パートタイム労働者の随時改定についても、引き続く3ヵ月の支払基礎日数がいずれも17日以上あることが必要です。

2等級以上の差が生じることが必要です

現在の標準報酬月額と固定的賃金変動後の標準報酬月額を標準報酬月額等級表に当てはめ、2等級以上の差が生じることが必要です。たとえば、従前の標準報酬月額が240,000円の被保険者が変動月以降引き続く3ヵ月間に受けた報酬の平均額に該当する標準報酬月額が、280,000円以上に該当すれば、2等級以上の差が生じたことになります。

なお、固定的賃金の変動のみでは2等級の差がない場合でも、残業手当などを含めて2等級以上の差になれば月額変更届の対象になります。



随時改定の対象とならない場合

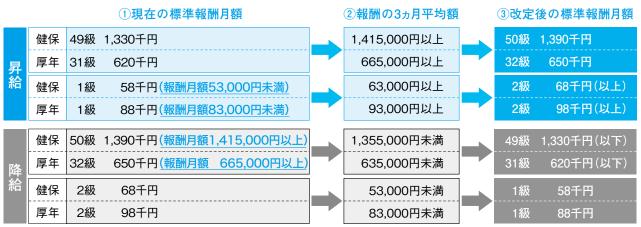
固定的賃金は増加しても、非固定的賃金が減少したため、3ヵ月間の平均額が結果として2等級以上下がった場合、また、逆に、固定的賃金は減少しても非固定的賃金が増加し、3ヵ月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、たとえ2等級以上の差を生じても随時改定には該当しないものとして取り扱い、月額変更届の提出は必要ありません。

■固定的賃金の変動と月額変更届の必要の有無 ↑ … 増額 ↓ … 減額 変動の原因である「固定的賃 固定的賃金 T 報 金」と変動の結果の「3ヵ月の Ţ 酬 非固定的賃金 ተ T ተ T 平均額」の矢印が同じ向きの とき随時改定が必要です。 ተ 1 ┰ Ť 3ヵ月の平均額(2等級以上の差) T 逆の向きの場合は随時改定 には該当しません。 月額変更届の必要 あり あり あり なし

^{※3}ヵ月に支払基礎日数17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未満の 月が1ヵ月でもあれば月額変更届は不要です。

1等級差でも随時改定の対象となる場合

標準報酬月額には上限・下限があるため、大幅に報酬が変わっても2等級の差が出ないこともあります。 次表の現在の標準報酬月額(①)に該当する人が、固定的賃金の変動月以後引き続く3ヵ月の報酬月額の平 均が、②の額になった場合には、1等級の差でも随時改定が行われ、改定後の標準報酬月額(③)となります。



通達(S36.1.26保発第4号、H28.9.23保発0923第12号、年管発0923第2号)

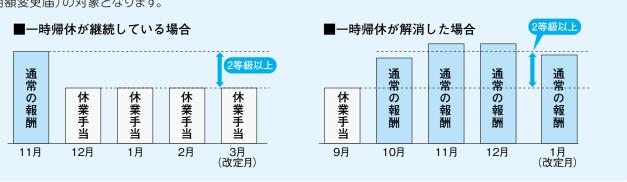
標準報酬月額の改定時期と適用期間

随時改定に該当すれば、固定的賃金が変動した月から起算して4ヵ月目に新しい標準報酬月額に改定されます。 新しい標準報酬月額は、改定が1月~6月の場合はその年の8月まで、7月~12月の場合は翌年の8月まで適用されます。再び固定的賃金に変動があれば、再度、随時改定の対象となります。



■ 一時帰休による休業手当が支払われたときにも随時改定の対象となります

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動とみなし、2等級以上の差となれば随時改定(月額変更届)の対象となります。ただし、報酬のうち固定的賃金が減額される場合で、その状態が継続して3ヵ月を超える場合に限られます。なお、休業手当等をもって標準報酬の決定や改定が行われた後に一時帰休の状況が解消したときも、随時改定(月額変更届)の対象となります。



●月額変更届の記入例

11 一般的な例: 昇給があったとき

一般的な算定方法として、昇給があった場合には、随時改定のための次の3つの条件を満たしているのかを確認します。

- ①基本給(固定的賃金)が上がった(または下がった)
- ②支払基礎日数が3ヵ月とも17日(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日)以上ある
- 3残業手当など(非固定的賃金)を含めて2等級以上の差が生じた

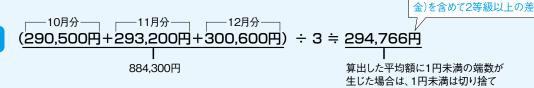
この場合、変動月以降引き続く3ヵ月間に受けた報酬の合計額をその月数「3」で割り、1ヵ月の平均額を算出して、その額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じた場合に標準報酬月額の改定が行われます。

たとえば一般被保険者で10月に25,000円の昇給があり、10月・11月・12月の各月とも報酬の支払基礎日数が17日以上ある場合は、単純に、受けた報酬の合計額を、その月数 [3] で割って算定します。



月	支払基礎日数基本給		諸手当		残業手当	合 計		10 E		
10月	30	日	2	254,000 円	18,000 円		18,500円	290,500	円~	10月に25,000円の昇給⇒固定的賃金の変動月
11月	31	日	2	254,000 円	18,000	円	21,200 円	293,200	円	
12月	3,0	日	2	254,000 円	18,000	円	28,600円	300,600	円	
2の条件 10の			10	 条件		総計	884,300	円		
支			的賃金)が10							
も17日以上 月から25,000			円上がった					3の条件		

報酬月額



新しい標準報酬月額

健保300,000円(22等級)、厚年300,000円(19等級)



標準報酬月額等級表で確認

残業手当など(非固定的賃

●月額変更届記入例

① 被保険者整理番号 ② 被保険者氏名)	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ			
	⑤ 従前の標準	基報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	3)) 遡及支払額				
9	(10)		報酬月額			14 総計	(18) 備考			
給与 支給月	給与計算の 基礎日数	① 通貨によるものの額	① 現物によるものの額	③ 合計(①+②)	⑤ 平均額		19			
~111//	E 112 L 30					修正平均額				
1	12	算定	真一	[®] 5-460225	5	^④ 8 _年 1 _月	(1)			
	260 🚦		^⑥ 7 _年 9 _月	① 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	月 P	(8) 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務			
^⑨ 芹約 月	^{⑩ 日数} 30 _日	^{⑪通賞} 290,500 _円	① 現物 〇 円	^{®eh®+®} 290,500	(1) 総計	884,300	3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (4.)昇給・降給の理由			
11 _月	31	293,200	0 8	293,200	⑤平均額	294,766	(基本給の変更 5.健康保険のみ月額変更			
12 _月	30	300,600	0 ,	300,600 μ	⑥修正平均割	Ā	(70歳到達時の契約変更等) 6. その他 ()			

2 昇給(固定的賃金の変動)が続いたとき

4月に昇給(20,000円)があり、6月に昇進により役付手当(50,000円)が加算された場合、4月~6月の平均額が従前の標準報酬月額と2等級以上の差があれば7月に随時改定が行われます。さらに、6月~8月の平均額が7月に改定された標準報酬月額と2等級以上の差があれば9月に随時改定が行われます。



●月額変更届記入例 7月の随時改定

	MXXM	HO. 12.	* 12 3 X/C						
① 被	① 被保険者整理番号 ② 被保険者氏名		険者氏名	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準	華報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	8	遊及支払額			
9	(10)		報酬月額			① 総計	(18) 備考		
給与	給与計算の	① 通貨によるものの額	① 現物によるものの額	③ 合計(⑪+⑫)		① 平均額	(1) 湘石		
支給月	基礎日数	① 選択によるものの観	@ 9tm/ca-9-0000mg	U Har (U) (U)		修正平均額			
1	12	算定	慶三	[®] 5-380328		^④ 7 _年 7 _月	0		
⑤ 健	280 _{+m}	厚 280 _{千円}	^⑥ 6 _年 9 _月	4 日 2 降給	⑧遡及支払額	i 月 円	億 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務		
⑨ 支給月	^{⑩ 日数} 31 _日	^{如通数} 308,000 _円	① 現物	308,000	(4) 総計	974,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (4.)昇給・降給の理由		
5	30 _B	308,000 _F		308 000	⑤平均額	324,666	(基本給の変更 5. 健康保険のみ月額変更		
6	31 _B	358,000 _F	0 8	352 000	⑥修正平均智 	E P	(70歳到達時の契約変更等) 6. その他 ()		

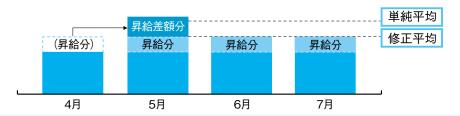
●月額変更届記入例 9月の随時改定

① 被保険者整理都	:号 ② 被係	険者氏名	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ			
⑤ 従前の	標準報酬月額	華報酬月額 ⑥ 従前改定月		(8	遡及支払額				
9 10		報酬月額			① 総計	(18) 備考			
給与 給与計算		① 現物によるものの額	③ 合計(①+①)		⑮ 平均額				
支給月 基礎日数	@ 2E341=8-00000mg	@ 551301 C 8- 50 000 0 BR	ы п п п п п п п п п п п п п п п п п п п		修正平均額				
¹ 12	算定	慶三	③ 5-380328 ① 昇(降)給 ① 昇給	⑧遡及支払額	⁴ 7 _年 9 ,	108			
[®] 健 320 _.	_{.两} ¦厚 320 _{千円}	7 年 7 月	6月 2. 降給	月田		1.70歳以上被用者月額変更 四 2.二以上勤務			
^{⑨支給月}	^{® 通常} 358,000 p	① 現物	358,000 _E		1,074,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 円 (4)昇給・降給の理由			
7 _月 30	358,000	0 8	1 358 000 -	⑤平均額	358,000	(役付手当の加算) 円 5.健康保険のみ月額変更			
8 _月 31	358,000	0 8	358,000 _E	⑥修正平均割	-	(70歳到達時の契約変更等) 円 6. その他 ()			

3 修正平均を出す例: 昇給分がさかのぼって支給されたとき

さかのぼり昇給があったため、昇給差額が支給された場合は、その**差額が支給された月が固定的賃金に変動のあった月**となり、引き続く3ヵ月で随時改定に該当するかどうかをみることになります。 この場合、その支払われた額をそのまま単純に計算すると差額分だけ報酬が高くなってしまうため、 **遡及昇給の差額分は除外**して計算します。

下記の例は、5月の時点で、4月にさかのぼった遡及昇給が行われたものです。



従前の標準報酬月額 健保220,000円 (18等級)、厚年220,000円 (15等級)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	4月昇給差額分	合 計	4月昇給の差額が5月に支払
5月	30 目	238,000 円	25,200 円	15,000 円	278,200 円	つける われたときは差額を差し引い て3ヵ月を平均
6月	31 目	238,000 円	28,500 円	円	266,500 円	
7月	30 目	238,000 円	29,200 円	円	267,200 円	
				総計	811,900 円	
					4月の差額分 15,000円 = 796	,900円 ←修正総計

単純平均した報酬月額 = (278,200円+266,500円+267,200円) ÷ 3 ÷ 270,633円 (1円未満切り捨て) 811,900円 この額を「平均額」欄に記入

修正平均した報酬月額 = (278,200円-15,000円+266,500円+267,200円) ÷ 3 ≒ 265,633円 (1円未満切り捨て) 796,900円 この額を「修正平均額」欄に記入

新しい 標 準 報 酬 月 額 健保260,000円 (20等級)、厚年260,000円 (17等級)

標準報酬月額等級表で確認

●月額変更届記入例

① 被保	 	② 被保	険者氏名	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準	基報酬月額	⑥従前改定月	⑦ 昇(降)給 ⑧					
9 給与	① 公上計算の		報酬月額			(A) 総計 (B) 平均額	18 備考		
支給月	給与計算の 基礎日数	① 通貨によるものの額	② 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑥ 修正平均額				
1	28	基礎 :		[®] 5-401023	3	^④ 7 _年 8 _月	0		
⑤ 健	220 _{千円}	厚 220 千円	^⑥ 6 _年 9 _月	① 昇(降)給 ① 昇給 5 月 2. 降給	⑧遡及支払額	15,000 9	態 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務		
⑨ 支給月 5 月	^{⑩日数} 30 _日	^{® 通貨} 278,200 _円	① 現物	^{®合計(®+®)} 278,200 _F	④総計	811,900 _m	3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由		
6 _月	31 🛮	266,500 _P	0 8	266,500	-	270,633 _m	(基本給の変更 5. 健康保険のみ月額変更		
<mark>7</mark> _月	30 _B	267,200 _m	0 _m	267,200	⑥修正平均割	¹ 265,633 _m	(70歳到達時の契約変更等) 6. その他()		
			去丝	☆総計を3で割った額	修正:	総計を3で割った	·姻 差姻•見絵姻•見絵日		

4 勤務体系(契約時間)が変更になったとき

基本給(時間給)に変更はないが、5月から以下のとおり勤務体系(契約時間)が変更になった場合 は、固定的賃金の変動に該当し、5月・6月・7月の各月とも支払基礎日数が17日以上(短時間労働者は 11日以上) あり報酬に2等級以上の差が生じれば、随時改定の対象となります。

> 基本給 1時間2,000円 → 2,000円 (変更なし) 契約時間 1日 8時間 → 6.5時間 (変更あり) 1月 20日 → 20日 (変更なし)

従前の標準報酬月額 🕨 健保320,000円 (23等級)、厚年320,000円 (20等級)

月	支払基礎日数		支払基礎日数 基本給 残業手		合 計	5月から契約時間が
5月	20 E	3	260,000円	8,400 円	268,400 円	1日8時間→6.5時間に変更
6月	20 E	3	260,000 円	6,800 円	266,800 円	
7月	20 E	3	260,000 円	5,000 円	265,000 円	
				総計	800,200 円	

報酬月額

6月分 -- 7月分 -(268,400円+266,800円+265,000円) ÷ 3 ≒ 266,733円 (1円未満切り捨て) 800,200円

新しい標準報酬月額 健保260,000円(20等級)、厚年260,000円(17等級)

標準報酬月額等級表で確認

月額変更届記入例

① 被保	 	② 被保))))))))))	③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ			
	⑤ 従前の標準	華報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額					
9	(10)		報酬月額			14 総計	(18) 備考			
給与	給与計算の	① 通貨によるものの額	① 現物によるものの額	③ 合計(①+②)		⑤ 平均額	他拥有			
支給月	基礎日数	① 選択によるものの観	(i) 951901 C & 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	U DAI (U) (U)	Œ	修正平均額				
1	40	² 月額	慎二	[®] 5-571216	6	^④ 7 _年 8 _月	0			
⑤ 健	320 _{+m}	厚 320 千円	r e o	① 昇(降)給 1. 昇給 5 月 ② 降給	⑧遡及支払額	月 P	1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務			
9 支給月 5 月	1 2N 1	® 268,400 _m	① 現物	^{®合計(®+®)} 268,400 _円	(1) 総計	800,200	3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (4)昇給・降給の理由			
6 _月	20 🛮	266,800	0 _m	266 800	⑤平均額	266,733	(5/1→契約時間変更) g 5. 健康保険のみ月額変更			
7 _月	20 _B	265,000 _m	0 8	265,000 _F	⑥修正平均割	Ñ P	(70歳到達時の契約変更等) 6. その他 ()			

5 手当変更の申請が遅れた場合の起算月

この取扱いは計算ミスや本人の過失があった場合に限られます。たとえば、転居に伴う通勤手 当額変更 (10,000円→20,000円に変更) の申請が社員から出されたのが遅く、通勤手当を支給する月 が、本来支給すべき7月から1ヵ月遅れて、8月になり、7月分の差額精算も含めて支給した場合、随時改定 は、本来新たな額の通勤手当を支給するはずであった7月を変動月として計算します。

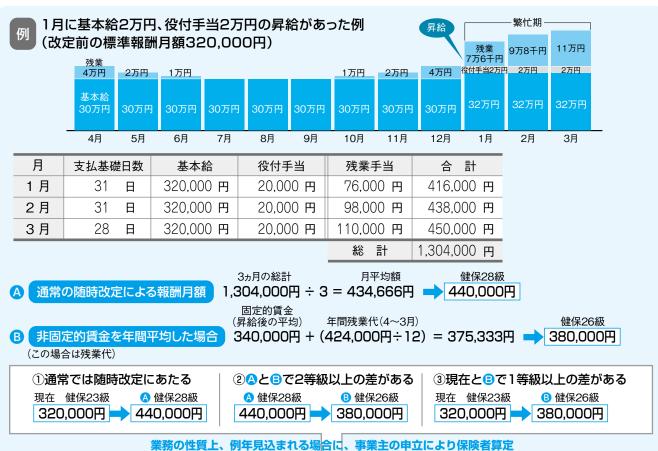
なお、単に遡及して差額支払が行われる場合は、3の取扱いとなります。



6 年間平均の報酬月額で随時改定したいとき

固定的賃金の変動があり、月額変更届に該当するものの、業務の性質上、繁忙期に業務が集中する 等、非固定的賃金が著しく増加することが例年見込まれる場合は、つぎの3つにすべて該当する場合、 年間平均による保険者算定を申立てすることができます。

- ●現在の標準報酬月額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差がある。
- ❷非固定的賃金を年間平均した場合の3か月間の報酬の平均額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上 の差がある。
- ③現在の標準報酬月額と、年間平均した場合の報酬月額との差が1等級以上ある。



現在の標準報酬月額 新しい標準報酬月額 健保23級 320,000円 -➡ 健保26級 380,000円

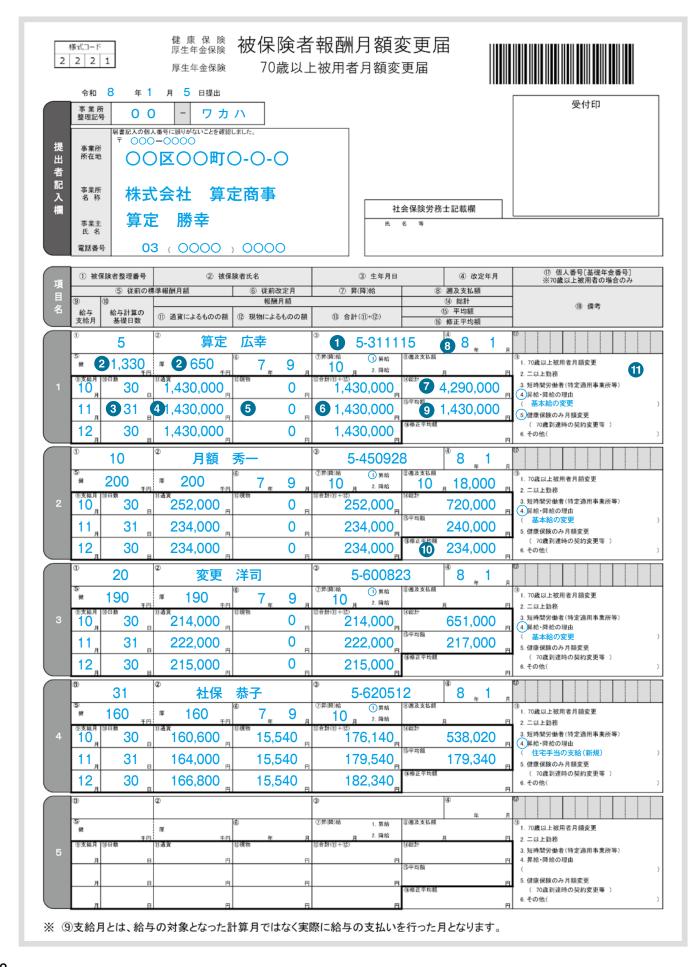
※年間平均の結果、昇給で標準報 酬月額が下がる場合、降給で標 準報酬月額が上がる場合には、 随時改定は行われません。

▶月額変更届記入例

① 被仍	① 被保険者整理番号 ② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月	① 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ			
	⑤ 従前の標準	基報酬月額	⑦ 昇(降)給	8)	遡及支払額				
9	(10)		報酬月額			(4) 総計	(B) 備考		
給与	給与計算の	① 通貨によるものの額	① 現物によるものの額	③ 合計(⑪+⑫)		① 平均額	19 1		
支給月	基礎日数	① 産業によるものの額	@ 9tm/ca-9-0000mg	タ 気物によるものの観		修正平均額			
1	31	改定	政夫	[®] 5-500816	3	^④ 7 _年 4 _月	(D)		
⑤ 健	320 _{千円}	厚 320 千円	6 年 9 月	⑦昇(降)給 ① 昇給 月 2. 降給	⑧遡及支払額	i 月 円	13 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務		
⑨ 支給月 月	^{⑩ 日数} 31 _日	^{®通度} 416,000 _円	① 現物	^{®会計(®+®)} 416,000 _円	() 総計	,304,000 _m	2. 二以工到份 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) ④ 昇給・降給の理由		
<mark>2</mark> 月	31 🛮	438,000 _P	0 _m	438,000 μ	⑤平均額	434,666 _m	(基本給の変更、役付手当加算 5. 健康保険のみ月額変更		
3 _月	28 🖁	450,000 _m	0 8	450,000	⑥修正平均割	¹ 375,333 _m	(70歳到達時の契約変更等) ⑥その他(年間平均 ♥)		

年間報酬の平均で算定することの申立てを行う場合は、「6.その他」に〇をし、年間平均と記入してください。(様式1)「年間報 酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」・(様式2)「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定 申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」を添付してください。(記入例は53頁)

月額変更届の記入例



月額変更届は、昇給や降給などにより固定的賃金に変動があったため、報酬月額が2等級以上変わったとき、引き続く3ヵ月の報酬の額とその平均額等を記入していただきます。

届出書は、固定的賃金の変動月から4ヵ月目に事務センター(年金事務所)等に提出してください。

1 ③生年月日」欄

生年月日を記入してください。

- ② 「<u>5従前の標準報酬月額</u>」欄 従前の標準報酬月額を記入してください。
- ③「⑩給与計算の基礎日数」欄

各月の給与支払いの対象となった日数を記入してく ださい。

4 「①通貨によるものの額」欄

金銭で支払われる基本給、家族手当、通勤手当、残業手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受けた、すべてのものの合計額を記入してください。

5 「②現物によるものの額」欄

食事・住宅など現物で報酬が支払われているとき は、厚生労働大臣または健康保険組合が定める価額 によって算定した額を記入してください。

- 6 [13合計]欄
 - 4と5の報酬の合計額を記入してください。
- 7 [4総計]欄

3ヵ月間の報酬の合計額を記入してください。

8「④改定年月」欄

標準報酬月額が改定される年月を記入してください。

9 [15平均額]欄

⑦の合計を3で割って平均した額を、1円未満切り 捨てで記入してください。

10 「16修正平均額」欄

昇給がさかのぼり、昇給差額が支給された場合は、

- 7の総計額から差額支給分を除いて3で割った修正 平均額を、1円未満切り捨てで記入してください。
- 11 [18備考]欄

該当する項目を○で囲んでください。

「4.昇給・降給の理由」には、基本給の変更や家族 手当の支給等、昇給・降給となった具体的理由を記入 してください。

月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合(短時間への変更など)は、その他を○で囲み、()内に内容を記入してください。

月額変更届をもとに、新しい標準報酬月額が決められると、入力処理した内容が印字された「標準報酬月額改定通知書」が送付されますので、該当する被保険者に新しい標準報酬月額を通知してください。

○年間平均を申立てる際の2様式の記入例



	健 康 保 放 厚生年金保険	被保険者報酬 標準報酬月額	月額変更 の比較及	留・保険者 び被保険者	算定申立に係る の同意等(随時	例年のも 改定用)	R.	(2)
	事業所整理記句	00-ワカ	١/١	事業所	## 株式:	会社:	社保印刷	
	被保険者整	200		10K6		# A B		19
	31			政夫	昭和50	万年8万	16日	1
	【昇給月又は降給月 軽酬(給与)支払の			と固定的資金に もものの額	プレての模] 現物によるものの	. 45	r/2H	
	7 + 1 #	31 8		000 FI		Ов	340.000) m
	7 #2#	31 8		000 FI		Ов	340.000	
	7 +3л	28 п		000 FI		O m	340.000	
	Det 1.0	20.000 F	2708	340	000 m		,	
	.,				継続した3か月の間に	Sec. 22	rich Walter on a re-	n III 1
	新展(約5) 東北の			sansa augo Stoom	接触によるものの		心計	overeigh.
_	6 +4л	31 в	74274	000 m		O m	40.000	Эн
	6 +5л	30 п		000 B		O m	20.000	
	6 #6л	31 в	10,	000 в		0 в	10,000	ОВ
	6 ∗7л	30 n		O 19		O m) m
Н	6 #8л	31 🗈		O m		0 m	(Р
	6 *9л	31 в		O 19		O m	(ηС
	6 #10#	30 в	10,	000 ⊨		O m	10,000	
	6 #11#	31 🛭	20,	000 ฅ		0 m	20,000	Р
L	6 #12#	30 п		000 ₽		0 m	40,000	
Γ	7 ≄1л	31 "		000 🖪		0 19	76,000	
Ħ	7 *2#	31 "		000		O m	98,000	
	7 *3#	28 🗈		000 🖪		O PI	110,000) 19
		必ず、支払基礎日数 総月前の継続した9.6			10.000 円	組は扱いで	性算してください。	
		:月以後の軽続した3				S平均額	94,66	6 用
	昇給月又は開始 資給月又は開始	月前の継続した9か月 1月以後の継続した3	TATE OF	+a 4:	24,000 =	D平均額	35,33	3 д
	【標準報酬月額の比			241	2 G R		写生年金保 報	
		平均	ii.	9.0	標準報酬用額	910	8E-9-905KJ	千円
	提前 算能开文は開始月			• 23	320 #	1 6 20	320	
	以後の継続した 3か月	z+s 434	,666 ฅ	+ 28	440 ŦF	1 0 25	440	419
	有間平均	2+© 375	,333 #	* 26	380 #	1 23	380	ΨM
		a2+X/25240*25	手能差以上	62+X12	ピバが2等級差以上	ače3	(は)と(が)等級差(i.E
	ORUX	0			0		0	
	(保守征)							
	(被保険者の対象機 私は今日の開発を1		Moleck	なすることを乗り	Littor Saga	Metri	ることに開催します	
			額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。 被保険者氏名 改定 政夫					

随時改定を行う場合

標準報酬月額の随時改定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 昇給または降給によって随時改定の規定により算定した額(以下「算定 月額」)による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合
- (2)健康保険第49級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険1,415,000円以上又は厚生年金保険665,000円以上となった場合
- (3)第1級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあっては報酬 月額が53,000円未満、厚生年金保険にあっては報酬月額が83,000 円未満である場合に限る。)が昇給したことにより、その算定月額が第 2級の標準報酬月額に該当することとなった場合
- (4)健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあっては報酬月額が1,415,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が665,000円以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第31級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合
- (5)第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては53,000円未満、厚生年金保険にあっては83,000円未満となった場合

(S36.1.26保発第4号、R2.8.17保発0817第1号、年管発0817第1号)

随時改定における保険者算定(年間平均に関するもの抜粋)

3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額(通常の随時改定の計算方法により算出した標準報酬月額)と、昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に昇給月又は降給月前の継

続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)との間に2等級以上の差があり、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合であって、現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差がある場合は、保険者算定の対象とすること。(H30.3.1保保発0301第1号、年管管発0301第4号、改正は保発0301第8号、年管発0301第1号)

固定的賃金の変動等

随時改定における「昇給又は降給」とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。(S36.1.26保発第4号)

昇給遡及による随時改定

随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う 差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とする。なお、この場合に おいて保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降におい て受けるべき報酬月額による。(S36.1.26保発第4号)

著しく高低を生じた月

随時改定により標準報酬月額を改定する場合、原則として固定的賃金の変動があった月の翌々月を健康保険法第43条第1項または厚生年金保険法第23条第1項に規定する「その著しく高低を生じた月」と解し、その翌月より行う。(S36.1.26保発第7号、H15.2.25保発第0225004号・保発第2号)

標準報酬月額の随時改定の事務取扱いに関する事例集より

問1-2 (従業員から役員になるなど)身分変更が行われた結果、基本給が上がり(又は下がり)、(超過勤務)手当が廃止(又は新設)された場合で、各々の固定的賃金の変動が実際に支給される給与への反映月が異なる場合において、起算月はどのように取り扱うのか。

(答)身分変更が行われた結果、複数の固定的賃金の変動が生じ、 各々の固定的賃金の変動が実際に支給される給与へ反映する 月が異なる場合は、変動後の各々の固定的賃金が給与に実績と して反映された月をそれぞれ起算月とする。

問1-3 基本給(時間給)に変更はないが、勤務体系(契約時間)が変更になる場合、随時改定の対象となるか。

(答)時給単価の変動はないが、契約時間が変わった場合、固定的賃 金の変動に該当するため、随時改定の対象となる。

問2 超過勤務手当の支給単価(支給割合)が変更された場合は、 随時改定の対象となるか。

(答)超過勤務手当については、個々人や月々の稼働状況によって時間数が不確定であるため、単に時間の増減があった場合は随時改定の対象とはならないが、支給単価(支給割合)が変更となった場合は随時改定の対象となる。

問6 給与計算期間の途中で昇給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのか。

例:当月末締め翌月末払いの給与で、当月15日以降の給与単価が上 昇した場合。

(答) 昇給・降給した給与が実績として1ヵ月分確保された月を固定的賃金変動が報酬に反映された月として扱い、それ以後3ヵ月間に受けた報酬を計算の基礎として随時改定の判断を行う。例示の場合であれば、給与単価が上昇した翌月支払の給与は単価上昇の実績を1ヵ月分確保できていないため、翌々月を3ヵ月の起算点として随時改定の可否を判断する。

問7 固定的賃金の変動の翌月に給与支払締日の変更があった場合、随時改定はどのような取扱いとなるか。

例:9月支給分の給与から固定的賃金変動が反映されたが、10月支給 の給与から、「月末締め翌月15日払い」→「15日締め翌月15日払 い」に変更。 9月15日支給の給与(8/1日~8/31日分) 10月15日支給の給与(9/1日~9/15日分) 11月15日支給の給与(9/16日~10/15日分)

(答)固定的賃金に変動が発生した後の3ヵ月以内に、給与締日の変更によって例示のように支払基礎日数が17日を下回る月がある場合には、随時改定の対象とならない。なお、例示の場合、問6とは異なり、9月支給分の給与から固定的賃金変動が報酬に反映(1ヵ月分確保)されているため、11月を起算月として随時改定を行うことはできない。

問8 休職によって通常受けられる報酬よりも低額な休職給を受けることとなったが、休職中に固定的賃金の増減があった場合、随時改定の対象となるか。

(答)随時改定では、固定的賃金の変動が報酬に反映された月を起算月として扱うこととしているが、休職に伴う低額な休職給を受けている間に固定的賃金の増減があった場合、休職給はその固定的賃金の変動を適切に反映しているとは言えないため、休職が終了して通常の給与支払に戻った月以降3ヵ月の平均報酬月額によって随時改定の可否を判断する。

問8-2 産休又は育休取得中の無給期間において昇給等があった場合、起算月はいつになるか。

(答)産休等の無給期間中に固定的賃金に変動があった場合には、 実際に変動後の報酬を受けた月を起算月として改定することとな る。また、昇給等による固定的賃金の変動後に、給与計算期間 の途中で休業に入ったこと、または給与計算期間の途中で復帰 したことにより、変動が反映された報酬が支払われているもの の、継続した3月間のうちに支払基礎日数17日未満となる月があ る場合については、随時改定の対象とはならない。なお、これら は育児休業等を終了した際の改定を妨げるものではない。

問11 基本給の減給制裁があった場合、随時改定はどのようになるか。

(答)減給制裁は固定的賃金の変動には当たらないため、随時改定の 対象とはならない。

短時間就労者(パート)にかかる随時改定

短時間就労者に係る随時改定時における標準報酬月額の算定につい ては、短時間就労者に係る定時決定によらず、継続した3ヵ月のいずれの月 においても支払基礎日数が17日以上であること。(H18.5.12庁保険発第 0512001号)

一時帰休(休業手当が支払われた場合)

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額 な休業手当等が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動と みなし、随時改定の対象とする。ただし、当該報酬のうち固定的賃金が減額 され支給される場合で、かつ、その状態が継続して3ヵ月を超える場合に限 る。なお、休業手当等をもって標準報酬月額の決定または改定を行った後に 一時帰休の状況が解消したときも、随時改定の対象とする。(S50.3.29保 険発第25号·庁保険発第8号、H15.2.25保発第0225004号·保発第2号)

賃金カット

労働協約等に基づき、固定的賃金についていわゆる賃金カットが行わ

れた場合は、前記に準じて取り扱う。(S50.3.29保険発第25号・庁保険発 第8号、H15.2.25保発第0225004号·保発第2号)

自宅待機に係る者の被保険者資格取得時における標準報酬月額の決定 については、現に支払われる休業手当等に基づき報酬月額を算定し、標準 報酬月額を決定する。なお、休業手当等をもって標準報酬月額を決定した後 に自宅待機の状況が解消したときは、随時改定の対象とする。(S50.3.29保 険発第25号·庁保険発第8号、H15.2.25保発第0225004号·保発第2号)

賞与に変動があった場合

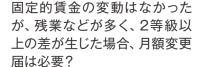
賞与に係る報酬の額に変動があっても、当該変動に基づく随時改定は 行わない。また、通常の報酬に著しい変動があり、随時改定(7月・8月・9月 の随時改定を除く)を行う場合は、新たに賞与に係る報酬の額を算定する ことなく、定時決定または7月・8月・9月の随時改定に基づき算定した賞与 に係る報酬の額を変更後の通常の報酬の額に加算する。(S53.6.20保発 第47号·庁保発第21号、H15.2.25保発第0225004号·庁保発第2号)



時間給に変更はないが、契約時 間が変更になる場合、随時改定 は必要?



時給単価(基本給)の変動はないが、契約時間(勤務体系)が 変わった場合は、固定的賃金の変動に該当し、随時改定の 対象となります。





残業手当などの非固定的賃金の変動によって、従前の標準 報酬月額と比べて2等級以上の差を生じた場合であっても、 給与体系が変更されたり、固定的な賃金に変動がない限り、 随時改定には該当しません。

昇給により固定的賃金が上がつ たが残業手当の減少で、逆に2 等級以上下がった場合、月額変 更届は必要?



固定的賃金が上がっても、非固定的賃金を含めると、逆に2 等級以上下がった場合のように、原因と結果が一致しない 場合には、随時改定には該当しません。

病気欠勤、長期欠勤、休職など で固定的賃金が減少し、2等級 以上下がった場合、月額変更届 は必要?



一時的な勤務状態によって報酬額に増減を生じたときは、 随時改定には該当しません。このような状況で改定を行っ たときは、傷病手当金などの保険給付の算出の場合、被保 険者に不利な状態を強いてしまうことになるからです。

現物給与の価額が告示により 改定された場合は、随時改定 の対象となる?



告示改正による価額の変更は、固定的賃金の変動に該当す るため、随時改定の対象となります。なお、現物給与の価額 を規約で別段定めている健康保険組合については、価額の 変更がなければ、随時改定の対象にはなりません。

テレワークの導入で通勤手当が 支給終了に。月額変更届の対象 になる?



テレワークが一時的なものであるときには通常の月額変更届 の対象にはなりません。就業規則にテレワークを定め、恒久的 に実施するような場合には、固定的賃金の変動になり、通常 の月額変更届の対象となります。また、テレワークが終了し、 通勤手当が再開された場合は月額変更届の対象となります。

産前産後休業期間中に基本給 は支給するが、通勤手当は支給 しない。この場合は賃金体系の 変更に当たる?



産休による通勤の実績がないことで通勤手当が不支給とな っている場合は、手当自体が廃止されたわけではなく、賃金 体系の変更には当たらず、随時改定の対象となりません。



産前産後休業•育児休業等終了時改定

■産前産後休業・育児休業等終了時改定とは

被保険者が、産前産後休業および育児休業等期間を終了し職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、報酬が休業前と比べて変動することがあります。このような場合に、標準報酬月額の改定を申し出ることができます。(健保法第43条の2、第43条の3、厚年法第23条の2、第23条の3)

改定対象となる人

「産前産後休業終了時改定」は産前産後休業終了後、育児休業を取らずに職場復帰する被保険者が、 「育児休業等終了時改定」は育児休業終了時に3歳未満の子を養育している被保険者が、それぞれ休業終 了後に受ける報酬に変動があった場合、被保険者の申出により事業主を経由して届け出るものです。

被保険者が、次の1、2のいずれにも該当した場合に、改定の対象となります。

1

従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額*1に1等級以上の差が生じるとき*1標準報酬月額は、休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月に受けた報酬の平均額に基づき算出します。

2

休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月のうち、少なくとも1月における「報酬の支払の基礎となる日数」が17日以上*2であること*2パートタイム労働者については、3ヵ月のいずれも17日未満の場合は、15日以上17日未満の月の平均によって算定します。特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の支払基礎日数は、11日以上です。

標準報酬月額の改定方法

休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間に受けた報酬の総額を3で割った平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめます。報酬の支払基礎日数に17日未満の月がある場合は、その月を除いて計算します。

その結果、現在の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がある場合、算出した平均額を報酬月額として、 標準報酬月額を改定します。

産前産後休業終了時改定は「**産前産後休業終了時報酬月額変更届**」を、育児休業等終了時改定は「**育児** 休業等終了時報酬月額変更届 | を提出します。



産前産後休業終了日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合には、「産前産後休業終了時報酬月額変更届」は提出できません。また、育児休業終了日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、「育児休業等終了時報酬月額変更届」は提出できません。

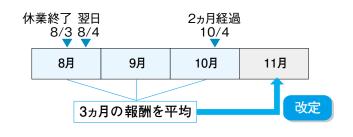


全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 → 事務センター (年金事務所) へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 → 事務センター (年金事務所) および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

改定月と適用期間

改定された標準報酬月額は、その休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月が経過した日の属する月の翌月(休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目)から適用されます。

改定月	適用期間
1月から6月に改定したとき	その年の8月まで適用
7月から 12月に改定したとき	翌年の8月まで適用



9 社会保険の適用

■「産前産後休業・育児休業等終了時改定」と「随時改定」の違い

	産前産後休業·育児休業等終了時改定	随時改定
基礎期間	産前産後休業終了日または育児休業等終了日の 翌日が属する月以後の3ヵ月間	固定的賃金に変動があった月以後の 3ヵ月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日未満の月があっても改定を行うことはできるが、17日未満の月を除く* パートタイム労働者で3ヵ月のいずれも17日未満の場合は、15日以上17日未満の月	支払基礎日数が17日未満の月があるとき は随時改定を行わない*
2 等級以上の差	2等級以上の差が生じない場合でも改定	原則として2等級以上の差が生じることが 必要
改定月	産前産後休業終了日または育児休業等終了日の翌日が 属する月から起算して4ヵ月目から改定	固定的賃金に変動を生じた月から起算して 4ヵ月目から改定
届出方法	被保険者の申出に基づき、事業主を経由してすみ やかに届出	随時改定に該当する場合、事業主が すみやかに届出

^{*}特定適用事業所等の短時間労働者である被保険者は「17日」を「11日」に読み替えて適用します。

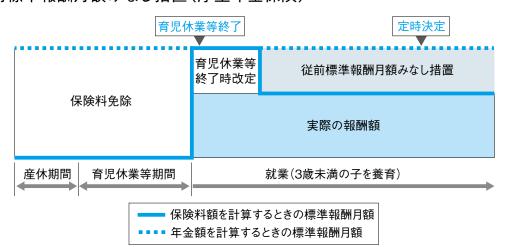
3歳未満の子を養育する被保険者の年金額算定の特例

3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額が、子の養育開始前の標準報酬月額を下回る場合は、被保険者が申出をすることにより、その期間は実際の標準報酬月額ではなく、従前の標準報酬月額に基づいて、将来の年金額が計算されます。保険料は、実際の標準報酬月額に基づいて計算されます。

この特例措置は、厚生年金保険のみに適用されるため、健康保険の傷病手当金などの現金給付は、標準報酬月額が低下している間、低下した標準報酬月額に基づいて計算されます。(厚年法第26条)

※平成29年1月より、実子および養子に加え、①特別養子縁組の監護期間にある子、②養子縁組里親に委託されている要保護児童も、育児休業等の対象となりました。

■従前標準報酬月額みなし措置(厚生年金保険)



申出方法

被保険者の申出により、「**厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書***」を事業主を経由して事務センター(年金事務所)に提出します。被保険者資格を喪失した人は、直接年金事務所等に提出してください。

子を養育しなくなったときは、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届*」を提出し、その確認通知書を受けます。ただし、子が3歳に到達した場合、退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、産前産後休業または育児休業の保険料免除を開始した場合には、自動的に特例期間が終了するため、届出は必要ありません。

*「申出書」と「終了届」は同一様式となっています。

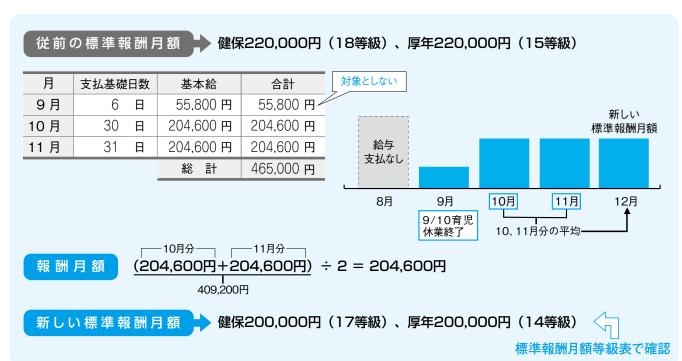
育児休業等終了時月額変更届の 記入例

●産前産後休業・育児休業等を終了した日以降の報酬が変動したとき

産前産後休業・育児休業等終了後の標準報酬月額は、固定的賃金の変動にかかわらず、報酬が低下 したり上昇することで、従前と1等級でも差が生じた場合、被保険者の申出により、標準報酬月額を改定 します。

産前産後休業・育児休業等が終了する日の翌日の属する月から3ヵ月間に受けた報酬の総額を3で割った額をもとにし、3ヵ月のうち支払基礎日数が17日未満の月は除いて計算します。3ヵ月間の支払基礎日数すべてが17日未満の場合は、改定には該当しません(短時間労働者である被保険者の場合は11日以上、パートタイム労働者の場合は15日以上の月があれば該当します)。

たとえば、下記の場合、育児休業を9月10日に終了し、職場に復帰後も育児のため勤務時間を短縮している間、その分の給与が減額された場合に、9月の支払基礎日数が17日未満のため、10月と11月の報酬の平均額を報酬月額として記入します。育児休業終了日の翌日が属する月から4ヵ月目の同年12月から新しい標準報酬月額となります。



育児休業による休業期間

育児・介護休業法において、労働者の申出に基づき、育児休業を与えることが義務づけられているのは、子が1歳(特別な事情がある場合*に1歳6ヵ月、および2歳)に達するまでの間です。また、3歳に達するまでの間は、勤務時間短縮等や育児休業に準ずる措置を講じなければなりません。

*特別な事情がある場合とは

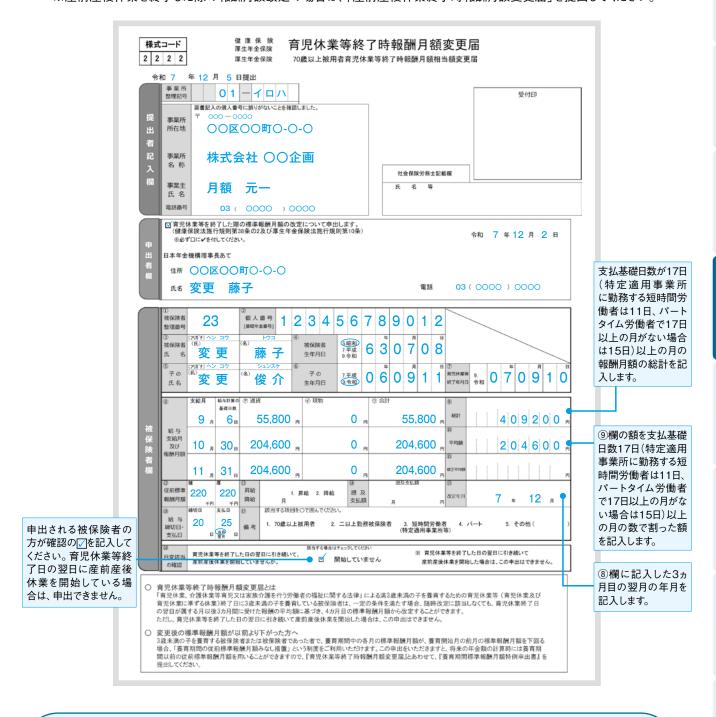
- 1 保育所での保育の実施を希望し、申込みを行っているが、子の1歳到達後の期間について、当面実施が行われない場合
- 2 常態として子の養育を行っている配偶者が子の1歳到達後、死亡、障害、婚姻解消、出産等により養育ができなくなったり、困難となった場合

●健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届の記入例

「育児休業等終了時報酬月額変更届」の届書は、育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目に、事業主を経由して管轄の事務センター(年金事務所)に提出してください。育児休業等終了時改定が行われたときは、「育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書」が事業主あて通知されますので、被保険者に渡してください。

なお、健康保険組合に加入している事業所は<mark>健康保険組合</mark>にも提出が必要です。また厚生年金基金加入の事業所は厚生年金基金にも届出が必要です。

※産前産後休業を終了した際の報酬月額改定の場合は、「産前産後休業終了時報酬月額変更届 | を提出してください。



この標準報酬月額の改定は、被保険者本人の申出によるものですから、事業主の署名欄のほかに、被保険者の署名欄がありますので、必ず記入してください。

6 賞与支払届

標準賞与額とは

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険でそれぞれ上限額が設定されています。(健保法第45条、厚年法第24条の4)

■標準賞与額の上限

	標準賞与額の上限		
健康保険	年度 (保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで) の累計額で573万円		
厚生年金保険	支給1ヵ月(同一月内につき2回以上支給されたときは合算) 150万円		

標準賞与額の対象となるもの

標準賞与額の対象となる賞与とは、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働者が労働の対償として年3回以下支給されるものをいい、一般的に次のようなものがあげられます。

賞与の対象となるもの	賞与の対象とならないもの	
金銭によるもの	員子の対象とならないもの	
●賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期 手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期 末一時金など賞与性のもので年に3回以下 支給されるもの ●その他定期的に支給されるものでなくとも一 時的に支給されるもの	賞与等として自社 製品など金銭以外 で支給されるもの (金銭に換算)	●年4回以上支給される賞与(この場合は、 「賞与に係る報酬(標準報酬月額の対象)」 になります)●結婚祝金や大入袋など、労働の対償とならないもの

^{※「}通常の報酬」「賞与に係る報酬」「賞与」は、名称の如何にかかわらず、2以上の異なる性質を有するものであることが給与規程や賃金台帳等から明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるものごとに判断されます。

賞与支払届の提出

事業主は、賞与を支給したときは、「被保険者賞与支払届」を支給日から5日(船員は10日)以内に、提出してください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「**賞与不支給報告書**」を届け出ます。 ※健康保険組合において「総括表」の指定がある場合は、記入・提出してください。

届出用紙の送付

年金事務所では、賞与支払届の様式一式を、あらかじめ登録された賞与支払予定月の前月に事業所あて送付します。

- ●届出用紙で提出する事業所
 - ・賞与支払届
 - ・賞与不支給報告書
- ※被保険者データを収録したターンアラウンドCDの提供は、令和7年3月までで終了しました。被保険者データは「オンライン事業所年金情報サービス」(利用申し込みが必要・69頁参照)により受け取ることができます。



全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) へ 組合管掌健康保険 (健康保険組合) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

※資本金が1億円を超えるなど特定の法人は、電子申請(64頁参照)での提出が義務づけられています。

^{※7}月2日以降に賞与にかかる諸規定が新設された場合、年間を通じて4回以上の支給が客観的に定められているときでも、次の定時決定(7・8・9月の 随時改定を含む)による標準報酬月額が適用されるまでの間は賞与として賞与支払届の対象となります。(R5.6.12 厚生労働省保険局保険課・年金 局事業管理課事務連絡)

賞与にかかる保険料

賞与にかかる保険料は、各被保険者の標準賞与額に、毎月の給与にかかる保険料率と同じ保険料率を乗 じて計算します。原則として事業主と被保険者が折半負担します。

事業主は、被保険者負担分を賞与支払時に控除することができます。

保険料の納め方

事業主から提出された「賞与支払届」にもとづき、賞与にかかる保険料と毎月の給与にかかる保険料を合算した保険料額が納入告知書により通知されますので、事業主は納付期限(月末)までに納付します。

■賞与支払月と保険料納付の流れ(例)

賞与および毎月の 賞与 賞与支払届 保険料を納付 支払 提出 7月 末日 6 6 10 13 6月 毎月の 標準 20頃 標準報 賞与額 酬月額 の総額 納入告知書 の総額 送付

■賞与にかかる保険料等(令和7年4月1日現在)

制度	保険料率		
健康保険	健康保険組合の保険料率は、 加入する健康保険組合に		
介護保険	ご確認ください		
厚生年金保険 (一般:第1号厚生年金)	183 1000		
子ども・子育て拠出金	3.6 (全額事業主負担)		

[※]厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金保険料の一部を基金に 納めます。

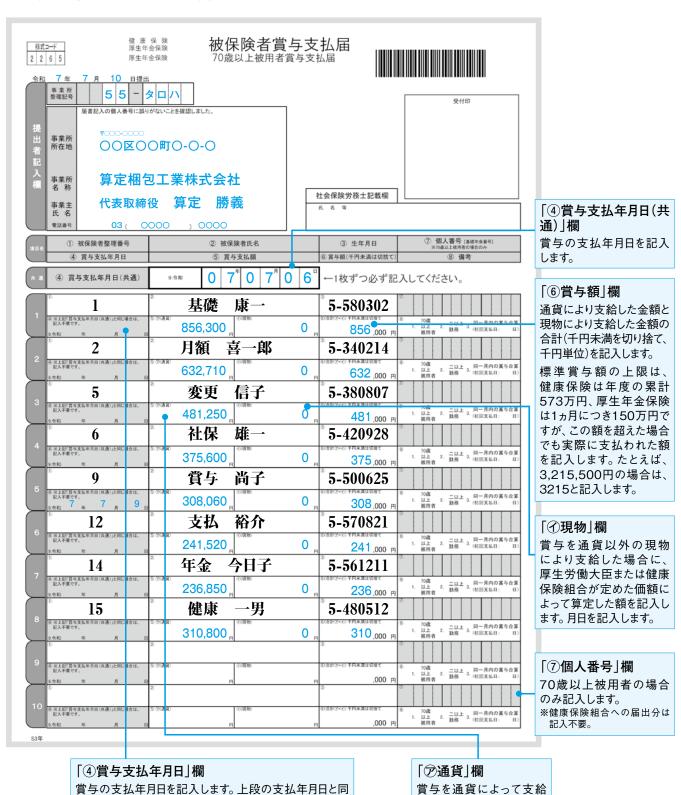
賞与支払届の留意事項(健康保険)

上限を超えた場合	標準賞与額が年度を累計して上限 (573万円) を超えた場合でも、賞与支払届には 実際に支払われた賞与額 (1,000円未満切り捨て) を記入します。
上限を超えた月 以降の賞与支払届	上限 (573万円) を超えた月の翌月以降においても、同一年度内に賞与が支払われた場合は、賞与支払届が必要です。
資格喪失月の賞与支払届	資格喪失月に賞与が支払われた場合、保険料賦課の対象とはなりませんが、資格喪失の前日までに支払われた賞与は、年度累計の対象となるため、賞与支払届の提出が必要です。
産前産後休業、育児休業等期 間中の支払い	産前産後休業、育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与については、保 険料の対象とはなりませんが、年度累計の対象となるため、賞与支払届が必要です。
同一年度内の 転職・転勤等の場合	 標準賞与額の累計額は、全国健康保険協会または各健康保険組合等の保険者単位で算出します。全国健康保険協会から健康保険組合へ転職した場合などは、賞与額の累計は行いません。 同一の保険者内で年度内の転職・転勤等があった場合は、上限額(573万円)を超えるたびに「健康保険標準賞与額累計申出書」の提出が必要です。なお、同一の事業所で累計額が上限を超えた場合は、自動計算されますので、申出は不要です。 定年後の再雇用などで、被保険者番号が変わる場合は、自動計算されませんので、申出が必要です。
70歳以上の方に賞与を 支払った場合(厚生年金保険)	賞与支払届の提出が必要です。⑦欄に個人番号 (または基礎年金番号) を記入し、 ⑧欄の1に〇印をつけて提出します。

賞与支払届の記入例

被保険者に賞与を支払った場合は、支払日から5日(船員は10日)以内に「被保険者賞与支払届」を提出 してください。

年金事務所等から賞与の支払予定月の前月に被保険者の氏名等を印字した届出用紙が送付されますので、所定の事項を記入のうえ提出してください。



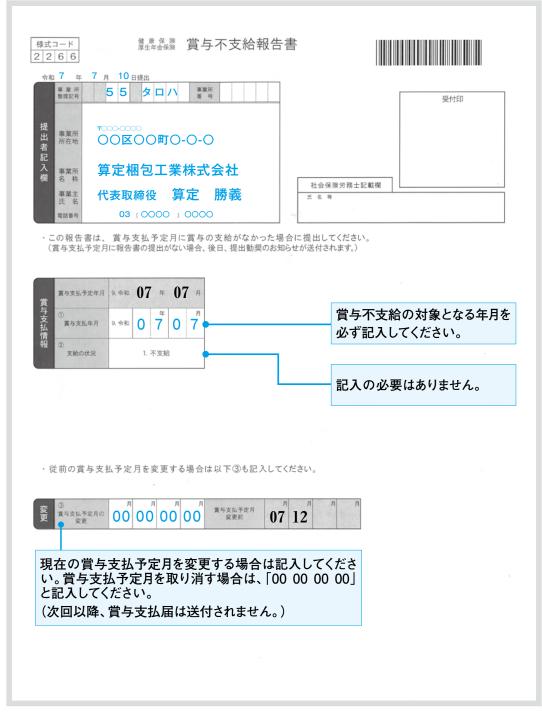
した金額を記入します。

日の被保険者については記入の必要はありません。

賞与不支給の場合は 「賞与不支給報告書」をご提出ください

日本年金機構に登録した賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」を提出してください。賞与支払予定月に変更がある場合は、変更後の賞与支払予定月を 記入してください。

※令和3年4月より「賞与支払届総括表」が廃止になり、賞与不支給の際には「賞与不支給報告書」を提出することになりました。



7 電子申請•電子媒体申請

健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きについては、従来の用紙による提出のほか、電子申請やCD・DVDなどの電子媒体を利用した提出ができます。

※特定法人の電子申請が義務化されています。詳しくは、68頁をご覧ください。

電子申請・電子媒体による届出が可能な届書

- ○被保険者 資格取得届
- ○被保険者 賞与支払届
- ○被保険者 資格喪失届
- ○健康保険 被扶養者(異動)届
- ○被保険者 報酬月額算定基礎届
- 〇国民年金 第3号被保険者関係届
- ○被保険者 報酬月額変更届

※e-Gov (直接入力方式)では、社会保険のその他の手続きのほか、雇用保険、労働保険などの手続きにも対応しています。 ※健康保険組合への電子申請(68頁参照)では、健康保険組合によって受理可能な届出が異なります。

●電子申請による届出

電子申請では、パソコン・インターネットを利用して申請書の作成・送信を行います。24時間どこからでも申請が可能で、時間・コストの削減が期待できます。

電子申請の方法は、「マイナポータル」を利用した方法や「e-Gov」を利用した方法があります。

電子申請には、「GビズID」のアカウント(無料)または認証局が発行する電子証明書(有料)による認証が必要となります。

マイナポータル

政府が運営する行政手続などが行えるオンラインサービス。届書作成プログラムなどで作成した届書データ(CSV)の送付や、健保組合への電子申請ができる。

e-Gov

総務省が運営する総合的な行政ポータルサイト。届書の入力・申請ができるほか、届書作成プログラムなどで作成した届書データ(CSV)の送付ができる。

届書作成プログラム

日本年金機構のホームページから 無料でダウンロードできるプログラム。届書データ(CSV)の作成ができる。電子媒体申請用のデータも 作成可能。

■年金事務所への電子申請

		申請書作成	認証	送信	
マイナポータル		届書作成プログラム または 自社システム・労務管理ソフト	GビズID または 電子証明書	マイナポータル	
	(1)直接入力方式	直接入力方式 e-Gov			
e-Gov	(2)CSV添付方式	届書作成プログラム または 自社システム・労務管理ソフト	GビズID または 電子証明書	e-Gov	
	(3)API利用方式	労務管理ソフト			

■健康保険組合への電子申請 ※健康保険組合への電子申請については加入する健康保険組合にご確認ください。

	申請書作成	認証	送信
マイナポータル	API対応ソフト	GビズID	マイナポータル

GビズIDのアカウント作成方法

「GビズID」は、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる事業者向けの認証サービスです。ID・パスワードを取得するには、印鑑証明書と登録申請書を送付して申請します。

● 「gBizIDプライム」のアカウント取得が必要です

gBizIDプライム…印鑑証明書と登録した印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査ののち発行される。法人代表者もしくは個人事業主のアカウント。

gBizIDメンバー…組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者がマイページで作成するアカウント。オンラインで即日発行が可能。

●申請には印鑑証明書が必要です

法人の場合は「印鑑証明書(代表者印)」、個人事業主の場合は「印鑑登録証明書(個人の実印)」を取得し(ともに発行日より3ヵ月以内の原本)、ホームページで作成した申請書とともに運用センターに郵送します。

また、アカウント作成時及び利用の際にSMS受信用の電話番号が必要です。

※個人事業主や法人の代表者でマイナンバーカードをお持ちの場合は、PC等とスマートフォン、マイナンバーカードを使用してオンライン申請も可能です。

1 GビズIDの ホームページを開く GビズIDのホームページを開き、「GビズIDアカウントの作成をはじめる」「プライムアカウントを申請する」をクリックします。オンライン申請を行う場合は事前チェックを行います。書類申請の場合は「書類申請を行う」をクリックします。



2 申請書作成画面で 必要な項目を入力する 事業形態(法人または個人事業主)を選択し、各項目を入力します。法人名や所在地など入力した内容が印鑑証明書(または印鑑登録証明書)の記載と一致していることを確認します。

3 作成した申請書を印刷する

SMS受信用電話番号を入力後、「規約に同意する」にチェックして、「次へ」ボタンをクリックします。内容を確認して「申請書ダウンロード」ボタンをクリックし、表示された申請書を印刷します。

申請書に必要な事項を 記入する 印刷された申請書に手書きで作成日、連絡先担当者情報(入力した連絡 先と異なる場合)を記入し、印鑑証明書(または印鑑登録証明書)と同じ 印鑑で押印します。

国 申請書と印鑑証明書を 郵送する 作成した「gBizIDプライム登録申請書」と「印鑑証明書(または印鑑登録証明書)」を運用センターに送付します。

<送付先> 〒530-8532 GビズID運用センター

申請の承認とパスワードの設定

申請に不備がなければ、原則2週間以内に承認お知らせのメールが届きます。メールに記載されたURLをクリックしてワンタイムパスワードによる認証を行い、ログイン用のパスワードを設定したらアカウント作成は完了です。

GビズID

[ホームページ] https://gbiz-id.go.jp

[ヘルプデスク] 0570-023-797 〈受付時間〉9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

届書作成プログラムを利用した電子申請

日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできる届書作成プログラムを利用して、CSV形式の届書を作成することができます。作成した届書はマイナポータルを経由して送信することができます。また、e-Govを利用して送信することもできます。

※ここでは、届書作成プログラムで届書を作成・申請する方法を説明します。

●利用環境

動作確認済みOS: Windows 10 Pro、11 Pro

(1)GビズIDのアカウントを取得する

事前に認証のためのGビズIDのアカウントを取得します。 ※取得方法は65頁参照。

(2)届書作成プログラムをダウンロード・インストールする

日本年金機構ホームページで届書作成プログラムをダウンロード します。ダウンロード後、保存されたファイルのアイコンをダブルクリックし、案内に従ってプログラムをインストールします。デスクトップ上 にアイコンが作成されたらインストール完了です。



■ダウンロードページ ※操作説明書もここからダウンロードできます。

日本年金機構ホームページ>電子申請・電子媒体申請(事業主・社会保険事務担当の方)

>電子申請を利用中の方へ>電子申請(届書作成プログラム)

(3)届書を作成・申請する

1 届書作成プログラムを開く	デスクトップのアイコンをダブルクリックし、起動メニューの「届書の作成」ボタンをクリックします。
2 従業員の情報を入力する	「被保険者情報を編集する」の「画面で編集する」をクリックし、従業員の情報(氏名・生年月日等)を入力します。 ※オンライン事業所年金情報サービスより取得した被保険者情報を取り込むこともできます。 (69頁参照)
提出する届書の内容を 入力する	「届書を編集する」の「最初から」をクリックし、作成したい届書のタブを 選択し届書を作成します。 「提出ファイル作成」から電子申請用ファイルを作成・保存します。
4 申請者情報等を入力する	起動メニューの「届書の申請・申請状況の照会」ボタンをクリックして、 「届書の申請」ボタンをクリックします。申請したい届書データを選択して 開きます。事業所名、所在地などを入力し、申請先の年金事務所を選択 します。
5 GビズIDにログインし 申請する	ログイン画面でGビズIDのID・パスワードを入力して、スマートフォンの 専用アプリ、またはSMSのワンタイムパスワードにより認証を行い、申 請完了です。受付番号を控えておきましょう。

届書作成プログラム・問い合わせ先

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル

0570-007-123 ※050から始まる電話からかける場合 03-6837-2913

<受付時間>月~金曜日 8:30~19:00 第2土曜日 9:30~16:00(祝日、年末年始を除く)

e-Govを利用した電子申請

e-Gov電子申請アプリケーションで申請書を作成し、申請することができます。また、日本年金機構の届書作成プログラムや自社システム、市販の労務管理ソフトで作成した届書データ (CSV形式) をe-Govで送付して申請することもできます。

※ここでは、e-Govの入力画面で申請書を作成し、GビズIDを利用して申請する方法を説明します。

●利用環境

- ●Windows 10、11 ●macOS 12 以降
- ●iOS 16.x 以降 ●Android 11 以降

(1)GビズIDのアカウントを取得する

事前に認証のためのGビズIDのアカウントを取得します。

※取得方法は65頁参照。

(2)e-Gov電子申請アプリケーションをダウン ロード・インストールする

e-Govホームページからe-Gov電子申請アプリケーションをダウンロードし、インストールします。

(3)申請書を作成・申請する

1 ログインする	e-Govアプリケーションを起動し、GビズIDのID・パスワードを入力して ログインすると、マイページにアクセスできます。
2 手続きを検索する	マイページの「手続検索」をクリックして、電子申請する手続きを検索します。「状況」「手続名称」「手続分野分類」「所管行政機関」から検索できます。表示された検索結果一覧から手続きを選択し、「申請書入力へ」をクリックします。
3 申請書を入力・申請する	申請者情報、連絡先情報を設定し(GビズIDでログインしている場合は自動設定されます)、申請する様式の内容を入力します。添付書類が必要な場合は書類を添付、提出先を選択して「内容を確認」をクリックします。内容を確認して、「提出」ボタンをクリックします。
4 処理状況を確認する	申請した手続きの事務処理状況は、マイページから確認できます。提出 先機関からの通知等もマイページ上へ通知されます。
5 公文書を取得する	申請が受理されると公文書が発出されるので、マイページからファイルを ダウンロードします。公文書を取得して手続き完了です。 ※手続きによっては、公文書発出が行われないものもあります。

e-Gov 電子申請

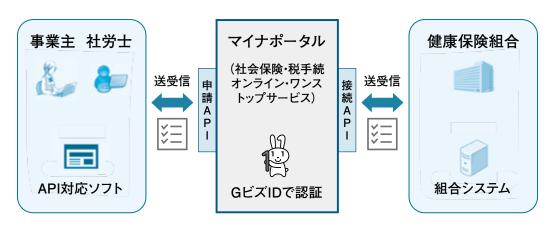
[ホームページ] https://shinsei.e-gov.go.jp [電話での問い合わせ] 050-3786-2225

<受付時間>(4月·6月·7月)平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00

(5月・8月~3月)平日 9:00~17:00 土日祝日、年末年始は受付休止

マイナポータルを利用した健康保険組合への電子申請

令和2年11月より、マイナポータルを経由した健康保険組合への電子申請が開始されました。健康保険組合がマイナポータルのAPIに接続するためのシステムを整備し、企業側がAPIに対応した人事・給与システムを用いるなどすることで、健康保険組合への電子申請ができます。認証はGビズIDにより行います。



■健康保険組合へ電子申請が可能な届出 ※健康保険組合によって受理可能な届出が異なります。

- · KPFD様式(CSV データ)による届出
- 被保険者 資格取得届
- 被保険者 資格喪失届
- 被保険者 報酬月額算定基礎届
- 被保険者 報酬月額変更届
- 被保険者 賞与支払届
- CSV データによる届出 被扶養者(異動)届

- ·xml様式による届出
 - 新規適用届
 - 任意適用申請書
 - 任意適用取消申請書
 - 一括適用承認申請書
 - 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
 - 産前産後休業終了時報酬月額変更届
 - 育児休業等取得者申出書(新規:延長)/終了届
 - 育児休業等終了時報酬月額変更届
 - 介護保険適用除外等該当:非該当届

特定の法人の電子申請が義務化されています

令和2年4月より、特定の法人の事業者が社会保険·労働保険に関する一部の手続きを行う場合、電子申請で行うことが義務づけられました。

また、令和2年11月からは、健康保険組合への電子申請も義務づけられました。

■「特定の法人」とは

- ●資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ●相互会社 ●投資法人 ●特定目的会社

■電子申請が義務化された手続き

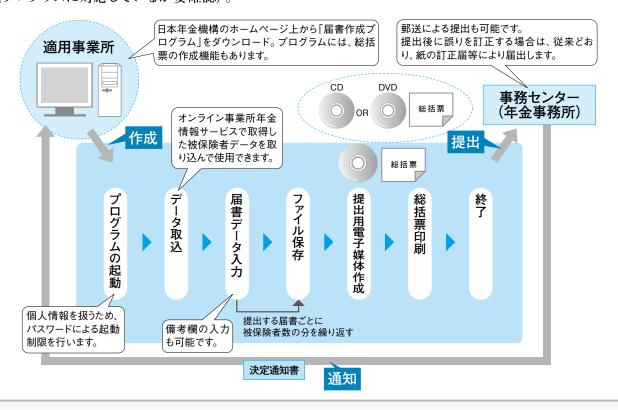
健康保険 厚生年金保険	・被保険者報酬月額算定基礎届 ・被保険者報酬月額変更届 ・被保険者賞与支払届
労働保険	継続事業(一括有期事業を含む)を行う事業主が提出する以下の申告書 ・年度更新に関する申告書 (概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書) ・増加概算保険料申告書
雇用保険	・被保険者資格取得届 ・高年齢雇用継続給付支給申請 ・被保険者資格喪失届 ・育児休業給付支給申請 ・被保険者転勤届

●電子媒体による届出

電子申請の利用環境が整っていない場合などは、CD・DVDによる電子媒体申請により手続きを行うことができます。電子媒体申請を行うには、日本年金機構が提供する届書作成プログラムにより届書を作成し、データを書き込んだCD・DVDと総括票(届書作成プログラムで作成可能)を年金事務所に提出します。

また、自社システムや市販の労務管理ソフトで作成した届書データを、届書作成プログラムで仕様チェックし、 作成した電子媒体と総括票を提出することもできます。

届書作成プログラムでは、健康保険組合提出用の電子媒体を作成することもできます (健康保険組合が届書 作成プログラムに対応しているか要確認)。



「オンライン事業所年金情報サービス」による被保険者データの取得

日本年金機構が運営する「オンライン事業所年金情報サービス」では、届書作成プログラムで使用するための被保険者データ(事業所名、被保険者の整理番号、氏名、生年月日など)をオンラインで取得することができます。 ※希望する事業主へ郵送していた、被保険者データを収録したCD(ターンアラウンドCD)の提供は、令和7年3月をもって終了しました。

■オンライン事業所年金情報サービス

事業主の方などが、毎月の社会保険料額情報などの電子データを、e-Gov電子申請のマイページで受け取れるサービスです。利用するためには、GビズIDまたは電子証明書が必要です。

*くわしくは…

日本年金機構ホームページ>電子申請・電子媒体申請(事業主・社会保険事務 担当の方)>オンライン事業所年金サービス

■取得可能なおもな情報

- 保険料納入告知額・ 領収済額通知書
- 社会保険料額情報
- 被保険者データ
- 決定通知書

電子媒体申請・問い合わせ先

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル

0570-007-123 ※050から始まる電話からかける場合 03-6837-2913

<受付時間>月~金曜日 8:30~19:00 第2土曜日 9:30~16:00(祝日、年末年始を除く)

8 保険料

保険料とは

健康保険・厚生年金保険の給付や事業は、被保険者と事業主が折半で負担する保険料と、国の国庫補助・国庫負担で 運営されています。保険料は、標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を掛けた額で、原則として被保険者と事業主が 折半負担します。事業主は、被保険者の負担する保険料と事業主自身が負担する保険料を合算して納付する義務を負っています。(健保法第161条、厚年法第82条)

健康保険の保険料

健康保険の保険料は、一般保険料と介護保険料に分かれ、40歳以上65歳未満の被保険者は「一般保険料・介護保険料 | を納め、それ以外の被保険者は「一般保険料 | を納めます。(健保法第156条)

なお、一般保険料率は、健康保険の保険給付や保健事業に充てるための「基本保険料率」と、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金に充てるための「特定保険料率」に分かれています。(健保法第160条)

毎月の保険料額 = 標準報酬月額 × 健康保険料率(介護保険該当者は介護保険料率を含む) 賞与の保険料額 = 標準賞与額 × 健康保険料率(介護保険該当者は介護保険料率を含む)

●全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の保険料率

一般保険料率は、1000分の30~1000分の130の範囲内において都道府県支部ごとに決定されます。介護保 険料率は、全支部一律の保険料率が決められます。

健康保険組合の保険料率

健康保険組合の一般健康保険料率は、1000分の30~130の範囲内で、組合の実情に応じて規約で決められます。介護保険料率も、各組合別に設定することができます。

また、全国の健康保険組合は、高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業を共同して行っており、この財源にあてるために調整保険料を拠出しています。調整保険料率は、基本調整保険料率1000分の1.3 に、その組合の財政に応じた若干の増減率(修正率)を乗じて決められます。

■保険料額の計算例 (標準報酬月額300.000円の被保険者の場合)

下表では仮に健康保険料を103.0/1000 (介護保険非該当者)、121.0/1000 (介護保険該当者)として 計算していますが、加入する健康保険組合により保険料率は異なります。

(保険料率は、仮の数値での計算例です)

/DI	健康保険		原	子ども・子育て	∧= L	
例	介護保険非該当者	介護保険該当者	厚生年金保険	(拠出金)	合計	
保 険 料 率	103.0 1000	<u>121.0</u> 1000	<u>183.0</u> 1000	3.6 1000	()内は介護保険 非該当者	
事業主負担分	15,450円	18,150円	27,450円	1,080円	46,680円 (43,980円)	
被保険者負担分	15,450円	18,150円	27,450円	_	45,600円 (42,900円)	
合 計	30,900円	36,300円	54,900円	1,080円	92,280円 (86,880円)	

^{*1} 全国健康保険協会の健康保険料率は、都道府県支部ごとに定められます。令和7年度の介護保険料率は1000分の15.9です。

^{*2} 健康保険組合の健康保険料率・介護保険料率は、各健康保険組合ごとに定められます。

厚生年金保険の保険料

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正で保険料水準固定方式が導入されたことで、毎年1000分の3.54ずつ引き上げられていましたが、平成29年9月以降は上限の1000分の183となっています。一般の被保険者と保険料率が異なる坑内員・船員の保険料についても毎年引き上げられ、平成29年9月以降は1000分の183となっています。(厚年法第81条)

平成27年10月の被用者年金一元化法の施行により、公務員及び私学教職員も厚生年金保険に加入することになりました。これらの加入者の保険料率は段階的に引き上げられ、公務員は既に平成30年9月から1000分の183に統一され、私学教職員は令和9年4月から1000分の183に統一されます。

毎月の保険料額 = 標準報酬月額 × 厚生年金保険料率 賞与の保険料額 = 標準賞与額 × 厚生年金保険料率

■厚生年金保険の保険料率

(単位:1000分の1)

	第1号(一般厚年)*1		第1号(坑内員·船員)*1		第2号 *2	第3号 *2	第4号 *3
年月	厚生年金基金に 加入していない	厚生年金基金に 加入している	厚生年金基金に 加入していない	厚生年金基金に 加入している		(地方公務員)	
令和6年4月	183.00	133.00~159.00	183.00	133.00~159.00	183.00	183.00	175.40
令和7年4月	183.00	133.00~159.00	183.00	133.00~159.00	183.00	183.00	178.94

- *1 従来の厚生年金被保険者は、被用者年金一元化により平成27年10月から第1号厚生年金被保険者とされました。
- *2 第2号・第3号の厚生年金保険料率は、平成30年9月から183/1000に統一されました。
- *3 第4号の厚生年金保険料率は、毎年4月に3.54/1000ずつ引き上げられ、令和9年4月から183/1000に統一されます。

厚生年金基金の保険料率

厚生年金基金の加入員は、代行に必要な費用を厚生年金基金に納めるため、その分減額免除された保険料を国(厚生年金保険)に納めています。免除される保険料率は1000分の24~1000分の50の範囲内で基金によって異なります。

子ども・子育て拠出金

厚生年金保険の適用事業所の事業主は、児童手当の支給に要する費用等の一部を、子ども・子育て拠出金として拠出することになっています。拠出金の額は、厚生年金保険の被保険者(産前産後休業、育児休業により保険料を徴収されない被保険者を除く)の標準報酬月額および標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額で、毎月の保険料と一緒に納めます。令和7年4月からの子ども・子育て拠出金率は、前年度同率の1000分の3.6です。

介護保険の保険料

日本に住所を有する40歳以上65歳未満の健康保険の加入者(被保険者・被扶養者)は、介護保険の第2号被保険者となり、40歳の誕生日の前日の属する月から健康保険の保険料(一般保険料)と一緒に介護保険料を負担します。(健保法第156条)

健康保険の被扶養者である介護保険の第2号被保険者の介護保険料については、制度全体で負担するため、個別に負担する必要はありません。

健康保険の加入者が65歳に達すると、自動的に介護保険第1号被保険者に切り替わり、介護保険料はその人が受けている老齢等年金給付から天引き(特別徴収)または納付書や口座振替により納付(普通徴収)の方法で市区町村に納めることになります。第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳の誕生日の前日が属する月からです。

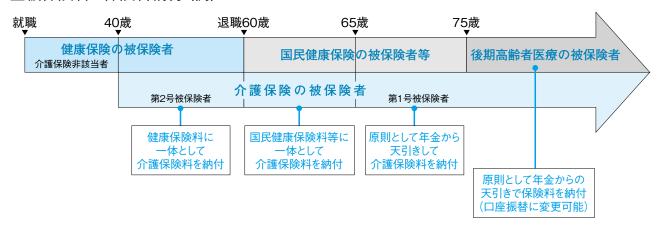
全国健康保険協会の介護保険料率は、全国一律で1000分の15.9です。健康保険組合の介護保険料率は、各健康保険組合ごとに定められます。

後期高齢者医療制度の保険料

健康保険の加入者(被保険者・被扶養者)が75歳に達すると、健康保険の資格を喪失し、新たに都道府 県単位の広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」に加入し、加入者全員から保険料が徴収されます。 保険料の賦課は、被保険者となった月から対象となり、所得に応じて、保険料の軽減があります。

それまで保険料負担がなかった健康保険の被扶養者だった人も、保険料を負担するようになりますが、 軽減措置が講じられています。

■被保険者と保険料納付(例)



●産前産後休業・育児休業等期間中の保険料免除

●産前産後休業期間中の保険料免除

出産による産前産後休業期間中(出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日後56日のうち、妊娠ま たは出産を理由として労務に従事しなかった期間) については、健康保険・厚生年金保険料は、事業主の申 出により、被保険者・事業主分とも免除されます。(健保法第159条の3、厚年法第81条の2の2)

事業主は、被保険者から申出があった場合は、産前産後休業期間中に「産前産後休業取得者申出書」を 年金事務所等に提出してください。休業開始日の属する月から休業終了日の翌日が属する月の前月まで保険 料は徴収されません。

●育児休業等期間中の保険料免除

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用して3歳未満の子を養育する被保険者から育児休業等の取 得の申出があったときは、事業主は、「育児休業等取得者申出書」を年金事務所等に提出することで、その間 の被保険者·事業主分の保険料が免除されます。(健保法第159条、厚年法第81条の2) 育児休業中の保険料免除期間と 産前産後休業の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

免除期間中も、被保険者資格に変更はなく、算定基礎届は報酬の支払いがない場合も提出が必要です。

事 例 開始日が6月25日、終了日が9月30日の場合



保険料免除期間

産前産後休業または育児休業開始日の属する月 (6月)から産前産後休業または育児休業終了日 の翌日(10月1日)の属する月の前月(9月)まで

●育児休業等期間中の保険料免除要件

(令和4年10月より追加)

・1ヵ月以下の短期間の育児休業等の場合(月額保険料) 月末が育児休業等期間である場合、または、同月中に14日 以上育児休業等を取得した場合に保険料が免除されます。

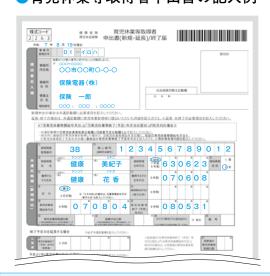


・賞与保険料の免除

賞与保険料は賞与月の末日を含む1ヵ月を超えて育児休業 等を取得した場合に免除されます。



●育児休業等取得者申出書の記入例



育児休業等取得者の申出は、「1歳未満の子を養育するための 育児休業」、「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6ヵ月 に達するまでの育児休業」、「保育所待機等特別な事情がある 場合の2歳に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するま での子を養育するための育児休業に準ずる休業」の各休業期 間において、それぞれ申出が必要となります。



全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 ➡ 事務センター(年金事務所)へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) および健康保険組合 ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

●保険料の控除

保険料は資格取得月から喪失月の前月まで

毎月の保険料は、被保険者の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までの分について月単位で納付します。(健保法第156条、厚年法第81条)

加入した日が月の途中であってもその月分から保険料が徴収されます。

月の途中で資格喪失した場合は、最終の月分の保険料の納付は必要ありませんが、月末退職の場合は、資格喪失日が翌月1日になるため、退職月の保険料が徴収されます。

同一の月に被保険者資格を取得・喪失した場合は、その月は1ヵ月分の保険料が徴収されます。

以前は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の第1号被保険者の資格を取得したときは、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありましたが、平成27年10月以降は、国民年金の資格取得により厚生年金保険料の納付は不要となりました。事業所へ保険料還付のお知らせが送られます。

なお、健康保険料については、これまでどおり保険料の納付が必要です。



給与からの保険料の控除方法

事業主は、被保険者の当月分の給与から前月分の被保険者負担分の保険料を控除(天引き)することができます。(健保法第167条、厚年法第84条)

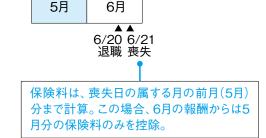
控除後は、給与明細書に控除額等を記載するなどして、被保険者に知らせます。

保険料控除のポイント

- ●事業主が被保険者の毎月の給与から控除できる保険料は、前月分だけに限られ、さかのぼって数ヵ月分の保険料を控除することはできません。
- ②入社月の保険料も翌月控除となるため、資格取得月の給与から控除することはできません。
- ❸月の途中での退職の場合は、前月分のみの控除となります(次の④の例外あり)。
- ●月末に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日のため、前月分と退職月分(当月)の2ヵ月分を、退職月の給与から控除することができます。
- ⑤同一月に資格を取得・喪失した被保険者については、資格取得月分の保険料が発生するため、控除することができます。

■退職月の扱い

月の途中退職





保険料は、喪失日の属する月の前月(6月)分まで計算。この場合、6月の報酬から5月分と6月分の保険料を控除できます。

保険料計算の端数処理

保険料を計算するうえで、事業主負担および被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じる場合が あります。

この場合は、事業主と被保険者負担の端数について特約がない限り「通貨の単位及び貨幣の発行等に関 する法律 | 第3条 (債務の支払金の端数計算) により取り扱うこととされています。

保険料を給与から控除する場合は、源泉控除した後の給与の支払いが債務の弁済になりますので、源泉 控除するとき給与を端数処理(50銭未満切り捨て、50銭以上切り上げ)します。結果的に被保険者負担分 の保険料の端数処理は、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとなります。

保険料を控除せずに被保険者が直接事業主に対し支払う場合は、被保険者の保険料支払いが債務の弁 済となりますので、被保険者負担分の保険料を端数処理(50銭未満切り捨て、50銭以上切り上げ)します。

端数処理の考え方



給与192,000円(標準報酬月額190,000円)、介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者 健康保険料率101.5/1000・厚生年金保険料率183/1000として計算

保険料を源泉控除する場合 二 源泉控除後の給与を端数処理

190,000円 $\times \frac{101.5}{1000}$ = 19,285円 健康保険料

190,000円 $\times \frac{183}{1000} = 34,770円$ 厚生年金保険料

被保険者負担分 健康保険料 19,285円 ÷ 2 = 9,642.5円

厚生年金保険料 34,770円 ÷ 2 = 17,385円

保険料控除後の給与

被保険者負担分の保険料 192,000円 - 164,973円 = 27,027円

保険料を被保険者が支払う場合 保険料を端数処理

190,000円 $\times \frac{101.5}{1000}$ = 19,285円 健康保険料

190,000円 $\times \frac{183}{1000} = 34,770円$ 厚生年金保険料

被保険者負担分 9,642.5円 + 17,385円 = 27,027.5円 □

9月分の保険料

保険料の計算は、算定基礎届などにより、毎年9月に基本保険料を算出して行います。9月に算出された基本 保険料は、翌月に繰り越され、翌月の保険料算出の際に諸届書により増減されて、保険料の算出基礎として使 用されます。

増減された保険料は、順次翌月に繰り越され、翌年8月分の保険料算出まで使用されます。

9月分の保険料は、10月20日前後に事業主に対して「保険料納入告知書 |を発送し、その納期限は10月末 日(その日が土曜日・休日の場合は、翌日以降の休日でない日)となります。

●保険料の納付

一般被保険者の保険料納付

一般被保険者の毎月の保険料は、事業主負担分と被保険者負担分を合わせて、事業主が納付する義務を負います。(健保法第161条、厚年法第82条)

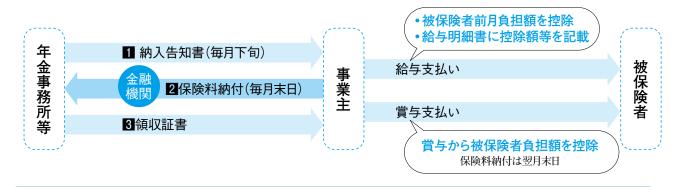
毎月の納付すべき保険料額については、事業所から提出される被保険者の資格取得・喪失、標準報酬月額または賞与支払等の変動に関する届出内容をもとに毎月15日頃に前月分を確定し、20日頃をめどに、事業所へ「保険料納入告知書」を送付する方法でお知らせします。納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額(端数を含む)を合算した額となり、その合算額に円未満の端数がある場合は、端数を切捨てた額が記載されます。

事業主は、納付期限(月末)までに、金融機関を経由するなどの方法で納付します。

- ※たとえば、6月分の保険料は7月20日頃に納入告知書が送付され、納付期限は7月末日です。
- ※事業所の取引金融機関の預金口座から自動的に引き落としされる「口座振替」は便利な方法です。

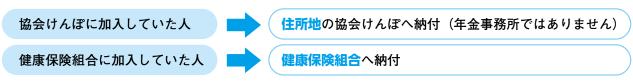
●納付されない場合は督促も

納付期限までに保険料が納付されない場合は、後日、指定期限を設けた督促状が送付されます。その督促状の期限までに納めない場合は、本来の納付期限の翌日から延滞金がかかってしまいます(79頁参照)。令和7年の延滞金の年利は、納付期限の翌日から3ヵ月間は2.4%、それを過ぎると8.7%となります。



健康保険の任意継続被保険者の保険料納付

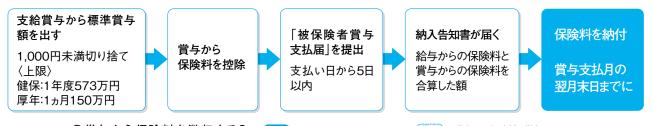
●毎月の保険料は、月初めに送付される納付書で、その月の1日~10日(10日が土日・祝日の場合は翌営業日)までに被保険者本人が納付します(初回の納付期日については、保険者の指定日)。

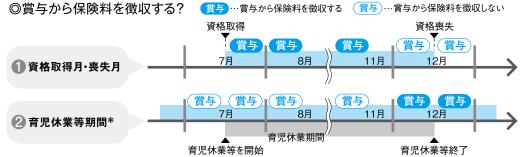


- ●保険料については、資格喪失時の標準報酬月額を上限として健康保険組合が規約で定めた標準報酬月額によって決定され、任意継続被保険者の全額本人負担となります。(健保法第161条)
- ●保険料率は加入する健康保険組合等によって異なります。40歳以上65歳未満の人は、一般保険料と介護保険料を納めます。(機保法第157条)
- ●納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日に資格を喪失します。また、初回の保険料を指定された期日までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者とならなかったものとみなされます。
- ●保険料は前納(1年分・半年分)することができ、また、前納の場合には、保険料が割引となります。

●賞与にかかる保険料

賞与が支払われた月は、次のような手順で保険料の納付手続きを行います。





*育児休業等期間(産前産後休業期間も同様)は、休業開始日の属する月から休業終了日の属する月の前月までに賞与が支給された場合(育児休業等は賞与支払月の末日を含む1ヵ月を超える休業等の場合のみ)に保険料が免除されます。(73頁参照)



全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所 **事務センター (年金事務所)**へ 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所 **事務センター (年金事務所)** および**健康保険組合へ** ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

※資本金が1億円を超えるなど特定の法人は、電子申請での提出が義務づけられています。

●賞与からの保険料控除

賞与にかかる保険料は、資格取得月(資格取得日前を除きます)以降に支給された賞与から保険料の対象となり、資格を喪失した月の賞与は対象となりません。

賞与に対する保険料の額は、被保険者一人ひとりについて標準賞与額 (1,000円未満切り捨て) に次の保険料率をかけて算出します。

健康保険料 = 標準賞与額(1年度で573万円上限) × 加入する健康保険組合の保険料率 (介護保険該当者は介護保険料率を含む)

厚生年金保険料 = 標準賞与額(1ヵ月につき150万円上限)× 183 1000

●被保険者負担分の計算

それぞれの被保険者の負担する保険料額は、上記で算出した額を折半した額です。

この額に1円未満の端数が生じた場合は、事業主と被保険者の間に端数処理について特約がない限り「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条によって、弁済額に50銭未満の端数があるときは切り捨て、50銭以上1円未満のときは1円に切り上げとなります。

端数処理の考え方

源泉控除の場合

賞与支給額 465,746円の 場合 465,000円 (1,000円未満切り捨て) × 183 = 85,095円 85,095円 ÷ 2 = 42,547.5円

465,746円 - 42,547.5円 = 423,198.5円 (端数処理)

保険料の被保険者負担は、465,746円 - 423,199円 = 42,547円

保険料の全額納付義務

事業主は、被保険者に支払う報酬から控除した被保険者が負担する保険料の額の如何にかかわらず、保険料の全額を納付する義務がある。 (S2.2.14保理発第218号)

取得届遅延の場合

資格取得届の遅延に係る被保険者であっても、その保険料は、実際に被保険者の資格を取得した日からの分を事業主から徴収する。 (S2.1.5保理発第217号)

控除できない保険料

資格喪失した者に係る保険料で、その者に支払う報酬がないため控除できない場合または支払っても控除できない場合でも、事業主は、その納付義務がある。

(S2.2.18保理発第578号)

控除しなかった保険料

報酬より控除することができるのは前月分の保険料に限る。特殊の事情により控除しなかった保険料については、事業主は、別途求償すべきものである。

(S2.2.5保発第112号)

保険料Q&A



長期休職している被保険者が 受給している傷病手当金から 保険料を控除することはでき る?



A

被保険者が受ける<u>傷病手当金から保険料を控除することは</u> 認められません。

資格取得年月日に誤りが発見され、被保険者資格が5ヵ月遡及することになりました。保険料は、翌月分の給与から一括控除できる?



事業主が被保険者に支払う報酬から源泉控除できる保険料は、原則として前月分に限られています。遡及により、事業主が5ヵ月分の保険料を納付しなければならない場合であっても、被保険者に支払う報酬からその分を控除することはできません。

※健康保険料も同様に計算します。

2以上の事業所に勤務する被保険者の保険料は?



同時に2以上の事業所に使用される被保険者の場合、各事業所について算定した報酬月額の合算額をその報酬月額として、1つの標準報酬月額が算出されます。この標準報酬月額に保険料率を乗じて計算された保険料の2分の1ずつを事業主と被保険者が負担することになります。また、事業主の負担分は各事業所での報酬に比例して按分されます。



甲さんの保険料月額 (厚生年金保険料の場合) 300,000円× $\frac{183}{1000}$ = 54,900円

被保険者負担分 27,450円 事業主負担分 27,450円

A事業所での負担分 27,450円 $\times \frac{100,000$ 円 = 9,150円

B事業所での負担分 27,450円 $\times \frac{200,000$ 円 300,000円 = 18,300円

育児休業等期間中の保険料の免除

- (1)保険料免除の申出書の提出は、育児・介護休業法にいう、被保険者の養育する子が1歳に達する日までの育児休業、当該子が1歳に達する日から1歳6ヵ月に達する日までの育児休業、(当該子が1歳6ヵ月から2歳に達するまでの間)、1歳から3歳に達する日までの育児休業に関する制度に準ずる措置による休業に分け、そのつど、当該育児休業期間中において行う。
- (2)保険料の免除の始期については、育児休業等を開始した日の属する月とする。ただし、(1)に示すそれぞれの育児休業等をしている期間中に申出が行われたものに限られる。

(H27.12.11年管管発1211第1号)

(カッコ内はH29.9.19保保発0919第1号で追加)



65歳以上の被保険者の介護保 険料は控除する?



介護保険の第2号被保険者が65歳に達すると、第1号被保険者となり、介護保険料は、老齢等年金給付から控除されるようになります。したがって、65歳に達した後の健康保険料については、「介護保険に該当しない被保険者」の健康保険料を控除することになります。

後期高齢者医療に移行した75 歳以上の従業員および被扶養 者だった人の保険料は?



後期高齢者医療に移行した75歳以上の方の保険料は、原則として2ヵ月ごとに支払われる年金から2ヵ月分に相当する保険料が天引きされます。また、それまで被扶養者として保険料の負担がなかった方についても、保険料負担が生じます(急激な負担とならないよう軽減措置があります)。

なお、健康保険等の資格喪失日は、75歳の誕生日(または65歳以上の障害の認定日)となるため、健康保険料の徴収は、 当該日の属する月の前月までが対象となります。

月末退職する人は、翌月1日が 資格喪失日となり、退職月の保 険料を納付することになります が、翌月の給与がないため、保 険料控除はできない?



事業主が被保険者の報酬から控除できる被保険者負担分の 保険料は、原則として前月分に限られています。ただし、被保 険者が月末に退職した場合は、前月分の保険料および当月 (退職月)分の保険料の2ヵ月分を報酬から控除することがで きる扱いになっています。

資金繰りの悪化から、社会保険 料の納付が遅れています。納付 しなかったときは?



社会保険料も、納付が遅れると税金と同じように延滞金が 課されます。翌月末の納付期限までに納付しない場合は、納 期限を指定して督促を行います。さらに督促の指定期日まで に納付しないと、未納の保険料等に本来の納付期限の翌日 から3ヵ月については年利2.4%、その後は年利8.7%の延 滞金が加算された額が徴収されることになります。督促状の 指定期日までに納付すれば、延滞金は課されません。

> ※利率は令和7年における率 (H28.12.12年管管発1212第1号)



9 知っておきたい社会保険の適用

■適用事業所と被保険者

従業員を5人以上使用する適用業種の個人事業所や、5人未満であっても法人の事業所は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所となります。適用事業所に働く常勤の従業員は、国籍、年齢、給料の多寡などに関係なく、原則として健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。

適用事業所と任意適用事業所

●5人以上事業所および法人事業所は強制適用

健康保険および厚生年金保険が適用される事業所を「適用事業所」といいます。①常時5人以上の従業員を使用している適用業種の個人事業所、②常時1人以上の従業員を使用している国、地方公共団体、または、法人の事業所は、すべて健康保険・厚生年金保険に加入しなければなりません(強制適用)。(健保法第3条、厚年法第6条)

●その他の事業所は任意に社会保険に加入

強制適用に該当しない事業所は、被保険者となるべき者の2分の1以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受け、健康保険・厚生年金保険に加入することができます(任意適用)。(健保法第31条、厚年法第6条)

この場合、加入を希望しない者も含め一括加入します。また、被保険者の4分の3以上が希望すれば、任意適用事業所を脱退することができます。(健保法第33条、厚年法第8条)



非適用業種とは

農林・水産・畜産業、接客娯楽業(旅館、飲食店、映画館、理容業等)、宗務業(寺社・寺院、教会等)を行う事業所が該当します。これらの事業所であっても、法人の場合は強制適用事業所になります。 ※令和4年10月より適用業種が拡大されました。

法人の代表者の被保険者資格

株式会社、有限会社などの理事、監事、取締役、代表社員など法人の代表者であっても、労働を提供し、その 対償として報酬を得ている以上は、「法人に使用される人」と扱われるため被保険者の資格を取得します。ま た、個人事業主は、あくまでも使用者ですから、被保険者にはなれません。

複数事業所の本社一括適用と本社管理

本社、支社等ごとに適用されている適用事業所(船舶は除く)について、人事・給与等が本社で集中的に管理されており、事業主が同一である等の一定の基準を満たす場合、本社が支社等を含めた一つの適用事業所となる「一括適用」の申請を行うことができます。

また、本社採用と支社採用の方を別々に人事管理するなど一括適用事業所の承認を受けられない事業所でも、支社で勤務する本社採用の方の人事や給与等の管理を本社で行っている場合には、その方を「本社管理」として本社で手続きすることができます。

●被保険者となる人・ならない人

●被保険者は実態的な使用関係に基づく

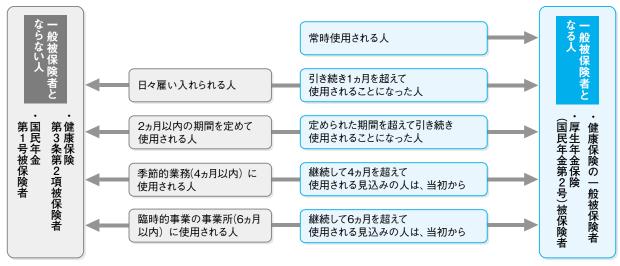
適用事業所に使用される人は、本人の意思や、国籍、報酬の多寡を問わず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。(健保法第3条、厚年法第9条)

ただし、70歳以上の人は、適用事業所に使用されていても厚生年金保険の被保険者とはならず、健康保険のみの適用を受けることになります。厚生年金保険の被保険者とはなりませんが、70歳以上の厚生年金保険の算定基礎届・月額変更届・賞与支払届などの届出は一般の被保険者と同様必要です。

75歳からは、健康保険の被保険者とはならず、後期高齢者医療の被保険者となります。

●一般被保険者にならないケース

適用事業所に使用されていても、日々雇い入れられる人や臨時に短期間使用される人などは、一般被保険者から除外されます。(健保法第3条、厚年法第12条) ただし、常用的使用関係と認められる場合や、下図右欄の場合は、一般被保険者となります。



※所在地が一定しない事業所に使用される人は、国民健康保険・国民年金に加入します。
※短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用については次頁をご参照ください。

試用期間中の者は?

長期の予定で適用事業所に雇用された人が、当初の一定期間を試用期間とされた場合であっても、最初に雇用された日に被保険者となります。

(S13.10.22社庶発第229号)

一時帰休の場合は?

一時帰休をやむなくされた場合であっても、休業手 当等が支払われていれば、給料が下がっただけで使 用関係は引き続き成立しているとみなされ被保険者 資格は存続します。

(S25.4.14保発第20号)

自宅待機の場合は?

新たに雇用されることになった人が、当初から自宅 待機とされた場合は、雇用契約が成立していて、かつ 休業手当等が支払われていれば、休業手当等の支払 の対象となった日から被保険者となります。

(S50.3.29保険発第25号、庁保険発第8号)

ただし、休業手当等の支払がない場合は、労働の 提供と報酬の支払がないため事実上の使用関係が 認められず、この場合は、実際に就労を開始した日か ら被保険者となります。

休職の場合は?

(S6.2.4保発第59号)

被保険者が休職となり、休職中に給料が全く支給されない場合、名目は休職であっても実質使用関係の消滅とみられる場合は、被保険者資格は喪失します。

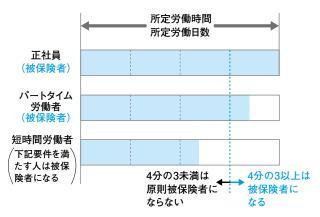
パートタイム労働者と短時間労働者

●4分の3基準を満たしたパートタイム労働者は被保険者

「1週間の所定労働時間」および「1ヵ月間の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の4分の3以上(「4分の3基準」といいます。)であるパートタイム労働者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

●短時間労働者に対する適用が拡大

週20時間以上働く短時間労働者で、厚生年金保険の 被保険者数が常時51人以上の法人・個人事業所、国・地 方公共団体に属する全ての適用事業所で働く人も厚生年 金保険・健康保険の適用対象となっています。



常時50人以下の企業でも労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所(任意特定適用事業所)に勤務する短時間労働者は、厚生年金保険等の適用対象となりました。

「短時間労働者」とは、 次の①~④の全ての要件を 満たす労働者となります。

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、 以下の①~④全ての要件に該当する人

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること
- ②雇用期間が2ヵ月を超えて見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

短時間労働者の 4要件

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A 集より

問2-2 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間又は 所定労働日数が4分の3基準を満たさない者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間および労働日数が4分の3基準を満たした場合は、どのように取り扱うのか。

(答)実際の労働時間および労働日数が連続する2月において4分の 3基準を満たした場合で、引き続き同様の状態が続いているまた は続くことが見込まれるときは、4分の3基準を満たした月の3月 目の初日に被保険者の資格を取得する。ただし、短時間労働者 として5要件*1を全て満たした場合は、その時点から被保険者 の資格を取得する。

問24 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用については、月額賃金が8.8万円以上であるほかに、年収が106万円以上であるかないかも勘案するのか。

(答)月額賃金が8.8万円以上であるかないかのみに基づき、要件を 満たすか否かを判定する(年収106万円以上は、参考の値)。

問25 健康保険の被扶養者として認定されるための要件の一つ に、年収が130万円未満であることという収入要件があるが、この要 件に変更があるのか。

(答)健康保険の被扶養者の認定について、収入要件の変更はありません。なお、年収が130万円未満であっても、4分の3基準または5要件*1を満たした場合は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となる。

問31 同時に2ヵ所以上の事業所で勤務をしているが、複数の事業 所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、どのような手続きが 必要か。 (答)同時に2ヵ所以上の事業所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、被保険者は、いずれか一つの事業所を選択し、その事業所を管轄する事務センターおよび健康保険組合を選択する場合は健康保険組合へ「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要がある。

なお、被保険者資格の取得要件を満たすか否かについては、各事業所単位で判断を行うこととしており、2ヵ所以上の事業所における月額賃金や労働時間等を合算することはしない。

(その2)問38 最初の雇用期間が2月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。

(答)最初の雇用契約の期間が2月以内であっても、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、「2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」に該当するものとして、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に被保険者の資格を取得することになります。

(ア)就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。

(イ)同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。

ただし、(ア)又は(イ)に該当する場合であっても、2月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意*2しているときは、「2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱います。

- *1 5要件とは、短時間労働者の4要件に、特定適用事業所もしくは任意特定適用事業所に勤務する要件を加えたものです。
- *2 書面による合意 (メールによる合意も含む) が必要となります。

短時間正社員の被保険者資格

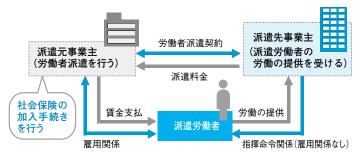
「短時間正社員」とは、フルタイムの正規労働者と比べて、 所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者をいい ます。企業内において、労働契約、就業規則および給与規程等 に、短時間正社員に係る規程があることが必要で、右のいずれ にも該当する場合に、被保険者となります。

- ●期間の定めのない労働契約が締結されていること
- ②時間当たり基本給および賞与・退職金等の 算定方法が、同一事業所に雇用される同 種のフルタイムの社員と同等であること

派遣労働者の被保険者資格

派遣労働者は、派遣された先の事業主の指揮命令の下で就労しますが、給料の支払いや就業規則は派遣元が責任を負うため、その雇用関係は派遣元事業主との間にあります。そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、健康保険・厚生年金保険の加入手続きは、派遣元の事業主が行うことになります。

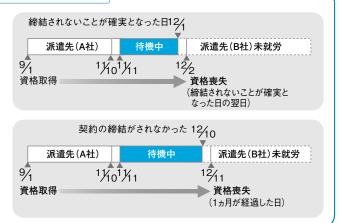
なお登録型派遣労働者の場合、派遣期間が終了し、次の派遣期間までの間の社会保険は、原則として派遣労働者本人が国民健康保険や国民年金に加入することになります。ただし、待機期間が1ヵ月を超えずに次の雇用契約が確実に見込まれる場合は、被保険者資格が継続します。



具 体 例 待機中の登録型派遣労働者が資格喪失となる例

派遣元に登録されている人が、派遣先A社雇用契約終了日において、派遣先B社との1ヵ月以上の雇用契約が確実に見込まれていたが、1ヵ月以内に契約が締結されないことが確実となった場合

派遣元に登録されている人が、派遣先A社雇用契約終了日において、派遣先B社との1ヵ月以上の雇用契約が確実に見込まれていたが、1ヵ月を過ぎてしまった場合



転勤の場合の被保険者資格

転勤の場合は被保険者資格の「喪失届」「取得届」を提出する必要があります(本社で社会保険を一括管理している場合、資格得喪の手続きは不要です)。なお、転勤したその日が資格喪失日となります。たとえば、3月31日付で転勤の場合は、3月31日がこれまでの事業所の資格喪失日であり、転勤先の事業所の資格取得日となります。

被保険者の資格取得日

被保険者の資格は、入社したときなど事実上の使用関係が始まったときに取得します。(健保法第35条、厚年法第13条)

被保険者となる日(資格取得日)

- ●適用事業所に使用されるようになった日(入社 日など)
- ②使用されている事業所が適用事業所となった日
- ●被保険者の適用から除外される事由に該当しなくなった日(日々雇い入れられる人から常時雇用になった場合など)
- ④事業所が任意適用事業所として認可された日

5日以内に「資格取得届」を提出



扶養する家族がいる場合は、 「被扶養者(異動)届」を合わせて提出

●個人番号における本人確認について

資格取得の届出の際に、事業主による番号確認(提供された個人番号が正しい番号であることの確認)と 身元確認(個人番号の提供を行う者が番号の正当な持ち主であることの確認)が必要です。

□ 個人番号カード(顔写真付きのもの)を持っている場合 番号確認と身元確認がカード1枚で可能です。



番号確認:通知カード、住民票(個人番号付きのもの)身元確認:運転免許証、パスポートなど



●資格取得時の本人確認事務

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上、本人確認の徹底やマイナンバー制度の円滑な施行のため、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方であって、資格取得届に個人番号の記載がなく、記載された氏名・住所等により本人確認ができなかった場合には、事業主様あてに「被保険者資格取得届」を返送し、個人番号または住民票上の住所等の照会をしています。

被保険者のうちマイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行うため、書類の写しを送付してください。

- ※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、ア・旅券の資格外活動許可証印のページ、イ・資格外活動許可書、ウ・就労資格証明書のいずれかの写しにより行います。
- ※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、国または地方 公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。

標準報酬月額の資格取得時決定

入社して被保険者の資格を取得した人の標準報酬月額は、次の算出方法で見込額を計算し、「被保険者資格取得届」に記入し、提出します。この決定方法を「資格取得時決定」といいます。(健保法第42条、厚年法第22条)

1月~5月に決定された標準報酬月額は、その年の8月まで、6月~12月に決定された標準報酬月額は、翌年の8月まで、またはともに随時改定・産前産後終了時改定・育児休業等終了時改定が行われるまで適用されます。

■資格取得時の報酬月額の算定方法

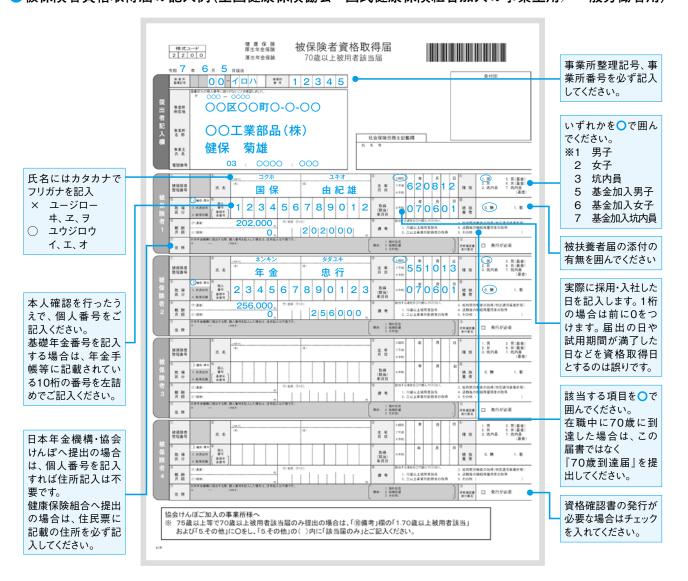
め月
られよ
れた初任給などの額に手当を
ねって
合定被保険者となった日に決められた初任給などの額に手当を
加えた額。最初の月が日割計算であっても、月額を記入。

め週 らには 額を7で割って30 るで、 簡した月あたりの 合定 額。

れる場合 よって定めら

資格取得の日の前1ヵ月間にその事業所で同じような仕事に就いて同じような仕事に就いて同じような賃金を受ける人たちが受けた賃金を平均したものを月額とします。

●被保険者資格取得届の記入例(全国健康保険協会・国民健康保険組合加入の事業主用/一般労働者用)





全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) へ 組合管掌健康保険 (健康保険組合) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) および健康保険組合へ ※ 厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出

●被保険者・被扶養者証に関する届出

届出が必要なとき	届出書	届出をする人	提出先
被扶養者に異動があったとき	被扶養者 (異動) 届	被保険者 (事業主経由)	事務センター (年金事務所)
被保険者の氏名が変わったとき	被保険者氏名変更(訂正)届*	事業主	事務センター (年金事務所)
被保険者の住所が変更となったとき	被保険者住所変更届*	事業主	事務センター (年金事務所)
資格情報のお知らせや資格確認書を なくしたり、き損したとき	資格情報のお知らせ交付申請書 資格確認書交付申請書	被保険者 (事業主経由)	全国健康保険協会支部

^{*}個人番号で確認できる方は届出省略。ただし、被扶養者の氏名も変更となる場合は、氏名変更届と被扶養者(異動)届を同時にご提出ください。 ※健康保険組合の加入者については、健康保険組合に届出を要することがあります。

●健康保険に加入する家族(「被扶養者」といいます)

健康保険では、被保険者に扶養されている家族も給付を受けることができます。この家族のことを被扶養者といいます。(健保法第3条⑦) 被扶養者となるためには、「被扶養者(異動)届」を提出し、認定を受けることが必要です。 ※65歳未満の厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

被扶養者となるための条件

- 1 主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方 (後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)
- 2 対象となる家族範囲(3親等内親族表における範囲)

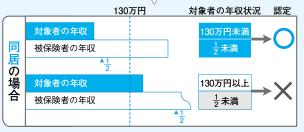
被保険者と同居でも 別居でもよい人

- ①配偶者(双方に戸籍上の配偶 者がない内縁関係も含む)
- ②子(養子を含む)、孫
- ③兄弟姉妹
- ④父母など直系尊属

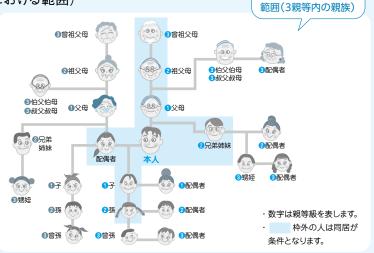
被保険者と同居が条件の人

- ①上枠以外の3親等内の親族
- ②配偶者(内縁も)の父母および子
- 3 被扶養者となるための収入条件

年間収入が130万円未満 (60歳以上または障害者は 十 180万円未満) 被保険者の収入の 2分の1未満であること

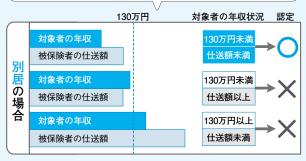


※年収130万円未満で被保険者の収入の2分の1以上(被保険者の収入を上回らない)の場合は、その世帯の状況を総合的に勘案し、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められれば、被扶養者に認定される場合があります。



年間収入が130万円未満 被保険者の仕送りが (60歳以上または障害者は 十 その対象者の年間収入を 180万円未満)

被扶養者になれる人の



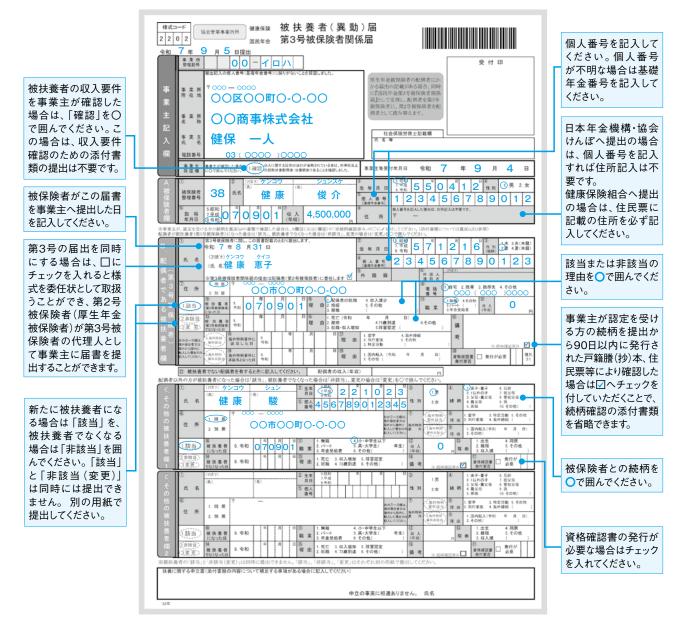
※一時的な変動で年収130万円以上となった場合、引き続き被扶養者と認定される場合があります。(5頁「年収の壁・支援強化パッケージ」について参照)

■ 国内に居住していること(留学する学生や外国赴任の被保険者の同行者などの例外を除く)

共働き夫婦が被保険者の場合は

- ①年間収入が多い方の被保険者の被扶養者となります。年間収入は、被用者保険の被保険者の場合、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとなります。
 - 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合、国民健康保険の被保険者は直近の年間所得で見込んだ年間収入で比較します。
- ②夫婦の年間収入の差額が多い方の1割以内の場合は、届出により、主として生計を維持する人の被扶養者となります。
- ③共済組合の組合員であって、被扶養者とすべき人に係る扶養手当等が支給されている場合は、その支給を受けている人の被扶養者となります。
- ④主として生計を維持する人が育児休業等を取得して、収入が減ったとしても、休業期間中は特例的に被扶養者を異動しません。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記①~③の認定手続きを行います。

●健康保険被扶養者(異動)届の記入例



※健康保険組合に加入している事業所については、様式が異なる場合があります。

※外国人の配偶者を被扶養者(第3号被保険者)とする場合は、「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」の提出が必要です。

●被扶養者(異動)届の提出

被保険者資格を取得したときに被扶養者がある場合や、結婚や出産で被扶養者が増えたとき、配偶者が 就職したとき、被扶養者が亡くなったときなど、被扶養者に異動があったときは、被保険者は、5日以内に「被 扶養者(異動)届」を事業主を通じて提出します。

なお、被扶養者が75歳に達し後期高齢者医療制度の被保険者となるときは、事業主にその情報を入力した被扶養者(異動)届が送付されますので、被保険者証を添付して返送してください。



全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) の事業所 **⇒ 審務センター (年金事務所)** へ組合管掌健康保険 (健康保険組合) の事業所 **⇒ 健康保険組合**へ

国民年金第3号被保険者の届出

65歳未満の厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者として年金制度に加入します。第3号被保険者自身が保険料を支払うことはありませんが、厚生年金保険全体で負担するため、第3号被保険者としての届出はしておかなければなりません。

●第3号被保険者関係届は事業主が提出します

国民年金の第3号被保険者に関する届出は、その配偶者(第2号被保険者)の勤務する事業所を経由して 事務センター(年金事務所)に提出することになります。

事業主は、第2号被保険者からの届出を受けて、内容と添付書類を確認し、「被扶養者(異動)届/第3号被保険者関係届」で提出します。

第1号被保険者

農業・自営業・学生などで日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金保険の加入者(国民年金に は原則として65歳に達するまで)

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20 歳以上60歳未満の人

●第3号被保険者に関する主な届出

現在の種別	種別変更の事由	変更後の種別	届出	
	会社員と婚姻し被扶養配偶者となった場合		会社を通じて事務センター(年金事務	
第1号被保険者	配偶者が就職し被扶養配偶者となった場合	第3号被保険者	所)へ届出。	
	収入の減少により会社員の被扶養配偶者となった場合		市区町村窓口への届出は不要	
第2号被保険者	会社を退職し会社員の被扶養配偶者になった場合	第3号被保険者	会社を通じて事務センター(年金事務所)へ届出。 市区町村窓口への届出は不要	
	配偶者が会社を退職した場合			
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった場合 第1号被保険者		市区町村窓口への届出が必要	
	会社員の配偶者と離婚した場合	員の配偶者と離婚した場合		
第3号被保険者	会社員の配偶者が死亡した場合			
	会社に就職し被扶養配偶者でなくなった場合	第2号被保険者	会社を通じて事務センター(年金事務	
	配偶者が転職し会社員から公務員、または公務員から 会社員に変わった場合	第3号被保険者	所)へ届出。 市区町村窓口への届出は不要	
無資格	第2号被保険者の被扶養者である配偶者が20歳に なった場合	第3号被保険者	会社を通じて事務センター(年金事務所)へ届出。 市区町村窓口への届出は不要	

[※]被扶養者であった配偶者本人が、厚生年金保険に加入した場合は、配偶者本人の勤務先の事業主等が国民年金の第2号被保険者 (厚生年金保険の資格取得) の届出を行うことになります。

第3号被保険者未届期間の 特例届出

第3号被保険者該当の届出が遅れた場合は、原則2年間はさかのぼることができます。平成17年3月以前の未届期間は届出をすれば保険料納付済期間となります。平成17年4月以降の未届期間はやむを得ない事由がある場合に保険料納付済期間に算入されます。

被扶養配偶者非該当届が必要です

第3号被保険者の記録不整合問題*に対応する法律に基づき、第3号被保険者が ①、②のいずれかに該当した場合、事業主等を経由して「被扶養配偶者非該当届」を 届け出る必要があります。

- ① 第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合
- ② 配偶者(第2号被保険者)と離婚した場合

協会けんぽに加入している場合、届出は不要です。

*第3号被保険者が、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったため、年金記録上は第3号被保険者のままとなって不整合が生じること。

[※]厚生年金保険の被保険者で65歳以上70歳未満の人は、老齢基礎年金の受給権があれば、国民年金の第2号被保険者とはなりません。このため、その人の被扶養配偶者は、20歳以上60歳であっても、国民年金の第3号被保険者とはなりません。厚生年金保険の被保険者が65歳になったときは、被扶養配偶者は第1号被保険者として本人が住所地の市区町村に届け出なければなりません。

被保険者資格の喪失

被保険者が退職したときや死亡したときは、被保険者の資格を喪失します。(健保法第36条、厚年法第14条)なお、退職後もその状況に応じた医療保険制度、公的年金制度(原則60歳に達するまで)へ加入することが義務づけられています。

被保険者でなくなる日(資格喪失日)

- ●適用事業所を退職した日の翌日
- 2死亡した日の翌日
- 3臨時雇用に切り替わるなどの適用除外となった日の翌日
- ④事業所が廃止になった日の翌日
- ❺任意適用事業所が任意適用の取消を認可された日の翌日
- ⑤厚生年金保険については70歳に達した日 (70歳の誕生日の前日)
- ●健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日 (75歳の誕生日)

5日以内に「資格喪失届」を提出



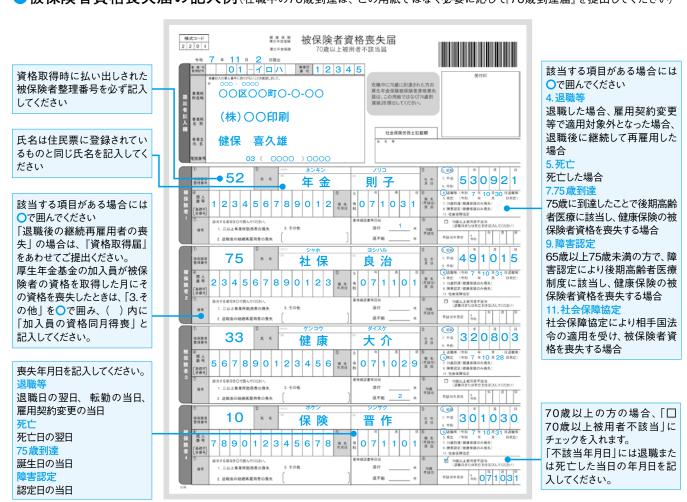
退職した従業員および扶養家 族の健康保険証(有効期限内 のもの)、資格確認書(発行されている場合)を添付

※「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」 「限度額適用認定証」がある場合は、それらも 合わせて提出

※資格喪失日以降、保険証は使用できません。

※有期の雇用契約または任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱われます。

●被保険者資格喪失届の記入例(在職中の70歳到達は、この用紙ではなく必要に応じて『70歳到達届』を提出してください)

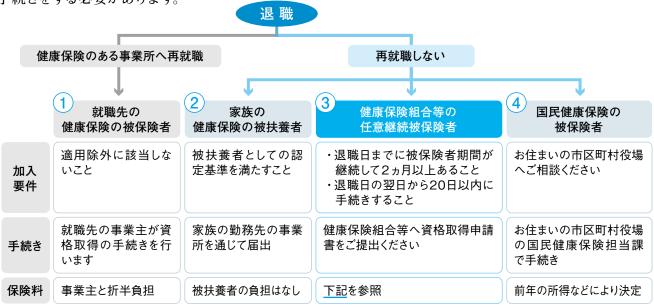




全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) へ組合管掌健康保険 (健康保険組合) の事業所 ➡ 事務センター (年金事務所) および健康保険組合へ

●退職後の健康保険への加入

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの医療保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかに健康保険の加入手続きをする必要があります。

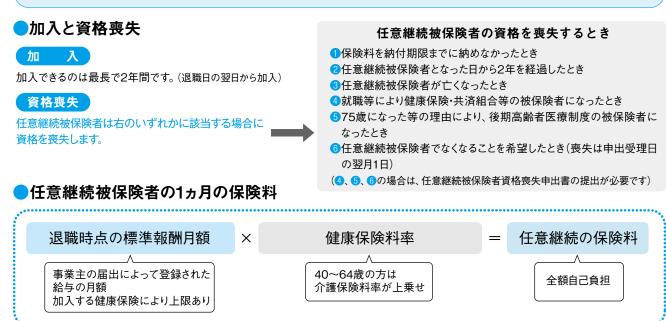


健康保険組合等の任意継続被保険者になる方の場合(上の図3)

退職などにより健康保険組合等の被保険者資格を喪失したときは、下記の

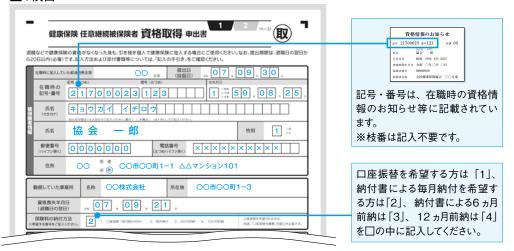
●、②の要件を満たしている場合、健康保険組合等に引き続き加入することができます。(健保法第3条、第37条)

- 資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
- ② 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出すること (郵送による提出の場合は、20日以内に支部必着すること)

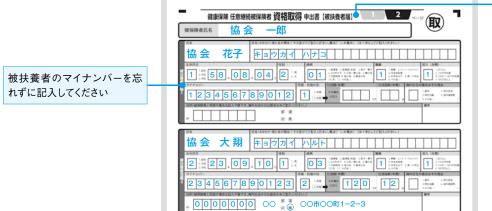


●健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書(協会けんぽ用)記入例

■1枚目



■2枚目



被扶養者がいる場合は、必要事項を記入してください。添付書類が必要になる場合があります。

※被扶養者がいる場合は、被保険者によって生計を維持されていることを証明する書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは下記提出先へお問い合わせください。

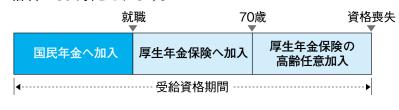


組合管掌健康保険(健康保険組合)に加入していた方 → 各健康保険組合へ 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入していた方 → 住所地の協会けんぽ 都道府県支部へ

厚生年金保険へ高齢任意加入する方法

事業所に使用される70歳以上の人に、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるだけの加入期間が足りない場合は、期間を満たすまで厚生年金保険に任意加入することができます。(厚年法附則第4条の3)

保険料は、全額個人で負担しますが、事業主の同意があったときは、折半負担となり、これまでと同じように給料から天引きされます。



■手続き

●提出書類

「高齢任意加入被保険者資格取得申出・申請書」

●おもな添付書類

基礎年金番号通知書または年金手帳

戸籍謄本(生年月日を証明する市区町村長の証明書でも可) ※マイナンバーにより手続きする場合は、マイナンバーカード を提示すれば上記は不要。

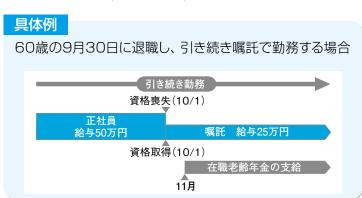
●提出先

事務センター(年金事務所)

60歳以上の退職後継続再雇用の場合

健康保険・厚生年金保険に加入している方が<mark>退職後1日の空白もなく</mark>同じ会社に再雇用された場合、使用 関係は存続し、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格も継続します。

ただし、60歳以上の方が退職後1日の空白もなく継続して再雇用(退職後継続再雇用)される場合は、事業主との使用関係が一旦中断したものとして、「資格喪失届」「資格取得届」を提出することができます。これによって、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定することができ(「同日得喪」の特例)、保険料額等は、再雇用後の標準報酬月額に応じた額に変更され、在職老齢年金を受けている場合は、支給停止額が変更されます。(H25.1.25保保発0125第1号)



添付書類(退職後継続再雇用の届出)

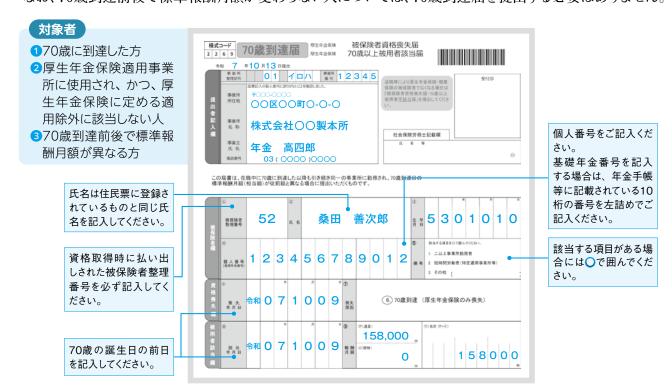
下記①と②の両方、または③を提出する必要があります。(できるだけ①と②を提出します)

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限ります)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限ります)
- ③「退職日」および「再雇用された日」に関する 事業主の証明書

70歳に到達した時の届出

被保険者が70歳に到達すると、健康保険の被保険者資格は継続しますが、厚生年金保険の被保険者資格は喪失します。そのため事業主は、70歳到達日以降も引き続き同一の事業所に使用され、70歳到達日時点の標準報酬月額が70歳到達日の前日の標準報酬月額と異なる人について、「70歳到達届(被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届)」の提出が必要です。

なお、70歳到達前後で標準報酬月額が変わらない人については、70歳到達届を提出する必要はありません。



日本年金機構 全国の事務センター 一覧

都道府県	届書や申請書の郵送先				
印 担/打乐	あて名	個別郵便番号			
北海道	日本年金機構 北海道事務センター	003-8572			
青森県					
岩手県					
宮城県	 	980-8461			
秋田県	日本平立候情 旧日広場事物 ピング	900-0401			
山形県					
福島県					
茨城県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-8530			
栃木県	 	370-8533			
群馬県	日本十五版件 同剛広場事物 ピング	370-6333			
埼玉県					
新潟県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-8530			
長野県					
東京都	日本年金機構 東京広域事務センター	135-8071			
千葉県	日午中立167円 木示仏以事物センター	100-0071			
神奈川県	日本年金機構 神奈川事務センター	220-8557			
山梨県	日本年金機構 東京広域事務センター	135-8071			
富山県	日本年金機構 金沢広域事務センター	920-8626			
静岡県					
愛知県	口卡在人機構 夕十层广持事政 4 、 2	460 0565			
三重県	日本年金機構 名古屋広域事務センター	460-8565			
岐阜県					
石川県	日本年金機構 金沢広域事務センター	920-8626			
大阪府	日本年金機構 大阪広域事務センター	541-8533			
兵庫県	日本年金機構 兵庫事務センター	651-8514			
京都府	日本年金機構 京都事務センター	600-8642			
奈良県					
福井県	日本年金機構 大阪広域事務センター	E41 0E22			
滋賀県	日本年金機構 八阪広域事務センダー	541-8533			
和歌山県					
岡山県	日本年金機構 岡山広域事務センター	700-8501			
広島県	日本年金機構 広島広域事務センター	730-8602			
鳥取県	口木年令機構 図山庁は東致わいか	700 8501			
島根県	日本年金機構 岡山広域事務センター	700-8501			
山口県	日本年金機構 広島広域事務センター	730-8602			
香川県					
愛媛県	口水年会機構 古仏庁は事致もこと	760 9594			
高知県	日本年金機構 高松広域事務センター	760-8524			
徳島県					
福岡県					
大分県					
佐賀県					
長崎県		040.0570			
熊本県	日本年金機構 福岡広域事務センター	812-8579			
宮崎県	1				
鹿児島県	1				
 沖縄県	1				

郵送の際は、封筒に事務センターと個別郵便番号を記載するだけで、事務センターに届きます。 ※事務センターでは、窓口相談・電話相談業務は行っていません。

令和7年 3月現在

全国の年金事務所一覧

※特に記載のあるものを除き、年金事務所名(札幌東=札幌東年金事務所)としています。

	札幌東	〒003-8530	北海道札幌市白石区菊水1-3-1-1	011-832-0830
	札幌西	〒060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11-2-1	011-271-1051
	札幌北	〒001-8585	北海道札幌市北区北24条西6-2-12	011-717-8917
	新さっぽろ	〒004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	011-892-1631
	函館	〒040-8555	北海道函館市千代台町26-3	0138-31-9086
	旭川	〒070-8505	北海道旭川市宮下通2-1954-2	0166-25-5606
	釧路	〒085-8502	北海道釧路市栄町9-9-2	0154-25-1521
北海	室蘭	〒051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	0143-24-5061
道	苫小牧	〒053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	0144-37-3500
	岩見沢	〒068-8585	北海道岩見沢市9条西3	0126-25-1570
	小樽	〒047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	0134-33-5026
	北見	〒090-8585	北海道北見市高砂町2-21	0157-25-8703
	帯広	〒080-8558	北海道帯広市西1条南1	0155-21-1511
	稚内	〒097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	0162-33-7011
	砂川	〒073-0192	北海道砂川市西4条北5-1-1	0125-52-3890
	留萌	∓ 077-8533	北海道留萌市大町3	0164-43-7211
	青森	= 030-8554	青森県青森市中央1-22-8日進青森ビル1・2階	017-734-7495
青	むつ	∓ 035-0071	青森県むつ市小川町2-7-30	0175-22-4947
青森県	八戸	∓ 031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	0178-44-1742
/	弘前	∓ 036-8538	青森県弘前市外崎5-2-6	0172-27-1339
	盛岡	〒020-8511	岩手県盛岡市松尾町17-13	019-623-6211
	花巻	∓ 025-8503	岩手県花巻市材木町8-8	0198-23-3351
岩手県				
県	_ 二戸 一関	∓ 028-6196	岩手県二戸市福岡字川又18-16	0195-23-4111
		∓ 021-8502	岩手県一関市五代町8-23	0191-23-4246
_	宮古	∓ 027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	0193-62-1963
	仙台東	〒983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111
_	仙台南	〒982-8531	宮城県仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5111
宮城県	仙台北	〒980-8421	宮城県仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0891
県	石巻 	〒986-8511	宮城県石巻市中里4-7-31	0225-22-5115
	古川	〒989-6195	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200
	大河原	〒989-1245	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111
	秋田	〒010-8565	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392
秋田	鷹巣	〒018-3312	秋田県北秋田市花園町18-1	0186-62-1490
田県	大曲	〒014-0027	秋田県大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296
	本荘	〒015-8505	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111
	山形	〒990-9515	山形県山形市あかねケ丘1-10-1	023-645-5111
ılı	寒河江	〒991-0003	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	0237-84-2551
山形県	新庄	〒996-0001	山形県新庄市五日町字宮内225-2	0233-22-2050
সং	鶴岡	〒997-8501	山形県鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040
	米沢	〒992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	0238-22-4220
	東北福島	〒960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	024-535-0141
	平	〒970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611
福	相馬	〒976-8510	福島県相馬市中村字桜ケ丘69	0244-36-5172
福島県	郡山	〒963-8545	福島県郡山市桑野1-3-7	024-932-3434
	白河	〒961-8533	福島県白河市郭内115-3	0248-27-4161
	会津若松	〒965-8516	福島県会津若松市追手町5-16	0242-27-5321
	水戸南	〒310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3278
茨城県	水戸北	〒310-0062	茨城県水戸市大町2-3-32	029-231-2283

茨城	下館	〒308-8520	茨城県筑西市菅谷1720	0296-25-0829
県	日立	〒317-0073	茨城県日立市幸町2-10-22	0294-24-2194
	宇都宮西	〒320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281
栃	宇都宮東	〒321-8501	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211
木県	栃木	〒328-8533	栃木県栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131
N.	大田原	〒324-8540	栃木県大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311
	今市	〒321-1293	栃木県日光市中央町17-3	0288-88-0082
	前橋	〒371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1719
群	桐生	〒376-0023	群馬県桐生市錦町2-11-19	0277-44-2311
馬県	高崎	〒370-8567	群馬県高崎市栄町10-1	027-322-4299
,,,	渋川	〒377-8588	群馬県渋川市石原143-7	0279-22-1614
	太田	〒373-8642	群馬県太田市小舞木町262	0276-49-3716
	浦和	〒330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638
	大宮	〒331-9577	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	048-652-3399
	熊谷	〒360-8585	埼玉県熊谷市桜木町1-93	048-522-5012
埼玉	川越	〒350-1196	埼玉県川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階	049-242-2657
禀	所沢	〒359-8505	埼玉県所沢市上安松1152-1	04-2998-0170
	春日部	〒344-8561	埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	048-737-7112
	越谷	〒343-8585	埼玉県越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階	048-960-1190
	秩父	〒368-8585	埼玉県秩父市上野町13-28	0494-27-6560
	新潟東	〒950-8552	新潟県新潟市中央区新光町1-16	025-283-1013
	新潟西	〒951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008
	長岡	〒940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	0258-88-0006
新潟県	上越	〒943-8534	新潟県上越市西城町3-11-19	025-524-4115
県	柏崎	〒945-8534	新潟県柏崎市幸町3-28	0257-38-0568
	三条	〒955-8575	新潟県三条市興野3-2-3	0256-32-2820
	新発田	〒957-8540	新潟県新発田市新富町1-1-24	0254-23-2128
	六日町	〒949-6692	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	025-716-0008
	長野南	〒380-8677	長野県長野市岡田町126-10	026-227-1284
	長野北	〒381-8558	長野県長野市吉田3-6-15	026-244-4100
長	岡谷	₹394-8665	長野県岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661
野県	伊那	〒396-8601	長野県伊那市山寺1499-3	0265-76-2301
	飯田	〒395-8655	長野県飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641
	松本	〒390-8702	長野県松本市鎌田2-8-37	0263-25-8100
	小諸	〒384-8605	長野県小諸市田町2-3-5	0267-22-1080
	新宿	〒160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル	03-3354-5048
	千代田	〒102-8337	東京都千代田区三番町22	03-3265-4381
	中央	〒104-8175	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階	03-3543-1411
	港	〒105-8513	東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1-3階	03-5401-3211
	杉並	〒166-8550	東京都杉並区高円寺南2-54-9	03-3312-1511
	中野	〒164-8656	東京都中野区中野2-4-25	03-3380-6111
東京都	上野	〒110-8660	東京都台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル	03-3824-2511
都	文京	〒112-8617	東京都文京区千石1-6-15	03-3945-1141
	墨田	〒130-8586	東京都墨田区立川3-8-12	03-3631-3111
	江東	〒136-8525	東京都江東区亀戸5-16-9	03-3683-1231
	江戸川	〒132-8502	東京都江戸川区中央3-4-24	03-3652-5106
	品川	〒141-8572	東京都品川区大崎5-1-5 高徳ビル2階	03-3494-7831
	大田	〒144-8530	東京都大田区南蒲田2-16-1テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141
	渋谷		東京都渋谷区神南1-12-1	

					_
	目黒	〒153-8905	東京都目黒区上目黒1-12-4	03-3770-6421	
	世田谷	〒158-8512	東京都世田谷区世田谷1-30-12	03-6844-3871	
	池袋	〒171-8567	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	03-3988-6011	
	北	〒114-8567	東京都北区上十条1-1-10	03-3905-1011	
東	板橋	〒173-8608	東京都板橋区板橋1-47-4	03-3962-1481	
	練馬	〒177-8510	東京都練馬区石神井町4-27-37	03-3904-5491	
	足立	〒120-8580	東京都足立区綾瀬2-17-9	03-3604-0111	
東京都	荒川	〒116-8904	東京都荒川区東尾久5-11-6	03-3800-9151	
	葛飾	〒124-8512	東京都葛飾区立石3-7-3	03-3695-2181	
	立川	〒190-8580	東京都立川市錦町2-12-10	042-523-0352	
	青梅	〒198-8525	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	
	八王子	〒192-8506	東京都八王子市南新町4-1	042-626-3511	
	武蔵野	〒180-8621	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	0422-56-1411	
	府中	〒183-8505	東京都府中市府中町2-12-2	042-361-1011	
	千葉	〒260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320	
	千葉茂原分室	〒297-0023	千葉県茂原市千代田町1-6茂原サンヴェルプラザ1階	0475-23-2530	Ì
	幕張	〒262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621	
	船橋	∓ 273-8577	千葉県船橋市市場4-16-1	047-424-8811	
千葉県	市川	〒272-8577	千葉県市川市市川1-3-18 京成市川ビル3階	047-704-1177	
県	松戸	〒270-8577	千葉県松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517	
	木更津	〒292-8530	千葉県木更津市新田3-4-31	0438-23-7616	
	佐原	〒287-8585		0478-54-1442	ŀ
	佐原成田分室	〒 286-0033	- 千葉県成田市花崎町828-11 スカイタウン成田2階	0476-24-5715	
	鶴見	〒230-8555	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641	
	港北	〒222-8555	神奈川県横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888	
	横浜中	〒231-0012	神奈川県横浜市中区相生町2-28		ŀ
	(5/7~	〒220-0012	横浜市西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階)	045-641-7501	
	横浜西	〒244-8580	 神奈 県横浜市戸塚区 上町87-1 ウエルストン1ビル2階	045-820-6655	
	横浜南	〒232-8585	神奈川県横浜市南区宿町2-51	045-742-5511	
神	川崎	〒210-8510		044-233-0181	ŀ
神奈川県	 高津	〒213-8567	 神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111	
示	平塚	〒 254-8563	神奈川県平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515	
	厚木	∓ 243-8688	神奈川県厚木市栄町1-10-3	046-223-7171	
	相模原	〒252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101	
	小田原	〒250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391	
	横須賀	∓ 238-8555	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	046-827-1251	
	藤沢	〒 251-8586	神奈川県藤沢市藤沢1018	0466-50-1151	
	甲府	∓ 400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431	
山梨県	竜王	∓ 400-0195	山梨県甲斐市名取347-3	055-278-1100	
県	大月	- 401-8501	山梨県大月市大月町花咲1602-1	0554-22-3811	
	静岡	∓ 422-8668		054-203-3707	
	清水	∓ 424-8691	静岡県静岡市清水区巴町4-1	054-353-2233	
	浜松東	∓ 435-0013	静岡県浜松市中央区天龍川町188	053-421-0192	
	浜松西	∓ 432-8015	静岡県浜松市中区高町302-1	053-456-8511	
静岡	沼津	∓ 410-0032	静岡県沼津市日の出町1-40	055-921-2201	
川	三島	∓ 411-8660	静岡県三島市寿町9-44	055-973-1166	
	島田	∓ 427-8666	静岡県島田市柳町1-1	0547-36-2211	
	掛川	∓ 436-8653	静岡県掛川市久保1-19-8	0537-21-5524	
	富士	∓ 416-8654	静岡県富士市横割3-5-33	0545-61-1900	
	ᅜᅩ	∓ 461-8685	愛知県名古屋市東区東大曽根町28-1	052-935-3344	- I
	大曽根		△/7// 日日左中水产水八日(K門ZO*1	302 000 0044	}
	大曽根中村	∓ 453-8653	愛知県名古屋市山村区大関1-10-46	052-453-7200	
H	中村	∓453-8653 ∓460-0014	愛知県名古屋市中村区太閤1-19-46 愛知県名古屋市中区富士県町2-13	052-453-7200	
愛知貝	中村鶴舞	〒460-0014	愛知県名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553	
愛知県	中村				

		名古屋西	〒451-8558	愛知県名古屋市西区城西1-6-16	052-524-6855
		名古屋北	〒462-8666	愛知県名古屋市北区清水5-6-25	052-912-1213
	豊橋	〒441-8603	愛知県豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111	
		岡崎	〒444-8607	愛知県岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637
	愛知県	一宮	〒491-8503	愛知県一宮市新生4-7-13	0586-45-1418
	県	瀬戸	〒489-8686	愛知県瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412
		半田	〒475-8601	愛知県半田市西新町1-1	0569-21-2375
		豊川	〒442-8605	愛知県豊川市金屋町32	0533-89-4042
		刈谷	〒448-8662	愛知県刈谷市寿町1-401	0566-21-2110
		豊田	〒471-8602	愛知県豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123
		津	〒514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112
	_	四日市	〒510-8543	三重県四日市市十七軒町17-23	059-353-5515
	重県	松阪	〒515-8973	三重県松阪市宮町17-3	0598-51-5115
	সং	伊勢	〒516-8522	三重県伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3601
		尾鷲	〒519-3692	三重県尾鷲市林町2-23	0597-22-2340
		岐阜北	〒502-8502	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364
		岐阜南	〒500-8381	岐阜県岐阜市市橋2-1-15	058-273-6161
	岐阜県	多治見	〒507-8709	岐阜県多治見市小田町4-8-3	0572-22-0255
	早県	大垣	〒503-8555	岐阜県大垣市八島町114-2	0584-78-5166
		美濃加茂	〒505-8601	岐阜県美濃加茂市太田町2910-9	0574-25-8181
		高山	〒506-8501	岐阜県高山市花岡町3-6-12	0577-32-6111
		富山	〒930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	076-441-3926
	富山	高岡	〒933-8585	富山県高岡市中川園町11-20	0766-21-4180
	県	魚津	〒937-8503	富山県魚津市本江1683-7	0765-24-5153
		砺波	〒939-1397	富山県砺波市豊町2-2-12	0763-33-1725
Ì		金沢南	〒921-8516	石川県金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311
	石川	金沢北	〒920-8691	石川県金沢市三社町1-43	076-233-2021
	県	小松	〒923-8585	石川県小松市小馬出町3-1	0761-24-1791
		七尾	〒926-8511	石川県七尾市藤橋町酉部22-3	0767-53-6511
		大手前	〒541-0053	大阪府大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10階・11階	06-6271-7301
		今里	〒537-0014	大阪府大阪市東成区大今里西2-1-8	06-6972-0161
		天満	〒530-0041	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	06-6356-5511
		淀川	〒532-8540	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	06-6305-1881
		福島	〒553-8585	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	06-6458-1855
		堀江	〒550-0014	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	06-6531-5241
		天王寺	〒543-8588	大阪府大阪市天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531
		貝塚	〒597-8686	大阪府貝塚市海塚2-8-3	072-431-1122
		難波	〒556-8585	大阪府大阪市浪速区敷津東1-6-16	06-6633-1231
	+	城東	〒536-8511	大阪府大阪市城東区中央1-8-19	06-6932-1161
	大阪府	東大阪	〒577-8554	大阪府東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001
	נית	吹田	〒564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401
		守口	〒570-0083	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031
		市岡	〒552-0003	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	06-6571-5031
		田田	〒559-8560	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	06-6682-3311
		平野	〒547-8588	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331
		八尾	〒581-8501	大阪府八尾市桜ケ丘1-65	072-996-7711
		豊中	〒560-8560	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831
		枚方	〒573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	072-846-5011
		堺東	〒590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
		堺西	〒592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
		三宮	〒650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793
	F	須磨	〒654-0047	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-12	078-731-4797
	兵庫県	東灘	〒658-0053	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	078-811-8475
	尓	兵庫	〒652-0898	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0294
		姫路	〒670-0947	兵庫県姫路市北条1-250	079-224-6382

_				
	尼崎	〒660-0892	兵庫県尼崎市東難波町2-17-55	06-6482-4591
兵	明石	〒673-8512	兵庫県明石市鷹匠町12-12	078-912-4983
庫県	西宮	〒663-8567	兵庫県西宮市津門大塚町8-26	0798-33-2944
乐	豊岡	〒668-0021	兵庫県豊岡市泉町4-20	0796-22-0948
	加古川	〒675-0031	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740
	上京	〒603-8522	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165
	中京	〒604-0902	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町287	075-251-1165
京	下京	〒600-8154		075-341-1165
都府	京都南	〒612-8558		075-644-1165
	京都西	〒615-8511	京都府京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170
	舞鶴	〒624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165
	奈良	〒630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371
奈良	大和高田	〒635-8531	奈良県大和高田市幸町5-11	0745-22-3531
県	桜井	〒633-8501	奈良県桜井市大字谷88-1	0744-42-0033
	福井	∓910-8506	福井県福井市手寄2-1-34	0776-23-4518
福井	武生	T915-0883	福井県越前市新町5-2-11	0778-23-1126
井県				
	敦賀	〒914-8580	福井県敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904
滋加	大津	∓520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	077-521-1126
滋賀県	草津	〒525-0025	滋賀県草津市西渋川1-16-35	077-567-2220
	彦根	〒522-8540	滋賀県彦根市外町169-6	0749-23-1112
和	和歌山東	〒640-8541	和歌山県和歌山市太田3-3-9	073-474-1841
歌	和歌山西	〒641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660
山県	田辺	〒646-8555	和歌山県田辺市朝日ケ丘24-8	0739-24-0432
	田辺新宮分室	〒647-0016	和歌山県新宮市谷王子町456-1 亀屋ビル1階	0735-22-8441
鳥	鳥取	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	0857-27-8311
鳥取県	米子	〒683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111
	倉吉	〒682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	0858-26-5311
島	松江	〒690-8511	島根県松江市東朝日町107	0852-23-9540
根県	出雲	〒693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0045
,,,	浜田	〒697-0017	島根県浜田市原井町908-26	0855-22-0670
	岡山東	〒703-8533	岡山県岡山市中区国富228	086-270-7925
	岡山西	- 700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163
岡山	倉敷東	〒710-8567	岡山県倉敷市老松町3-14-22	086-423-6150
県	倉敷西	〒713-8555	岡山県倉敷市玉島1952-1	086-523-6395
	津山	〒708-8504	岡山県津山市田町112-5	0868-31-2360
	高梁	〒716-8668	岡山県高梁市旭町1393-5	0866-21-0570
	広島東	〒730-8515	広島県広島市中区基町1-27	082-228-3131
	広島西	〒733-0833	広島県広島市西区商エセンター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505
	広島南	〒734-0007	広島県広島市南区皆実町1-4-35	082-253-7710
	福山	〒720-8533	広島県福山市旭町1-6	084-924-2181
広島県	——— 呉	〒737-8511	広島県呉市宝町2-11	0823-22-1691
	0++60+	- 739-0015	広島県東広島市西条栄町10-27 栄町ビル1階	082-493-6301
県	呉東広島分室	1700-0010		
県	三原	∓ 723-8510	広島県三原市円一町2-4-2	0848-63-4111
県				
県	三原	〒723-8510	広島県三原市円一町2-4-2	0824-62-3107
	三原	〒723-8510 〒728-8555	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8	0824-62-3107 0847-41-7421
3県	三次備後府中	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660
	三原三次備後府中山口下関	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587
9県 山口県	三原三次備後府中山口下関山	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651 〒750-8607 〒745-8666	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8 山口県下関市上新地町3-4-5 山口県南市新宿通5-1-8	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587 0834-31-2152
口臣	三次備後中口下一次では一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下で	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651 〒750-8607 〒745-8666 〒755-0027	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8 山口県下関市上新地町3-4-5 山口県周南市新宿通5-1-8 山口県宇部市港町1-3-7	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587 0834-31-2152 0836-33-7111
口臣	三原之次作中山下関山部国	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651 〒750-8607 〒745-8666 〒755-0027 〒740-8686	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8 山口県下関市上新地町3-4-5 山口県周南市新宿通5-1-8 山口県宇部市港町1-3-7 山口県岩国市立石町1-8-7	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587 0834-31-2152 0836-33-7111 0827-24-2222
口臣	三 次 俯 山 下 徳 宇 岩 萩	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651 〒750-8607 〒745-8666 〒755-0027 〒740-8686 〒758-8570	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8 山口県下関市上新地町3-4-5 山口県周南市新宿通5-1-8 山口県宇部市港町1-3-7 山口県岩国市立石町1-8-7 山口県萩市江向323-1	0848-63-4111 0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587 0834-31-2152 0836-33-7111 0827-24-2222
口臣	三原之次作中山下関山部国	〒723-8510 〒728-8555 〒726-0005 〒753-8651 〒750-8607 〒745-8666 〒755-0027 〒740-8686	広島県三原市円一町2-4-2 広島県三次市十日市東3-16-8 広島県府中市府中町736-2 山口県山口市吉敷下東1-8-8 山口県下関市上新地町3-4-5 山口県周南市新宿通5-1-8 山口県宇部市港町1-3-7 山口県岩国市立石町1-8-7	0824-62-3107 0847-41-7421 083-922-5660 083-222-5587 0834-31-2152 0836-33-7111 0827-24-2222

_	高松西	〒760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840
香川県	高松東	〒760-8543	香川県高松市塩上町3-11-1	087-861-3866
県	善通寺	〒765-8601	香川県善通寺市文京町2-9-1	0877-62-1662
	松山西	〒790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	089-925-5105
	松山東	〒790-0952	愛媛県松山市朝生田町1-1-23	089-946-2146
愛媛県	新居浜	〒792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1300
県	今治	〒794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141
	宇和島	〒798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-43	0895-22-5440
	高知東	〒781-9556	高知県高知市桟橋通4-13-3	088-831-4430
高	高知西	〒780-8530	高知県高知市旭町3-70-1	088-875-1717
知県	南国	〒783-8507	高知県南国市大そね甲1214-6	088-864-1111
	幡多	〒787-8790	高知県四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616
	博多	〒812-8540	福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4-5階	092-474-0012
	東福岡	〒812-8657	福岡県福岡市東区馬出3-12-32	092-651-7967
	中福岡	〒810-8668	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	092-751-1232
	西福岡	〒819-8502	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	092-883-9962
1=	南福岡	〒815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112
福岡	久留米	〒830-8501	福岡県久留米市諏訪野町2401	0942-33-6192
県	小倉南	〒800-0294	福岡県北九州市小倉南区下曽根1-8-6	093-471-8873
	小倉北	〒803-8588	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	093-583-8340
	直方	〒822-8555	福岡県直方市知古1-8-1	0949-22-0891
	八幡	〒806-8555	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	093-631-7962
	大牟田	〒836-8501	福岡県大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294
	大分	〒870-0997	大分県大分市東津留2-18-15	097-552-1211
大	別府	〒874-8555	大分県別府市西野口町2-41	0977-22-5111
大分県	佐伯	〒876-0823	大分県佐伯市女島字源六分9029-5	0972-22-1970
	日田	〒877-8585	大分県日田市淡窓1-2-75	0973-22-6174
,,	佐賀	〒849-8503	佐賀県佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191
佐賀県	唐津	〒847-8501	佐賀県唐津市千代田町2565	0955-72-5161
県	武雄	〒843-8588	佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-6	0954-23-0121
	長崎南	〒850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	095-825-8701
長	長崎北	〒852-8502	長崎県長崎市稲佐町4-22	095-861-1354
崎県	佐世保	〒857-8571	長崎県佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189
	諫早	〒854-8540	長崎県諫早市栄田町47-39	0957-25-1662
	熊本西	〒860-8534	熊本県熊本市中央区千葉城町2-37	096-353-0142
会比	熊本東	〒862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-41	096-367-2503
熊本県	八代	〒866-8503	熊本県八代市萩原町2-11-41	0965-35-6123
宗	本渡	〒863-0033	熊本県天草市東町2-21	0969-24-2112
	玉名	〒865-8585	熊本県玉名市松木11-4	0968-74-1612
	宮崎	〒880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111
宮崎	延岡	〒882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424
県	都城	〒885-8501	宮崎県都城市一万城町71-1	0986-23-2571
	高鍋	〒884-0004	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111
	鹿児島北	〒892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311
	鹿児島北鹿児島南	〒892-8577 〒890-8533	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8 鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25	099-225-5311
鹿児				
鹿児島県	鹿児島南	〒890-8533	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25	099-251-3111
鹿児島県	鹿児島南川内	〒890-8533 〒895-0012	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223	099-251-3111 0996-22-5276
鹿児島県	鹿児島南 川内 加治木	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511
鹿児島県	鹿児島南 川内 加治木 鹿屋	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292 〒893-0014	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113 鹿児島県鹿屋市寿3-8-19	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511 0994-42-5121
鹿児島県	鹿児島南 川内 加治木 鹿屋 奄美大島	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292 〒893-0014 〒894-0035	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113 鹿児島県鹿屋市寿3-8-19 鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511 0994-42-5121 0997-52-4341
沖	鹿児島南川内加治木鹿屋 奄美大島 那覇	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292 〒893-0014 〒894-0035 〒900-0025	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113 鹿児島県鹿屋市寿3-8-19 鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1 沖縄県那覇市壺川2-3-9	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511 0994-42-5121 0997-52-4341 098-855-1111
	鹿児島南 川内 加治木 鹿 全 美 素 調 浦添	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292 〒893-0014 〒894-0035 〒900-0025 〒901-2121	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113 鹿児島県鹿屋市寿3-8-19 鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1 沖縄県那覇市壺川2-3-9 沖縄県浦添市内間3-3-25	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511 0994-42-5121 0997-52-4341 098-855-1111 098-877-0343
沖	鹿児島南 川内 加治 屋 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〒890-8533 〒895-0012 〒899-5292 〒893-0014 〒894-0035 〒900-0025 〒901-2121	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島県薩摩川内市平佐町2223 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113 鹿児島県庭屋市寿3-8-19 鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1 沖縄県那覇市壺川2-3-9 沖縄県浦添市内間3-3-25 沖縄県沖縄市胡屋2-2-52	099-251-3111 0996-22-5276 0995-62-3511 0994-42-5121 0997-52-4341 098-855-1111 098-877-0343 098-933-2267

健康保険

厚生年金保険

標準報酬月額保険料額表 年金(平成29年9月分~適用)

	標準	报酬	10 M D 45		厚生年金保険	
健保	年金	月額	報酬月額	健康保険	183 全額	事業主·被保険者
等級	等級	月	以上~未満		1000 生額	折半額
		円	円			
1		58,000	~ 63,000			
2		68,000	63,000 ~ 73,000			
3		78,000	73,000 ~ 83,000			
4	1	88,000	83,000 ~ 93,000		16,104	8,052
5	2	98,000	93,000 ~ 101,000		17,934	8,967
6	3	104,000	101,000 ~ 107,000		19,032	9,516
7	4	110,000	107,000 ~ 114,000		20,130	10,065
8	5	118,000	114,000 ~ 122,000		21,594	10,797
9	6	126,000	122,000 ~ 130,000		23,058	11,529
10	7	134,000	130,000 ~ 138,000		24,522	12,261
11	8	142,000	138,000 ~ 146,000		25,986	12,993
12	9	150,000	146,000 ~ 155,000		27,450	13,725
13	10	160,000	155,000 ~ 165,000	加	29,280	14,640
14	11	170,000	165,000 ~ 175,000	——入——	31,110	15,555
15	12	180,000	175,000 ~ 185,000	す	32,940	16,470
16	13	190,000	185,000 ~ 195,000		34,770	17,385
17	14	200,000	195,000 ~ 210,000	健	36,600	18,300
18	15	220,000	210,000 ~ 230,000	康	40,260	20,130
19	16	240,000	230,000 ~ 250,000	——	43,920	21,960
20	17	260,000	250,000 ~ 270,000 270,000 ~ 290,000	険	47,580	23,790 25,620
21	18	280,000		組	51,240	· ·
22	19	300,000	290,000 ~ 310,000	<u>~</u>	54,900	27,450
23 24	20 21	320,000	310,000 ~ 330,000	合 等	58,560	29,280
25	22	340,000 360,000	330,000 ~ 350,000 350,000 ~ 370,000	<u> </u>	62,220 65,880	31,110 32,940
26	23	380,000	370,000 ~ 370,000	よ	69,540	34,770
27	24	410,000	395,000 ~ 395,000	6)	75,030	37,515
28	25	440,000	425,000 ~ 455,000		80,520	40,260
29	26	470,000	455,000 ~ 485,000	床 	86,010	43,005
30	27	500,000	485,000 ~ 515,000		91,500	45,750
31	28	530,000	515,000 ~ 545,000		96,990	48,495
32	29	560,000	545,000 ~ 575,000		102,480	51,240
33	30	590,000	575,000 ~ 605,000	は	107,970	53,985
34	31	620,000	605,000 ~ 635,000	——異——	113,460	56,730
35	32	650,000	635,000 ~ 665,000	な	118,950	59,475
36		680,000	665,000 ~ 695,000	······································	1.13,000	22,
37		710,000	695,000 ~ 730,000	まー		
38		750,000	730,000 ~ 770,000	-		
39		790,000	770,000 ~ 810,000			
40		830,000	810,000 ~ 855,000			
41		880,000	855,000 ~ 905,000			
42		930,000	905,000 ~ 955,000			
43		980,000	955,000 ~ 1,005,000			
44		1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000			
45		1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000			
46		1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000			
47		1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000			
48		1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000			
49		1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000			
50		1,390,000	1,355,000 ~			

- ●保険料月額=標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)。
- ●賞与から納める健康保険の保険料額は、標準賞与額(賞与の1,000円未満を切り捨てた額。上限年度573万円)に保険料率を乗じた額を事業主と被保険者が折半負担。
- ●厚生年金保険料率は、平成29年9月から標準報酬月額の183/1000。第32等級は令和2年9月新設。
- ●保険料月額=標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)。
- ●賞与から納める厚生年金保険料額は、標準賞与額(賞与の1,000円未満を切り捨てた額。上限150万円) に保険料率を乗じた額を事業主と被保険者が折半負担。
- ■厚生年金基金加入員については、免除保険料率に応じた額を厚生年金基金に振り替えます。
- ■厚生年金保険、健康保険ともに等級が改定された場合は、それに応じた保険料となります。

●納入告知書の保険料額は、被保険者の保険料額(端数を含む)の合計額となり、その合計額に円未満の端数がある場合は、 端数を切り捨てた額となります。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 第2条第1項)

保険料の 端数の

取扱い

- ●被保険者負担額の端数処理については以下のとおりとなります。
 - ①事業主・被保険者間に特約がある場合は特約により決定します。
 - ②給与からの控除の場合は、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げます。
 - ③被保険者が現金で支払う場合は、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げます。
 - ④給与と賞与を同日に支払う場合のように、同日に複数の支払いを行う場合の端数処理は、合計額について行います。

都道府県別現物給与の標準価額 令和7年4月1日適用

(単位:円)

		食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる 報酬等	(単位:円)
都	道府県	1人1月当たり の食事の額	1人1日当たり の食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たり の夕食のみの 額	1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳1畳につき)	その他の報酬 等
1	北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	
2	青 森	23,400	780	200	270	310	1,040	
3	岩 手	23,400	780	200	270	310	1,110	
4	宮城	23,400	780	200	270	310	1,520	
5	秋 田	23,700	790	200	280	310	1,110	
6	山 形	24,000	800	200	280	320	1,250	
7	福島	23,400	780	200	270	310	1,200	
8	茨 城	23,400	780	200	270	310	1,340	
9	栃木	23,400	780	200	270	310	1,320	
10	群馬	23,100	770	190	270	310	1,280	
11	埼 玉	23,400	780	200	270	310	1,810	
12	千 葉	23,700	790	200	280	310	1,760	
13	東京	24,300	810	200	280	330	2,830	1
14	神奈川	24,300	810	200	280	330	2,150	
15	新潟	23,700	790	200	280	310	1,360	
16	富山	24,300	810	200	280	330	1,290	
17	石 川	24,300	810	200	280	330	1,340	
18	福井	24,300	810	200	280	330	1,220	
19	山梨	23,400	780	200	270	310	1,260	
20	長 野	22,800	760	190	270	300	1,250	
21	岐阜	23,100	770	190	270	310	1,230	
22	静岡	23,100	770	190	270	310	1,460	時 価
23	愛 知	23,400	780	200	270	310	1,560	/ 自社製品 \
24	三重	23.700	790	200	280	310	1,260	通勤定期券
25	滋賀	23,700	790	200	280	310	1,410	など
26	京都	24,000	800	200	280	320	1,810	
27	大阪	23,700	790	200	280	310	1,780	
28	兵 庫	23,700	790	200	280	310	1,580	
29	奈 良	23,100	770	190	270	310	1,310	
30	和歌山	23,700	790	200	280	310	1,170	
31	鳥取	24,300	810	200	280	330	1,190	
32	島根	24,300	810	200	280	330	1,150	
33	岡山	24,000	800	200	280	320	1,360	
34	広島	24,000	800	200	280	320	1,410	
35	山口	24,000	800	200	280	320	1,140	
36	<u>诺</u> 島	23,700	790	200	280	310	1,160	
37	香川	23,700	790	200	280	310	1,210	1
38		23,700	790	200	280	310	1,130	
39	高知	24,000	800	200	280	320	1,130	
40	福岡	23,400	780	200	270	310	1,430	
41	佐賀	23,100	770	190	270	310	1,170	
42	長崎	24,000	800	200	280	320	1,150	
43	熊本	24,000	800	200	280	320	1,150	
44	大 分	23,400	780	200	270	310	1,170	
45	宮崎	22,800	760	190	270	300	1,080	
46	<u> </u>	23,100	770	190	270	310	1,110	
47	沖 縄	25,200	840	210	290	340	1,290	
47	/T 神	25,200	040	210	290	340	1,290	

[●]住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。

[令和7年厚生労働省告示第46号]

[●]計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

[●]洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

[●]健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

用語 INDEX

あ		73
0,5	育児休業等終了時改定	56
		73
		38
		46
	一時帰休と随時改定(通達)	55
か	月額変更届	44, 52
	現物給与	12, 98
さ	産前産後期間の保険料免除	73
	産前産後休業終了時改定	56
	算定基礎届 	14, 36
	資格取得日 	84
	資格喪失届 	89
	支払基礎日数	15
	<u>事務センター一覧</u>	93
	賞与支払届	60, 62
	随時改定	44
た	第 3 号被保険者の届出	88
	退職後の健康保険	90
	短時間労働者	8
	短時間労働者の算定	9, 34
	定時決定	14
	適用事業所	80
	電子申請	64
	電子媒体申請	69
	特定適用事業所	8
な	70 歳以上被用者の算定	39
	70 歳到達届	92
	任意継続被保険者	90
	任意特定適用事業所	8
	年金事務所一覧	94
は	パートタイム労働者	8
	パートタイム労働者の算定	9, 32
	派遣労働者の被保険者資格	83
		86
	標準賞与額	60
	標準報酬月額	10
	保険者算定	23
		70
		97
	保険料の端数処理	75
ゃ	養育期間標準報酬月額特例申出書	57